

平成 21 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成 21 年 12 月 14 日 (月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	12 月 14 日 午前 9 時 00 分宣告 (第 2 日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一
	3 番	山 田 邦 夫	4 番	米 野 秀 雄
	5 番	高 阪 康 彦	6 番	林 英 子
	7 番	小 原 喜一郎	8 番	中 村 英 子
	9 番	黒 川 勝 好	10 番	菊 地 久
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	山 田 乙 三
	13 番	伊 藤 正 昇	14 番	奥 田 信 宏
	15 番	猪 俣 二 郎	16 番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘	企画情報 課 長	鈴木 智久
		税務課長	長尾 彰夫	収納課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
		高齢介護 課 長	佐藤 一夫	福 祉 ・ 児童課長	鈴木 利彦
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
		小中学校 給食セン ター所長	村上 勝芳	生涯学習 課 長	川合 保
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

日程第1 一般質問

番 号 質 問 者

1	林 英 子	①高齢者をとりまく状況について……………48
		②水道料金について質す……………55
2	中 村 英 子	①K社の騒音問題について……………61
		②期待される学校給食……………72
3	松 本 正 美	①高齢者の介護問題を問う……………80
		②持続発展教育（E S D）の学校現場への普及を図れ……………92
4	黒 川 勝 好	トワイライトスクール（放課後学校開放）実現を……………95
5	伊 藤 正 昇	蟹江町野外活動センターについて…………… 104
6	山 田 邦 夫	政権交代と町政への影響を問う…………… 110
7	菊 地 久	①「政権交代」地域主権の予算編成は出来るか…………… 126
		②名古屋市民か蟹江町民か決断の時 どうする町長…………… 136

○議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成21年第4回蟹江町議会定例会の継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場において写真撮影を行いますので、ご協力をお願いします。

西尾張CATV様より、本日及び明日の撮影、放映許可願の届けがありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

議員のお手元に追加議案第94号ないし96号と全員協議会の資料が配付されておりますので、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る12月3日の全員協議会終了後に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

それでは、去る3日の全員協議会終了後に開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

協議内容は、全員協議会の追加報告についてでございます。「海南病院施設整備に対する行政支援について」は、最終日17日の本会議終了後に全員協議会を開催をいたしまして報告を受けることになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。一般質問をされる議員の皆様及び答弁される皆さんに、議長と広報委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

また、答弁をされる皆さんには、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 林英子君の1問目「高齢者を取りまく状況について」を許可いたします。

林英子君、質問席へおつきください。

○6番 林 英子君

6番 日本共産党 林英子です。

私は、議員になりましてから1番の質問というのは初めてです。何かちょっとどきどきしております。意味の通らないところがあるかもしれませんが、どうかカバーをしていただいて答弁をきちっとお願いをいたします。

まず初めに、高齢者を取り巻く状況といたしまして、何ととっても後期高齢者の問題ではないでしょうか。この制度は、年齢だけで差別する世界に例を見ない医療制度であることは、よくいわれているところであります。後期高齢者というネーミングや導入時の事務的混乱なども批判の対象となっておりますが、最も不満を募らせているのは移管によって保険料の支払い額がふえたことではないでしょうか。負担のふえた後期高齢者の方たちは全体の3分の1に上ると、厚生労働省は言っております。年金や貯蓄で生活している高齢者にとって保険料の負担は大きく、増額は簡単に受け入れづらいことが大きな反発につながっています。3月までに廃止の意見が667の議会で採択されております。

そこでお聞きいたします。20年度の決算では保険料は平均幾らでしたか。20年度の決算はどのような報告ですか。歳入歳出、そして差額は幾らであったか、まず初めにお知らせください。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の20年度の決算では保険料の平均は幾らであったかということでございますが、愛知県後期高齢者医療広域連合の平成20年度決算による保険料の平均額は、均等割額4万175円と所得割率7.4%で、1人当たりの保険料が7万6,388円で行いました。これは保険料の調定額477億4,691万9,300円を、4月から3月までの各月末時点の被保険者数の平均62万5,054人で除したものでございます。

それから、2つ目の決算の状況でございますが、やはり同じく広域連合のほうの特別会計の平成20年度決算の状況でございますが、広域連合の決算書から見ますと、歳入が4,548億4,382万5,278円、歳出が4,468億3,418万6,307円、差引額が80億963万8,971円で行いました。

○6番 林 英子君

それでは、次の質問に入ります。

被用者保険の扶養家族から後期高齢者医療制度に移行した人は何人でしょうか。収入状況はどうでしょうか。21年度は新たに何人、後期高齢者医療制度に移行されるのか、お聞きしたいと思います。そして、来年度の見通しで13.8%の値上げと国のほうは言っております

が、愛知では幾ら上がるのでしょうか。そして平均1人当たりの保険料は幾らになると思ってみえるのでしょうかを、2番目にお答えください。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

まず、被用者保険の扶養家族から後期高齢者医療制度に移行した人は何人であったか、収入の状況はということでございますが、平成20年4月1日に旧制度からこの後期高齢者医療制度に移行した際に、障害による認定を受けた人を含めて2,710人で行いました。そして平成20年度、これは平成21年3月末の数字でございますが、被保険者3,019人のうち約13.4%の405人が、被扶養者であった人の人数でございます。ただ平成20年度中に新たに後期高齢者になった被扶養者であった人の集計をしたものはございませんので、データはございません。収入の状況につきましても、分析集計した資料はないため不明でございます。ただ、平成21年11月末における平成20年度中に資格取得をした人の保険料の滞納等はございませんでした。

次に、2番目の平成21年度、これは平成21年11月末の数字でございますが、被保険者が3,130人のうち、約12.6%の395人が被扶養者であった人の人数でございます。今年度中の年齢到達者予定者が327人現在のところでございますが、このため平成22年3月末まで被扶養者であった人の人数というのは、もう少し増加するものというふうに思われます。

次に、3番目の来年度の保険料についてでございますが、保険料は2年ごとに広域連合単位で設定されますので、平成22年度に改正される予定でございます。この保険料は各広域連合における2年間の医療給付費等の見込み額から、国庫負担金、現役世代からの支援金、普通調整交付金等の収入の見込み額を控除した額、保険料として収入すべき額に基づいて算定をされるものでございます。平成22年度及び平成23年度の保険料額について、厚生労働省は1人当たりの医療給付費の伸び、後期高齢者負担率の上昇、平成20年度及び平成21年度における医療給付費の算定対象期間が23カ月であったこと、所得の減少などの要因によりまして約13.8%の増加を見込んでおるところでございます。しかしながら、医療費の増加に対応できるよう見込んだ上で、広域連合における剰余金や県財政安定化基金の活用等によって保険料の増加を抑制するよう通知がされているところでございます。

これらを踏まえまして、今後の予定として、広域連合が12月下旬ごろに新保険料率や市町村ごとの新保険料の負担金の試算を行いまして、来年1月中旬ごろに市町村に提示される予定でございます。このため、現段階では保険料の上昇率や平均保険料についてはお示しできない段階でございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○6番 林 英子君

次に、後期高齢者医療制度とは別に70歳から74歳の窓口負担を1割から2割の倍に上げるという負担増も凍結されていましたが、これも4月から解除されるということですか

れども、そのように理解してよろしいでしょうか。

○民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

お答えいたします。

本来であれば、2割負担とその上位所得者の方については3割負担になることとされておりましたが、平成21年度、この平成22年3月末までにつきましては、その2割負担の方は原則1割負担と軽減措置が継続されたところでございます。このままいきますと、何らかの通知の改正等が行われない場合は、70歳以上75歳未満の被保険者の方につきましては2割負担、また上位所得である被保険者の方は従来どおりの3割負担、こういった受給者証をお渡しすることになります。このことがどうなるかということでいろいろご心配されておるわけでございますけれども、今申し上げましたように、法令等の変更がされない限り、従来1割でありましたところが2割負担になってしまうということは、これは避けられないものというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番 林 英子君

次に、個人住民税を年金から天引きする特別徴収制度が10月から実施されました。天引き対象になるのは、4月1日時点で65歳以上の公的年金者の受給者です。総務省は、公的年金の年額が18万円未満で当該年度の特別徴収額が老齢基礎年金等の年額を超えているという人からは徴収しないとしていますけれども、月額なら1万5,000円であり、ほとんどの人が徴収されると違いますか。お願いもしていないのに年金から寄ってたかって引いてしまうことは、お年寄りにとって不安なことばかりです。無収入の人からも扶養家族からも、介護、国保、住民税も医療保険も有無を言わせないやり方です。お年寄りの孤独死が報道されるたびに胸が痛みます。これらの実態は当町ではどの課が責任を持って相談をされているのでしょうか。そして今までにもそういう相談が来ていると思いますが、どのように対処されているのかをお聞きいたします。

○税務課長 長尾彰夫君

では、ご答弁させていただきます。

個人住民税の年金からの特別徴収につきましては、65歳以上の公的年金受給の方が対象で、既に10月より始まっております。年度当初の65歳以上の公的年金受給者数は2,741名の方でございました。そのうち約2,246名、概算で82%の方が特別徴収の対象となっております。実績と予定としましては、社会保険庁初め7カ所の特別徴収義務者より、年度末までの特別徴収予定総額としましては約7,200万円を見込んでおります。

なお、10月の特別徴収実績としましては、税額としましては2,414万5,200円は既に収納させていただいております。

この制度が始まる前までの支払い方法につきましては、通常は振り込まれた年金を金融機

関まで出向き、口座よりおろし、銀行などの窓口で町県民税をお支払いいただくか、または口座振替でお支払いをお願いしていましたが、年金から天引きすることにより金融機関などに出向く必要がなくなることや、口座残高不足もないなど納税者にとりましても利便性がよくなると考えております。主な制度の趣旨としましては、普通徴収から特別徴収に支払い方法を変更するものでございます。この制度の導入により新たな税の負担が生じるものでございません。徴収方法が変更されるということですので、よろしくお願いいたします。

○6番 林 英子君

どの課で責任持ってやるのかということについては。

○税務課長 長尾彰夫君

すみません、ちょっと答弁漏れで申しわけありません。

それぞれ、私も個人住民税ですから、あと医療保険など介護保険、国保、いろんな課にまたがっております。当然それぞれの課でそれぞれの事務分担がございます。当然ばらばらでやっとなんかはいかんもんですから、その調整につきましては、次長初め部長と相談しながら横の連携を密にしながら今後もやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番 林 英子君

次に、国保の医療費の減免についてであります。国保加入者で低所得者が医療機関にかかった際、医療費の窓口負担原則3割の減免を受けられるように、国保運営自治体に来年度から財政支援をする方針ですというふうにいわれています。これを受けて当町は低所得者の方に減免すべきだと思いますが、どうでしょうか、お聞きします。

○民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

国保の一部負担金に関しての減免につきましては、これは病院、医療機関等で窓口でお支払いいただくものでございますけれども、こちらの減免につきましては、もう既にその減免要綱が平成20年4月1日から施行されておるところでございます。具体的な実施状況では、今のところ適用がございませんが、ご相談いただきますと、生活保護のほうに相談と一緒にしていただいたりというようなことで対応をさせていただいた事例もございます。こういったようなことがあったため、この減免の要綱適用というものは今のところございません。

現在、議員の言われましたように、この制度や財政の支援策などに関しましては、国が今モデル事業を実施しておるところでございます。そのモデル事業が終了後に何らかの指針、方針等、そういったようなものが示され、また支援策等もあわせてご通知いただけるものと私どもは考えておるところであります。その示されます施策から、現在議論が始まっております後期高齢者医療制度を今後どのように変革、改変していくのか、そういったような状況も含めて私どもは検討しながら、時期を見まして周辺の市町村等の状況もお聞きして、町と

しての適正な水準を模索していきたいというふうに考えておるところでございます。今現在では要綱を実施ということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○6番 林 英子君

実は私の手元にある、ある一人のお年寄りの方から、今の実態を報告されました。その方はお勤めも今まで本当に長く1カ所で勤められ、年金が約20万、年間240万あるそうです。奥さんは無年金者で年間42万、1カ月3万5,000円だそうです。その方たちの内容を見ますと、介護保険料、国保税、住民税など払って、大変な暮らしであるということを訴えられました。その方たちの介護保険が2カ月で1万500円、奥さんが8,000円、そして国保税は2万4,400円、住民税は3万6,000円ですが、とりあえず1万8,000円ということに国のほうは言っております。そしてこの方は、いいことに家賃は払いません。もしかこの方が家賃を払っているとすれば、その家賃だけでも7万円として84万円になるわけです。本当によかったと言われております。でも、この住民税が入ったことによって本当に生活は大変だと言われました。

ちなみに、私はここに表を持っておりますが、国保税、後期高齢者支援金を含む中で、蟹江町は固定資産税が一番高い資産割50%ですので、その計算によりますと、65歳以上年金生活で高齢者夫婦のみの2人の世帯、100万の人が年間約11万400円、そして夫婦の方で200万以上の方が16万9,400円、それは国保で払うわけであります。そして65歳以上の年金生活者で独居の世帯、その方は100万円の方が8万7,400円、200万の方が14万6,400円払うわけであります。年間の収入の約1割はこういうものに払う。しかもこれに介護保険、そして所得、そしてもう一つは住民税を払っていくというものです。そして4年後にはまたここへ消費税を盛り込もうとしております。どういう暮らしになるのでしょうか。お年寄りの方は本当に不安を抱いて生活をしていらっしゃいます。

さきの総選挙では、年齢で差別する制度を廃止して医療制度に対する国民の信頼を高めると公約した民主党に期待をいたしました。しかし、新政権の長妻大臣は、廃止してもとに戻すのではなく、4年以内に新しい制度に移行すると、廃止の先送りを明言いたしました。2年ごとに保険料は人口や医療費によって値上げされます。これは後期高齢者です。介護保険は3年ごと上がります。国民健康保険税もそのときの物価によって、自分の収入によってどんどん上がります。消費税は3%から5%になりました。消費税を1%上げるよといえ、国へ2兆5,000億入るものです。そして3%から5%になったときに、その5兆円は、福祉のために高齢者のためにといって上げた消費税でさえどこへ消えたかわからない。今、国は大変な状態を毎日のように報道しております。それを聞いたお年寄りの方は、辛抱しなきゃ、本当に不安な生活をしていらっしゃる。私は回ってみて、そう思います。

こういう問題は、もとの老人保健制度に戻すことは考えていないのかをお聞きします。こ

これは国の問題であると思いますが、本当に今の置かれているお年寄りの状況を、蟹江町のお年寄りの状況を見てどのようにお考えかを、後から町長にお聞きをしたいと思います。

収入の多い人からは多く取って、少ない人の負担は薄くする、そして金持ちでも貧乏であっても、受ける医療は平等でなければなりません。行政の役目は何より住民の命、財産を守ることです。現役のときは一生懸命働き続け、老後になり、ゆっくり不安のない人生を送りたい、そう思うのは当然のことだというふうに思います。前の一般質問でも国のほうにぜひ申し入れてほしい、そういう意見を出してほしい、そのように言いましたけれども、その後、どのような方法で述べていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。町長お願いいたします。

○町長 横江淳一君

大変いつもお世話になっております。それでは、的確な答弁ができるかどうか分かりませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

さきの保険医療制度のことにつきましては、私が今ここで述べるべき立場にはないのは、十分林議員もご承知おきをいただいております。この8月30日をもって国の流れが大きく変わりました。私はこの新政権に対してこの我々だけじゃなくて、私を取り巻く周りの首長さんすべてが、今大変期待をいたしておる一人でもありますし、この保険医療制度のことにつきましても、特に後期高齢者制度につきまして廃止をされると、新たな制度をつくり上げるというふうにおっしゃってみえて、我々もどういう形になるのかなというふうに期待をしておったんですが、まさに今、林議員がおっしゃったように、先送りをして4年の間に考えるということで、非常に結論が先送りをされた状況であることも事実であります。国民健康保険税の減免のことにつきましても、いろんな活字が紙面上を躍っているのも事実であります、全く決定もされておられません。ましてや来年度予算の編成につきましても、まだまだ予断を許さない状況であります。我々地方自治体を取り巻く環境というのは、即住民サービスに響いてくるわけでございます。当然お年寄りの方もございましょう。それから子育て真っ最中の若いお父さん、お母さんも、それから一生懸命現役世代で皆さんを支えておっていただける方も、たくさん蟹江町にはお見えになっております。それぞれの皆様方に確かにすべてが均一にというのは、なかなかこれ難しいことになるかも知れませんが、できるだけ我々は皆様方にいただいた税金を無駄なく、そしてたくさんの住民サービスができるように、これが基本的な考えであるということは今も変わりませんし、今後も変わっておりません。

そういう意味でいけば、今、林議員が言われた、たくさん収入をもうける方はたくさん税金を出して、少ない方については少なくすればいい、考え方としては間違っていないのかもわかりませんが、たくさんお金をもうけられる方というのは、徹夜をしても一生懸命体にむち打って、一生懸命働いて高収入を得ている方もお見えになるわけでありまして。それぞれ

の温度差があるわけでありますので、一概に私はこれは国民のすべての平等ということについていえば、若干これは違うのではないのかなと、こんな感じがいたします。

いずれにいたしましても、新政権に期待をすることは大変とうございます。もうしばらくこの流れを見ていただかないと、今ここでお答えできることは大変少ないのが残念であります。そういう意味で、また林議員、国の流れをまたお教えいただきまして、我々町ができることにつきましては速やかにやらせていただき、住民の皆さんのご期待にこたえていきたい、こんな考えでございますので、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○6番 林 英子君

私はお金持ちはそれなりに払い、貧しい人にはきちっと生きていけるようにすべきだということは当然のことというのは、今60歳の方でもそうですけれども、現実には働くところはありません。40代の人、50代の人、ハローワークへ私はこのたび何度も行っております。本当に働くところがないんです。いつも相談に来ているある女性は49歳です。その方はハローワークへ行くお金がないので、津島のハローワークまで片道2時間半かけて歩いている、こういうふうに訴えられました。これが現実です。

そして、先ほども佐藤課長のほうからありましたように、愛知県は80億ものお金を残しております。こういうものを受けてこの4月から上がるよと、お年寄りの方、後期高齢者の方が聞いたら、何だと思われるのではないのでしょうか。80億も残っているお金を後期高齢者の方に保険料は上げないよと言い、住民税で払えない方には役場のこの課相談にいらっしやい、こういう方法があるよと聞いてあげるのが、お年寄りの方が安心して蟹江町で暮らせる、そういうことではないのでしょうか。有無を言わずに年金から取れば手間がかからないからいい、とんでもないことです。年金以外に収入のないお年寄りにとって、年金だけが命の綱です。その年金から有無を言わず取っていく。これは本当に行政の都合のいいことだと先ほども言われました。とんでもないことです。もっともっと一人一人の意見をよく聞いて、どの課へ行ったら相談に乗ってくれるのか、よく聞かれます。ですから、もっともっと住民の声を聞いて、お金持ちの方にはそれなりに、ない方には減免制度を利用する。国保の減免制度でも一度も使われていないというのが実態じゃありませんか。私はそのような行政を変えていくことが住民の幸せを願うことだと、お年寄りの方が安気に暮らせることだというふうに思います。年金から有無を言わずに、介護保険から、そして65歳までの方も国保からも取られます。住民税からも払うことになります。本当に年金が幾らあったら不安のない生活ができるのでしょうか。以前は退職をし年金が入るので、年に1度か2度は夫婦でどこかへ旅行にでも行こう、そういう声を聞いてきました。今、生活するのにこの年金を崩し、大変な暮らしになっております。こういう暮らしを変えていくのは私たち国民一人一人の使命だというふうに思います。

まだまだ政権がかわって浅い、今までの戦後のあのたまりにたまったうみを出し切って、本当に私たちの目の前できちっと手術し直していくこと、こういう政治を望んでいきたいというふうに思いますし、蟹江町でもこれ以上値上げをしない、80億円も差額を持っているこのお金を使って、今度は年金を上げることは後期高齢者の医療費上げることはないよという声がきくと聞きたいというふうに思います。私はもとの老人保健制度に戻すことだというふうにここで言いたいのですけれども、答弁は国の方針に従うということであろうと私は思います。本当に一つ一つがはっきりした答弁ではなく無念に思いますけれども、私は今の情勢をきちっとお年寄りの方にお伝えをし、一緒に勉強をしていきたいというふうに思っております。答弁をありがとうございました。これで1問目を終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で林英子君の質問を終わります。

引き続き、林英子君の2問目「水道料金について質す」を許可いたします。

○6番 林 英子君

私はこうして一般質問をずっと2問ぐらいつつ議員になってからやらせていただいておりますが、水道料金については初めてであります。皆さんの中には、林さん、珍しいことをやるなと思いますけれども、なぜ水道料金について私が問題にしているのか。それは蟹江町には南部水道と蟹江水道とがあります。そして今問題になっているのは、実は南部水道で裁判が起こっているのです。それは談合の問題です。

ある業者から共産党へこういう談合が起こっているよという手紙が来ました。そして調べて今、裁判を行っているところです。私もその裁判に弁護士さんや皆さんと一緒に何度も行きました。その入札の談合は絶対に許せないということで、今頑張っているものです。その中で、海部南水を蟹江町の方で使っている方がおるのに、林さん、何も言わずにおるのか、何をやっているのか、そういうふうに言われて、私はそれから本当に申しわけない、そのように思っているいろいろと調べてみました。

蟹江町には、同じ住民でありながら蟹江水道と南部水道があり、1年間で蟹江水道と南部水道を使用することでどのくらいの水道料金の差があるのか、まず初めにお答えください。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

それじゃ、お答えさせていただきます。

まず、海部南部水道と町水道の料金の格差についてでございます。料金につきましては、あくまで水道料金の自治体とか団体とかいろいろございまして、すべてまちまちでございます。海部南部水道さんの場合につきましては、あくまで条例とか規則とか、そういうあれで単価設定されてみえますが、あくまで基本料金といたしましては、水道口径メーターです。そのメーターの口径によって基本料金を定められております。それから、1立方メートルから使用量の算定をされてみえます。そういう形で蟹江町との算定方法は違っておりますが、

あくまでそういう形の算定方法でございます。

それで、一般的に13ミリの場合で考えさせていただきまして、10立方メートル、20立方メートル、30立方メートルであらわせていただきますと、まず10立方メートルでは6,678円、それから20立方メートル、各家庭で使われる場合でいきますと5,418円、それから30立方でいきますと9,198円でございます。あくまで13ミリが一般家庭で主流でございますが、それとも海部南部水道さんの場合につきまして20の口径を使われた場合、あくまでそれでいきますと10、20、30で、総トータル的でも2万円以上は超えております。あくまで南部水道さんのほうが高くなっております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

私の質問いたしましたのは、蟹江水道と南部水道の料金の差があるということで、両方のどのくらい差があるのかを明確にさせていただかないと答弁にならないのではないかと思います、どうでしょうか。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

先ほど申しましたように、1年間で単価の差でございます。あくまで南部水道さんの場合、1カ月13ミリの場合、計算させていただきますと、1カ月大体、2カ月で隔月で計算しておりますので1,113円の差がございます。それを6倍させていただきまして6,678円の差がございます。そういう形で年間の差がございますというふうに答弁させていただきました。

それで、20立方メートル、1年間で使われた差が5,418円、それから30立方1年間で使われた人の差が、蟹江町と南部水道さんの差が9,198円というふうに答弁させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○6番 林 英子君

次の質問です。町の近隣、名古屋市、ここの中では中川区ですけれども、蟹江水道を使用しているところがあると聞いておりますが、どのような方法で検針や料金を徴収しているのか、教えてください。そして何件、そういう方がありますか、そしていつごろから今の方法をとっていらっしゃるのか、お知らせください。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

まず、町の行政区域内に名古屋市さんから水道水をもらっている住宅ということはございません。それで仮に反対に、町のほうから名古屋市さんに送っているという形ではございますが、それにつきましては舟入斎苑、そういうところの形で送っているところはございます。

それで、件数ではございますが、まず須成地区、ここにつきましては福田川に架設してございます柳瀬橋下流、そこに隣接する名古屋市の戸田区ではございますが、ここには大メー

ターをつけさせていただいて、11戸供給させていただいております。あくまで大きなメーターで総トータル的な計算の形でメーターをつけさせていただいております。

それから舟入地区、先ほど申しました墓地とか斎苑、そういうところも含めまして11戸、これも同じ数字ですが、11戸を供給させていただいております。合わせまして22戸でございますが、そういう形で動きはとらせていただいております。水道料金の算定に、まず蟹江町の検針員がすべて両方とも数値を把握させていただいております。それでまずこの中で、水道料金の徴収の方法のことでございますが、まず二通りございます。

まず1点目では、須成地区のほうの11戸ではございますが、先ほど申しましたように大メーターで数値をはからせていただきまして、それで町の給水条例の規定に基づきまして集合用として、名古屋市市の行政のほうに使用料金を請求させていただいております。それで名古屋市から入金していただいております。

それからまた、舟入地区のほうでございしますが、これは蟹江町と名古屋市との水道事業管理者でございしますが、昭和53年に分水契約をさせていただいております。そういう形で動きをとらせていただきまして、あと請求方法といたしまして、まず個人のあくまで町のほうの配水管から個人のほうが給水をされてみえます。そういう形で私ども蟹江町から個人さんのほうに請求をさせていただいて、今度個人さんから蟹江町のほうに料金をいただいております。これにつきましては、あくまで当時蟹江町の組合で構成されておりました関係上、そういう関係上の事務をそのまま蟹江町の水道が引き受けたと、継承したという形で動かさせていただいております。これにつきましては、あくまで蟹江組合と蟹江東部組合、この2つが昭和50年に蟹江町の町営水道という形で統合されたということで聞いております。あくまでそういう事務継承という形で私どもにいただいておりますので、そういう条件下のもとで料金の請求、それから検針させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○6番 林 英子君

蟹江町水道を供給されていた方が、2年前に愛西市、旧佐屋町へ引っ越しをされ、水道料金の高いのにびっくりされたそうです。こんなに差があるとは思わなかったと言われました。今までこのような苦情はなかったのでしょうか。どのような説明をされていたのでしょうか。そして、私はここに持っております。この人は愛西市へ行ってからどのような水道料になったかを送ってもらいました。それには7年から2年、9年まできちっと領収書を送ってもらいましたが、つい最近ので9月15日から11月16日では、2カ月分1万6,044円でした。

そしてもう一件、私はこの須成の方のメーターを聞いてみますと、よく似た生活です。そして先ほど言いました1万6,044円の方は公務員ですので、ご夫婦そろって昼間はお見えになりませんし、子供さん2人は学校へ行っております。そういう中での水道料です。そし

て、もう一人須成の方は約6,000円だそうです。ですから1万円の差があるということです。本当にこれを見てびっくりいたしました。

そして、もう一つここに私は表を持っております。これは19年の表ですが、一般家庭の水道料金の比較表です。もちろん13ミリですが、何と19年3月31日には蟹江町は愛知県で28番目でした。そして20年に値上げをされて蟹江町は何と4番目に愛知県で高い水道料だということがわかりました。名古屋市は6番目です。そして一番安い豊橋の倍以上払っていることになります。本当に水道料金が高いということがわかりました。同じ町民で税金は蟹江町に払っているのに、一番大切な水で差別されるということはどういうことでしょうか。今のまま何もせず続けるのですか。先ほども言われましたように、南水の問題だ、冷えた水道管がそのときの事情による、それをやめるとすればお金が要る。だから今のままでいくとなれば、もしかこの蟹江町から、蟹江町も高いのですが、引っ越したとして、本当に同じ税金を払いながらなぜこんなに差別を受けるのかとお思いになるのは、当然のことだというふうに思います。

先ほども舟入や中川区の柳瀬のように言われましたところ、そのような方法をとるべきではないかというふうに思います。そのようなことが考えられないのか。海部南水の方が、こちらの蟹江の海部南水を使っていない方よりも1万円も多く払わなければならないという実態なんです。

そして今この問題になっている談合問題は、ここに裁判を行っている問題ですけれども、それは談合の問題で、海部南水のそういう今までのやってきたことに対しての今裁判が行われている。そういう中で水道の高いのを知りました。私は水というものの観念が余りなく生活してきましたので、この海部南水と蟹江町の余りの差に驚き、林さん、何とかしてほしい。それでどういうふうにすればこれが変わるのかが、私はわかりませんでした。今後何らかの方法をとられる考えはないでしょうか、このまま南部水道、蟹江水道、同じ住民でありながら今の取る方法を続けていくのか、そういうふうにしかないのか、今ここで教えてください。お願いします。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

では、まず第1点目の海部南部水道との料金の問題に対して、住民の対応策でございます。あくまで本事務所、水道部のほうに電話なり窓口へ見えられる方につきましては、あくまでその地域ごとの管理者、水の管理者がございますので、そちらのほうに赴いていってお話を聞いてくださいという形で、電話なり相談事に対しては私ども対応しております。それに対して、あくまで私どもとしまして、そういうトラブルについてはその後の形としてはございません。それに対してのちょっとおかしいんじゃないかというようなこともございません。あくまでそういう形で、その企業ごとの考えを述べられているみたいでございます。

それから、水道料金の格差についての回答というか解決策ではございますが、まず私自身

考えますと二通りあるとは思いますが。まず名古屋市さんが今のところ言われましたように一番安い。それから蟹江町、それから南部水道さんという形で３段階に分かれております。そういう形で一番安い名古屋市さんに合わせるのが一番妥当で、住民の方は一番喜ばれる方法かとは思いますが、それにしますと私も経営が成り立ちません。それで名古屋市さんのほうについても今現在としては黒字かもしれません……

○議長 大原龍彦君

静かにしてください。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

そういう形で名古屋市自身としてどうしてだということをちょっと調べさせていただきますと、あくまで自己水源をお持ちでございます。そういう形で安い場合と、それから一般会計から負担金をいただいてみえるみたいです。それから人口密度的にいきますと、スケールメリットが大変多いというふうに私自身考えます。そういうような形で動きますと、あくまで私も名古屋市さんのようにやることはできません。それから南部水道さんに合わせますと、あくまで私も３万6,000人の人の生活を支えております。１万2,500戸という形で、そのことを考えますと、あくまでその人たちの生活を脅かすようなことはできません。

ですので、議員も言われましたように、20年に単価の見直しをさせていただいております。そういう形で私も、この財政をより堅実に長く続けていきたい。それと独立採算制を強調しながらこの運営を賄っていききたいということを思っております。あくまでこれが持続できればずっと長くもっていききたいということを思っております。そういう形で、単価につきましてはこのまま継続していきたいということを思っております。

以上でございます。

○6番 林 英子君

19年度には28位だった蟹江町の水道でさえ、20年の値上げによって今４番目で、名古屋市は6番目です。そして今も一般会計から入れていないし、このまま続ける、そのようにおっしゃっていますけれども、じゃ、そこに住んでいる方たちはずっとそれで辛抱していけということでしょうか。海部南水に入っていられる方は蟹江町の方で738件です。そして人口でいえば、これは21年3月31日にお聞きした人数です。738件、そして人口でいえば1,406人だそうです。その柳瀬の方たちがこういう方法を取り、舟入の方たちもこういう方法がとれる。じゃ、南部水道は先ほど課長言われたように、今のまま1万円違おうが何しようが、このまま続けるよという答弁でしょうか。

ここに皆さんからの声を私は持っております。南部水道の水道料は新聞を読んで高いことは知っていたが、なぜ高いのかと思われるのは当然のことだと思います。富吉地域の女性の方は植木にふんだんに水道を使っている蟹江町の料金より、始末している南部水道料金のほうが高いのは納得できない、こういう問題が来ております。そこへ持ってきて談合が、配水管

の談合などによってまたまた高い水道料金のまま据え置かれております。

そこでお聞きいたします。町長、同じ蟹江の住民でありながら、税金も蟹江町で払っておきながら、命の次に大事な水道料金で先ほども聞かれましたように、こんなに差があるということを町民の方にどう説明し、これからはこれをずっと変えないという課長の答弁がありましたように変えずにいくつもりでしょうか。何らか住民のそういう助ける方法を考えられないのでしょうか、お聞きいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

この南水との料金の格差については、かつて林議員、ご記憶になかったでしょうか。何人かの議員さんに実はご質問をしていただいております。その当時、まだ実は蟹江町の水道料金というのは大変県下で安く、今おっしゃったとおり大変安い状況でありました。それは蟹江町には本当に伏流水がふんだんにございまして、先ほど来の組合の設立も含めた過去の経緯も勘案した中で、蟹江町の水道料金というのは、地下水と県水とのブレンドということで長い間供給をしてまいりました。当然料金も低く抑えてあったわけですが、議会でもご説明を差し上げました3年、4年ぐらい前から、若干地下水に色がまじってくるようになりました。決して健康的には問題はなかったんですけども、県の通達、いろいろ保健の関係上になりますとちょっとこのまま続けていくにはということで、県水に切りかえたいということは多分ご存じだと思います。

その際に、当然県水になりますと非常に率が高いわけであります。これはイコール海部南部水道と同じ水源に頼るわけであります。そういう意味で、それとプラス水道料金を若干上げさせていただいたということも相まって、今現在高い比率のところに行ってしまったというのは、大変申しわけなく思っております。かつて海部南水とそれから蟹江の水道とは若干日光川を境にして富吉地区の皆さん、きょうお見えになります議員の皆様も海部南水の供給を受けておみえになる方もお見えでございます。そういう意味でいけば、非常に料金格差というのは私も気になるころではありますが、かつては海部南水のほうが安かったわけであります。そういう状況もあったわけでありまして、配管の問題等々について、今はこのままやむなしという要請があったということについてはご理解をいただきたいな。

ただ、今後どうするかということにつきまして、今一番危惧をいたしますのは、水道、蟹江町の水というのは大変きれいで、そして非常に質もいいという評判ではありますけれども、水道水を飲まなくなられてしまいました。供給量も非常にこのところ下がってまいりまして、割合としては割高になってしまうという状況が今、実は続いております。ただ蟹江町は漏水率が非常に少なく、水道管がはっきり管理をされているということも、これはわかっているわけでありますけれども、ただ県水に頼るが余り、県水の料金設定がどんどん上がってきはしないかな、こんなことを今一番危惧するわけであります。さりとて蟹江町には

まだまだ地下水のくみ上げるポンプがそのまま残っておりますので、緊急のときにはいつでもその地下水が使えるように年に何回とくみ上げて、それを放流をしているわけでありませう。そういう状況も今後考えなきゃいかんときが来るのかなと。ただ先ほど申し上げましたとおり、若干色が来ておりますので、それに添加剤を加えて色を落とすということはもうできません。そういう意味で、水道料金に関しては、これから水道管のインフラ整備だとか等々を考えたときに、ちょっと危惧する状況にはありますが、近隣の水道料金をいろいろ考えまして、きちっと抑えられるところは抑えていきたいなと。ただ海部南水との格差がどう下がってくるかどうかについては、ちょっとまだ不透明なところがあると思います。

その先ほどの談合問題等々につきましては、情報としては私は知り得ておりますけれども、我々が関与する問題ではないというふうに思っております。蟹江町は、町民1万3,000世帯に非常に良好な水を送るべく今後も一生懸命邁進してまいりたい、こう思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○6番 林 英子君

中川区舟入のほうにいらっしゃる方、中川区柳瀬にいらっしゃる方、その方たちは、はっきり言って蟹江の住民ではありませんけれども、きちっと検針もして名古屋へ送り、名古屋から金をいただく、そういう方法が現実にはできております。もちろん海部南水と蟹江の水道の仕組み、昔からの流れ、そういうものがあるでしょうけれども、新しく行った方はそういうことをご存じありません。でも私のところへこの表を送ってくださって、なるほどと思っておりますけれども、そういう方たちに本当に差別をしない、蟹江町に住んでよかったと思われるためにはどうすべきかということを、今後も考えていただきたいというふうに思います。

私はきょうの質問をし、答弁は、また海部南水の方たちにお話をし、蟹江町は結局このことについては何も今は手だてをしない考えでいるみたいですよと言わなければなりません。そうじゃないでしょうか。中川区に現在いらっしゃる方たちに、そういうことができて、22件の方にできて、同じ町民である住民にとって海部南水地域へ引っ越した方、本当に大変なことです。1万円違うということは大変ですね、水道で。だからもっともっと今後どういう手だてができるのか、特に愛知県で28番目であった水道料金が、20年の値上げによって4位にまで上がってしまった。ますます蟹江町の水道料金が低い、これで公共下水道を完備されお金が合算されれば、どんな暮らしになるのでしょうか。もっともっとほかの方法を考えて暮らしがよくなるように切に願って、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で林英子君の質問を終わります。

○議長 大原龍彦君

質問2番 中村英子君の1問目「K社の騒音問題について」を許可いたします。

中村英子君、質問席へおつきください。

○8番 中村英子君

8番 中村でございます。

騒音問題について質問させていただきたいと思います。

昨年9月ですけれども、この件に関しまして一般質問をいたしました。そのとき、この対象となる会社をA社というふうに表現いたしましたけれども、今回は会社名の頭文字をとりましてK社ということにいたしましたので、これは、9月のA社と今回のK社は同じ会社であるということの認識の上でお願いをいたしたいと思います。

昨年9月に質問いたしましたから既に1年以上が経過しておりますので、少し前置き長くなるかもしれませんが、前回の質問の中身を少しおさらいしてみたいと思います。

まず、K社ですけれども、産業廃棄物の中間処理を行う業者として平成9年ごろから町内で操業を開始しております。扱っているものは鉄ですとか合金ですとか非鉄、いろいろですけれども、そのような会社であります。工場の敷地内には鉄などを処理するために、設備としてせん断機というものが設置されております。このせん断機は通称ギロチンプレスと呼ばれるものですが、非常に著しい騒音を発生する施設でありますので、騒音規制法に定められております特定施設に該当するものであるということでもあります。特にこの会社のギロチンプレスは重量800トンという大がかりなものでありまして、そのようなものを上から下に落として鉄を切るということでもありますので、大きな音が出るということは簡単に推測できることでもあります。

このような特定施設は、騒音規制法に基づきまして、施設の設置の工事の30日前までに町に届け出をする義務があるわけですが、K社はその届け出をせず、無届けのままでギロチンプレスを使っておりました。当然騒音問題が発生いたしました。町当局は発生した騒音についての的確な対応、処理ができませんで、付近の住民がK社を訴え裁判となりました。裁判所はK社に違法な、つまり規制基準を超える騒音の発生があることを認めました。裁判所が認めて以降も騒音を発生し続けたので、裁判所はさらに間接強制の申し立てを受理し、それを認めました。このような経過の中で、K社のほうも防音壁をつくり、それを高くしてきましたけれども、その高さも今ではかなりの高さになっておりますが、高くしてまいりました。壁の部分は高くしているわけですが、車が入り出するところ、開口部はそのままの状態に、あいたままの状態になっているということです。

この間10年以上ですけれども、蟹江町は行政としてK社に対してたまに勧告したり指導したりしておりました。3回ぐらいだったと思います。しかし、それらの行為は何の効果もありませんで、騒音の発生が平成20年1月、昨年1月ですけれども、そのまま続いておりました。これは町は県に測定を依頼して、その結果その騒音が続いていると。工場の敷地境界線

の開口部において規制基準を超える騒音が発生しているという結果を受けたのです。結果を受けまして、町はK社に対し改善を指示しましたが、K社からは開口部の騒音を防止する策は示されず、そのまま騒音が続いているというのが現状であります。このような現状に対しまして、昨年9月に私は、早急に解決をすべきではないかという質問をさせていただいたわけです。そのときに町長は、この解決に向け一生懸命努力させていただくという答弁をされました。このようなことが9月の経過だったと思います。

それから1年余りたちましたので、町長の言葉どおりの努力がなされたのではないかと私は思っております。私もこの1年の間に2回ほど、担当職員や町長とこの件について話をする機会がございました。ことし2月13日には、石原前民生部長を含めて担当課長などに対応をお聞きいたしました。その時点では当時の石原民生部長から、近いうちに測定をしますと。その後町の方針を明らかにしますというお話がありました。2月13日の時点のことです。それで私は、そのように物事が進んでいくのだと思っておりましたけれども、その後なしのつぶてでどうなったのか全くわかりません。

その後、8月21日だったと思いますが、今度は町長を含め関係部課長にお話を聞く機会がございました。その席で町長から、問題は解決したいというお話があったと思います。9月議会があるからなというようなことはおっしゃっておりましたけれども、解決に向けての意欲は、はっきりと被害を訴えている住民の方にも示されたのだと思います。住民の方もそんなわけで、それではよろしく願いますと言って、町長の言葉に期待しながら、その日は終わったというふうに記憶をいたしております。

このように前置きが長くなりましたけれども、そこで最初の質問をさせていただきますが、その8月21日の町長の言葉どおり、この騒音問題は解決できましたでしょうかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

この問題についての解決ができたかという問いにつきましてですが、現在苦情者がまだございます。ということで、その騒音対策に対する苦情がなくなったというふうには考えておりませんので、まだこういった問題が続いておるのが現状であります。

以上です。

○8番 中村英子君

解決できていないというご答弁でよろしいと思いますけれども、それでは、なぜこの解決ができないのか。町長も町の担当者も解決したいというお気持ちは私は十分持っていていらっしゃるというふうに思っておりますけれども、なぜ解決できないのか、その理由について具体的に言っていただきたいと思います。

○環境課長 上田 実君

解決ができないという言い方よりも、苦情者があるという言い方のほうがというふうに思っています。今の質問に関してですが、その理由、解決できない理由といたしましては、工場からの騒音を測定することの難しさや、騒音を与える周辺生活環境への影響といったものの評価、騒音規制法の規定の問題など、なかなか判断が難しいことがその理由になっているというふうに考えております。

以上です。

○8番 中村英子君

その今のご答弁を一つずつ点検してみたいわけですが、1番目のご答弁として、工場のその騒音の測定が難しいというお話がありました。その測定が難しいという答弁ですが、つまり測定というのは不可能であると、できないと。測定というものが町の行政の中ではできないというような解釈でまずよろしいでしょうか。測定ができないということですね。

それから、周辺への影響ですが、これにつきましては、もう裁判所が判断を出しておりますので、裁判所の判断に従うのが普通だと思いますが、周辺への影響をどのように定義づけするのか、その定義づけができないと、そういうふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

それから、騒音規制法のその法律の中身から、町としてはその判断ができないと、そういうふうにご答弁されたように思いますけれども、そんな認識でよろしいのでしょうか。

○環境課長 上田 実君

1つ目の騒音の測定は不可能かという件につきましてですが、これは不可能というよりも、これまでも蟹江町は7回ほどこちらの測定をしてまいりました。ただあそこを取り巻く音につきましては、西尾張中央道あるいはJ Rといった騒音があります。工場の騒音を除いた部分を暗騒音という言葉で表現するわけですが、暗騒音も非常に高いということと、工場からの出る音、いろいろがかぶってしまっておりますので、なかなか難しいというふうに言っておるわけでございます。

次に、2つ目のご質問の周辺生活環境につきましてですが、まずちょっと整理しておきたいんですが、法律の体制でございます。実は法律には60デシベル以上を超えた場合にはやっぱり法規制という基準がございます。ただ、それは遵守することになっておりますが、超えておるからといって直ちに行政が強制的に何かを執行できるものということはないということをご理解ください。という法の体制のもとの中で、周辺生活環境が損なうときには町として強制的に何かができる。何かというのは勧告だとか命令というものができるようになっておるのが、法律の仕組みでございます。現在のところ、60デシベルという規制基準を超えておるというのが、先ほど言われましたように、愛知県の測定でも出入り口からそういった音が聞こえておりますので、指導をしておる状況でございます。

それで、周辺生活環境を損なう基準でございますが、項目だとか数値等で定量的な評価できる基準は国にも愛知県にもございません。生活環境は地域特性的により異なるものでございます。したがって、さまざまな諸状況を総合的に判断する必要があるというふうに考えております。本件につきましては、例えば苦情者の状況の内容や程度、あるいは騒音に関する客観的なデータ、他の騒音施設との関係等あるいは地域の地域性、あるいは先ほどから言っております暗騒音というものをそれぞれ加味しながら、総合的に判断していくものであるというふうに考えております。ですから、そういったことを勘案して、町が周辺生活環境を損なっておると判断をしたときには、次の強制的な手段ができるというふうに考えております。ただ現在のところ、そこまでに至っておりません。

そういったことで、もう一つのご質問、町が判断を今どうしとるかににつきましては、そういった理由でありますので、そこまでの判断はしておりません。

以上です。

○8番 中村英子君

きちんとはっきりさせたいということが、私2点、今の答弁からあるわけですが、2月13日のときに前石原民生部長、今の課長もいらっしゃいましたが、その席で測定を近いうちにいたします、その測定の結果を見まして町としての方針を決めていきますというふうにはっきり言われました。そこでその測定の後、先ほども言いましたように、私何も聞いていないわけですが、じゃ、その測定の結果はまずどういうふうだったのか、測定についてお伺いしたいと思います。

それから、総合的に判断してまだ生活環境を損なう事態に至っていないというお話がありました。生活環境を損なっている事態になっていないとするなら、何もこれは問題はないじゃないですか、どういう問題があるんですか。生活環境が損なわれていないとするなら、解決すべき対象の問題というのは、じゃ何なんですか、問題ないじゃないですか、じゃ。この2つについてお答えをお願いしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

1つ目のその後の測定というところですが、実は町は平成21年3月9日と10日、2日間にわたりまして、K社の作業時間を朝から終わる5時までですが、測定をいたしました。測定の結果といたしましては、重機というか、先ほどご質問のせん断機がほとんどというか、余り動いていなかったという状況を町は把握をしております。ただ、測定の結果として唯一とれたものにつきましては、暗騒音という数字がとれております。ということで、測定の結果につきましては2日間とも、こちらのほうはK社には通知をするわけではなく、いきなり測定をしたものであります。

次に、2つ目のご質問の周辺生活環境につきましては、先ほども言いますように、規

制基準が60デシベルという数字はございます。これは守るべき数字であります。ただし蟹江町がその後強制的に何かをやるにつきましては、それプラス周辺生活環境を損なっておるということを立証してからでないと、勧告だとか命令に行けないわけでございます。ですから、現在も60デシベルを超えておる状況が出入り口で見られておりますので、こちらについて指導をしておるのが現状であります。

以上です。

○8番 中村英子君

それで、じゃ、その3月の9、10だけに測定をして結果、方針を出すと言ったんだけど、方針は何ら出ていないと。何で出ていないかといえ、暗騒音の問題が1つある、もう一つは機械が動いていなかった、この2つのことを今測定に関しておっしゃったと思います。では、この機械が動いていなかった。いいですか、なぜ機械が動いていないのか。結局検査するときに自然の状態、通常の営業の中できちんと検査しなければいけませんけれども、業者のほうで検査を察知して機械を動かさないという事実があったんではないですか。業者のほうで機械を使っていない、動かさない、そういう事実が一つあったんではないですか。

それから、もう一つですけれども、暗騒音で測れなかったと。つまり暗騒音で正しい数字が出なかったというお話があります。この場所が西尾張中央道もあり、そしてまたJRもあるということで、そういう交通の面からの騒音がある場所であることは理解しておりますけれども、暗騒音があるから測れないというご答弁は、これは騒音を監督する官庁として測れないということであつたら、それはもう次の行政指導はできないということにつながってくると思うんです。この測れない理由について暗騒音だと言いますけれども、先ほども申し上げましたように、裁判所はこの民衆の裁判に対して判決を下しているわけですよ。その判決を下すに当たっては、当然測定の結果というのをもとにして下しているわけですよ。きちんとした騒音の結果というものをもとにして裁判所は判断を下しているんじゃないですか。裁判所はそのような数字をきちんと暗騒音はどれだと、工場の音はこれだと、その測った結果をもとにして判断しているのにもかかわらず、町行政は暗騒音のために正確な数字はとれないと、そういう立場だということではよろしいんですか、1つは。

それから、もう一つですけれども、今言いましたように機械が動いていなかったということは、仮にこれが事業主のほうの側が察知して、そのとき機械を動かさなかった、その可能性も十分あるわけですから、もしそれがその日動かしていなかったということであるなら、きちんとそれは工場側に対して検査の権利があるわけですから、なぜその日は動いていなかったのか、実際に動かすことはどうしたのかというようなことを、双方ときちんとやり合わないのでしょうか。もし仮にそのK社のほうでその測定する日に機械をわざととめていたとするならばですよ、これは騒音規制法の第31条に該当するものであるというふうに私は

思うんです。つまりこの第31条というのは、検査を拒み妨げ、それから忌避した者は3万円以下の罰金に当たるよと、このような条文はきちんと書かれております。ですから、業者のほうは、その検査を避けたり機械をとめたりしてきちんと測らせないということは罪であるよと、そういうふうに書いてあるわけですがけれども、この2つのことについて、まず再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

まず、機械が動いていなかったという件に関してでございますが、こちらのほうは、測定するに当たって通知あるいは通告をしてはございません。しかも町といたしましては、2日間連続という測定をいたしました。結果としてそういった機械が動いていなかったというような結果で私が報告したんですけれども、その後、町といたしましても、実際にK社に参りまして、先ほど言われますように法律では報告の義務だとか検査をすることができますので、町といたしましても立ち入りをいたしました。その結果、機械の作業日報等がございましたので、そのせん断機の動いた時間を見せていただくことはできませんでしたが、ほかの処理量だとか車の出入りの数量だとかという検証はできましたので、いたしました。

次に、暗騒音で測れないのではないかということにつきましてですが、決して測れないという……

○8番 中村英子君

私は測れないと言っていない、あなたが測れない暗騒音だと言った。

○環境課長 上田 実君

すみません。暗騒音で測れないというわけじゃなくて、暗騒音がそういった68だとか70デシベルという数値があるというふうにお伝えをしたつもりです。ただ、それで60デシベルと暗騒音を勘案しますと、法律的には暗騒音を高めない程度というようなところに、周辺生活環境を損なうというようなところもございますので、そのような答弁をいたしました。大変申しわけございません。

次に、民事裁判ではあるけれども、判決文についてのことをご質問があったかと思えます。民事裁判では私も気になるわけですが、地裁と高裁というものを私も見させていただきました。それに関して平成18年12月をもってK社さんはそういった防音対策をされ、現在に至りましてはそういった数値を測定をしておるわけですが、町もあるいは県にもお願いして測定をしておるわけですが、法律で言います敷地境界での数値を測ったわけですが、暗騒音等があり、きちっとした数字が出ないという意味であります。

以上です。

○8番 中村英子君

何かよくわからないですね。まず測定がきちんとできるのかできないのかという問題に帰るわけですが、測定がきちんとできない理由を今言われましたので、私はそれに反論

したわけですが、そうしますと、測定はきちんとできるんですか、できないんですか。できるとするなら、なぜ3月のときにそれをやった後にその方針が出なかったんですか。だから測定に関して非常にあいまいなご答弁ですけれども、測定がきちんとやれるのかやれないのか、どちらかで答えていただきたいと思います。でなかったら、いつまでたってもその理由を言われ続けましても、問題解決の一等最初の第一歩の測定、何がどう出ているのかということがわからない限りは問題解決に進めないじゃないんですか。まずその測定のことについて、じゃできると、ちゃんととって、そしてその後その方針を決めることは再度やれるんだということなのかどうか、まずそれをお伺いしたいと思います。

それから、生活環境を損なっていないという判断ですね、じゃ今は。裁判所が被害があると言って訴えた人に対して、裁判所が違法な騒音があると、規制基準を超える騒音があるということを認めて、間接強制まで出しております。そういう被害を認めているわけですが、でも、町は騒音の被害とかそういうもの、周辺には迷惑かけていないと、ここの音は、そういう判断だということによろしいですか。まずそのことも非常に重要な問題ですので、やっておきます。

それから、周辺に何の迷惑もかけていないとするんだったら、何もこれ問題でも何でもないんです。解決すべき問題というのはいないんです。何を解決するんですか、じゃ。弁護士に皆さん相談をして、そしてしかも騒音を何回も測って、勧告したり指示したりしてやり合っているわけでしょう。被害がないとしたら、これ何も解決する必要はないじゃないですか。お金かかるんですよ、騒音を測るについても。弁護士に皆さん相談する、相談すると、弁護士に相談するにも。じゃ、これをこのままの状態で健全だという話になるんじゃないですか。じゃ何をやっているんですか、今まで。それで何でその苦情の人に対して問題を解決しますというふうにあなた方は説明しているんですか、全然つじつま合わないですよ。その辺は整理して答えていただきたいと思います。

○環境課長 上田 実君

まず、測定ができるのかできないのかに関してでございますが、蟹江町が測定することはもちろんできますが、これには業者さんの協力がなしにはいけないと思っております。そのために今後も蟹江町としては測定をしてまいるつもりであります。それには、先ほど説明をしましたように業者さんの協力が必要であります。ただ法律でも言っておりますが、検査だとかそういったことができるわけですが、その場でこれを切れ、あれを切れたとかということまで法律では言っていないというふうに町は解釈をしております。ですから、今後におきましても、測定はまだ可能なものであるというふうに思っております。

次に、周辺生活環境を損なっていない判断というところにつきましてですが、これは先ほど今言われました間接強制の決定文の付与、こちらのほうは、そういった疑いがあるから裁判所はそういった決定文の付与を出したものと考えております。それは周辺生活環境を損な

っておるからというものじゃないというふうに私どもは考えております。

それからもう一点、被害がないようであれば問題がないという件につきましてですが、騒音にしても悪臭にしてもそうだと思います。感覚公害といい、それぞれの人が感じるものは千差万別であろうかと思えます。今回の苦情者の方におきましても、苦情としては現在も裁判で一つの区切りはしたものの、現在もありますので、町はそれに向けてできることをやっておるところであります。

なお、先ほど来から私が言うておりますように、60デシベルと周辺生活環境につきまして、くどいですが、法律の体制としてはそうであり、周辺生活環境を損なっておるということを町が認めない限り、次の強制的なところに行けないというのが法の体制です。決して僕は法律の論議をするわけでもございませんが、こういった法律の体制であるということはご理解を願いたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

答弁が、残念ながら意味あるものに聞こえてこないんですよ。意味のあるものに聞こえてこないんですね、答弁が。実のあるものに聞こえてこないんですけども、実態、町がきちんと測定ができていないという事実は事実として私は認めてもらいたいし、認めなければいけないのではないかなというふうに、まず思います。

それから、業者の協力なしにやれないとかというご答弁ですけども、その業者が協力する。それはもちろん当然ですけども、現実問題として、この業者というのは13年ぐらいにわたってですよ、敷地境界線において規制基準を上回る騒音を出しながら操業していると、そのような事実は事実としてありますよね。この事実に関して、事実が事実としてあっても、それが周辺に何の迷惑をかけていない、田んぼの中の一軒家だとか、荒野の中の一軒家であったら、規制基準幾らオーバーしてもらってもこれは構わないわけですけども、その辺が民民で裁判にも至っているという事実ですよ。じゃ、この民民は勝手に裁判していればいいのか、生活環境は損なっていないのにあの人は勝手に裁判をしとるんだと、皆さんはそういう解釈でやっているんですか。民民同士が裁判をするということは、行政がきちんとその特定施設の規制基準を守らせることができていないと、できていないために民民の裁判というのが起こっているんじゃないんでしょうかね。

そうすると、民民のこの被害を受けている人というのは、何も被害を受けていないのに裁判をやっているというような、あらぬ方向に物事が流されてしまっているような、そういう解釈になってしまうんですけども、それではこの民民が裁判をしているという意味についてどのように思ってみえるのか、お伺いしたいと思います。

○環境課長 上田 実君

民民が裁判をしている件につきましては、町としては何と言っていいかわかりません

が、ただ先ほどの規制基準の話をいたしますと、行政が法律上の権限をやっぱり発動するには、法律で定められたものを十分充足しなければならないというふうに感じております。行政が行使できるのに行使していないというわけでもないというふうに思っております。先ほどから私が言うておりますように、発動権限ができない状況下では、任意という言い方がいいかはわかりませんが、行政としてはあくまで指導をするというところで現在に至っております。

以上です。

○8番 中村英子君

これ、これ以上言い合ってもかみ合いませんので、これ以上ここでは、現時点では言い合うのはちょっとやめようかと思えますけれども、結局問題のとらえ方のポイントの違い、それが非常に大きくあると思うんですけれども、前回の質問のときには何とか解決しなければいけないというようなご答弁でしたので、私は民間同士が裁判をし合うということはいけないんだよと。やっぱり行政がきちんとそうならないように対応していくのも行政の仕事であるというようなことも申し上げましたけれども、今のご答弁は非常に変わってきましたので、被害を受けていない、周辺に迷惑をかけている状態ではないというふうにはっきりおっしゃいましたので、周辺に迷惑をかけている状況でなければ、これは何も問題を解決するだとか、それから問題が発生していないという状況と一緒にですから、問題を解決するだとか、それから測定をするだとか、それから業者に何か指示したり勧告したり何かするとか、そういうことは別に何も大した必要がなくなるわけですよ。ですから、この解決をその住民の方にするよというような姿勢を見せながら、この問題を引っ張ってきているわけですから、それでははっきりと、もうこれは生活環境に影響をしていないんだから、町としてはそれに取り組む必要はないと、民民のことに取り組む必要はないと、ないならないとはっきり言っていたいたほうがよろしいかと思いますので、その点について町長のほうからご答弁をお願いしたいと思いますが。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

中村議員のおかれましては大変ご迷惑をおかけをいたしております。先般9月議会でもちょっとお答えをいたしました、この件、大変長く実はかかっております。この件にかかわっておみえになります議員の方も数は少なくないというふうに聞いておりますが、実際、先ほど来中村議員がおっしゃったように、決してその被害がないからということで我々はそれを解決しないとやっているわけじゃありません。

先般も、ぜひとも解決をしたい、このことについてはK社さんも、それから今回おっしゃってみえる方も、すべてお話を実はずっとしております。もう10年近くにかけて、私は議員のときからも直接お話をさせていただいております。そんな中で、蟹江町としても6回か7

回騒音測定をさせていただきました。現実には1回目、平成14年だと思いますけれども、勧告をした際にも、私は議員として、ちょうど中村さんと同じ立場で行政サイドに物を申し上げた、そういう議員であります。そのときに町としては、これは勧告を出して何とか音を小さくしてくれないかということで塀を建てられました。その経緯についても私は十分理解しております。ただそのときに、今中村議員ご指摘になりましたように、あの塀の開口部の部分が私としては非常に気になったわけでありまして、環境基準であります60デシベル、それから被害者のお宅に65デシベルが到達しないようにということについて、私も業者のK社の方にきちっとお話をさせていただいて、それを今守っていただいていたわけでありましたが、ある時期、84デシベルという測定があったので、前から我々が言っているように、環境について配慮していただきたいということで、今でも実はK社に対してはお話をさせていただいております。決して私どもが何もしていないというわけではございません。ご理解をいただきたい。そして騒音測定に対しましても、皆様の貴重な税金がこれに使われておるわけでありまして、業者の協力というのは通常の操業をしていただいたときに我々は測りたいという申し出をさせていただいたわけでありまして。

ただ、昨今大変業界が冷え込んでおりまして、非常にそういう扱う量も少なくなっているということも実は聞いておるわけでありまして、そういう状況で3月に測定したのかなと。それでなくてもちょっと音が小さくなっている。いや、これは小さくしているんだということと言われました。またこのK社に対して、つい最近でありますけれども、裁判をされました。先ほど来言います間接強制ですか、そのことについても、もう既にこれ、民民での裁判が行われております。私としては大変残念ではありますけれども、町といたしましては周辺に被害がこれ以上広がらないようにいろんな指導はしておるつもりであります。決してこのことを解決したくないとは思っておりません。

ただ、大変これは人と人とのもうメンタルな話に実は入ってしまっておりまして、物すごく絡み合っている状況であるというのは、多分中村議員も、もう今ご認識いただいているというふうに思っております。我々も一生懸命これについて解決をしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

最後に一言申し上げて終わりたいと思います。

ご答弁は非常に私は理解しがたい、お2人のご答弁は。1つは課長が言ったように、生活環境を損なっていないという立場に立つなら、何もこれは問題が発生していないということです。今私言っているのは、民民に人たちが訴訟も起こして被害を訴えているよと、それでこの問題を解決しなければいけないと。それには測定もし、そして業者に対して騒音規制を守るようなことをちゃんとやらせる、これが監督官庁としての役目であるというふうに思

うんだけれども、被害がないという前提に立つなら、何もその解決する、双方に対して解決しようとする問題はないという前提になってしまいますから、私はあなた方の言っていることは全然理解が、まずできません。

それから、今も町長もこれ以上被害が広がらないようにというお話がありました。つまり被害は一部で町長のほうは認めているという話ですか。

あの人はもう生活環境に影響ないと言っているじゃありませんか。だからその辺のところはね、行政としての判断はあなた方はできていないということを私は言わざるを得ません。

それから、双方のメンタルな話であるというふうな話でありましたけれども、メンタルな話とかそういうとらえ方ではなくて、実際にその騒音規制をするのは、公害を規制するのは蟹江町の仕事でありますので、その立場からあなた方は何をし、何をしなくちゃいけないかと、そういうことで問題を解決していかなければ、人と人との感情論に話をすりかえても、この問題は進まないと、そういうことをまず申し上げたいと思います。

現時点でこれ以上お話ししても、私は納得いくご答弁ももらえないし、またこの問題が解決できるというふうに現時点では思いませんので、以上で質問は終了いたしますけれども、その件については指摘をしておきたいと思います。

以上であります。

○議長 大原龍彦君

以上で中村英子君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

11時から始めます。

(午前10時47分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時00分)

○議長 大原龍彦君

引き続き、中村英子君の2問目「期待される学校給食」を許可いたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

では、引き続きまして、2問目の質問をお願いしたいと思います。

先ほどの質問がなかなかご答弁が理解しがたく、理解しがたい答弁をいただくということは、仕事の中身についてもきちんと説明責任が果たされているのかな。もう本当に心から私は疑問に思ったところであります。全体の部や課がそうだということではないかもしれませんが、だれにでもわかる、住民サイドから見て、もっともだなと筋の通ったきちんとした説明責任を果たす、そんな姿勢で仕事をしていただきたいし、またご答弁をしていただ

きたいと思います。

2問目は、期待される学校給食ということを題にいたしまして質問させていただきます。

この小・中学校の給食センターであります、町長初め関係職員が本当に大いに努力をしていただいたことだと思います。そして、本年新しいセンターが立派に完成をいたしました。そして9月からこの新センターでの給食も始まっております。大変に見かけも中身もすばらしい施設でありますので、町民の関心も高く、期待も集まっていることだと思います。特徴としてはオール電化で厨房をつくったことですし、また保育所も一緒にやったというようなことだと思います。そのために実際に調理が始まって従来と違うわけですから、何か新たな課題が出てきているのかどうか、従来の調理方法やあるいは搬送方法などと比較して、変化したことがあるのかないのかなどということを中心にしながら、質問を順次していきますと思います。

まず、最初ですけれども、今も申し上げましたように大変立派な施設であります。よその市町からも視察が来ているというふうに聞いておりますけれども、まずその視察の状況はどんなふうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

それでは、8月に竣工いたしまして、9月2日からの2学期から給食を始めさせていただいております。稼働して3カ月経過したところでございますが、稼働した早々、味つけなどに辛いなどということがあってご迷惑かけたところもあります。この場をおかりしておわびを申し上げたいと思います。今はすぐ指示をして改善をいたしております。

早速質問のお答えですが、視察状況でございます。他町村の視察状況としましては、これまで市町村関係におきましては11市町村147名、8月に入って竣工して8市町村、11月に入って2市、12月に1市、合わせて11市147名の方が視察にお見えになっております。このほか、愛知県の学校給食会だとか海部地区の学校給食栄養管理職員の研修会、そして中部電力の企業からの視察も受けておりまして、この給食会だとか中部電力関係では13件あります。また今年12月18日には、環境課のほうから環境美化推進協議会というのの視察も受けております。20名の視察を受けております。8月竣工してから11月までに25件、月平均いたしますと6回ほどの視察を受けております。

また、町内の見学者もどうだということでございます、試食会では一般の住民の方、施設の見学は月平均29名お見えになっております。見学してご案内を申し上げます。そして学校の試食会も2回ほど既に行われております。学戸小学校と北中学校のPTA試食会などを既に行っておりまして、37名の方に見学、試食をしていただいております。

以上です。

○8番 中村英子君

ありがとうございます。

視察がこのように多く、平均して月6回みたいな形で、職員の方の対応もお忙しくてうれしい悲鳴かというところだと思いますけれども、興味をそれだけ持っていて、何かその方々に情報発信できることがあれば、また他の人たちにもお役に立つことができるのかなと、そんな思いであります。

そこで、それはそれといたしまして、実際の作業の流れとか機器の扱い、調理機器の扱い等についてでありますけれども、先ほども申し上げましたように電化になったということでもありますね。従来ガスとか蒸気とかそういうことだったと思います。家庭の中でもガスを使って料理するのと電気で料理するのとで、やっぱりこれ若干の違いがあります。もちろん家庭の小さなところですので、そのやり方は大きな給食センターの違いとは違うかもしれませんが、火力の強さの違いだとか熱の伝わり方の違いだとか、それによるかかる時間の違いだとか、そういうようなことでこの違いがあるわけですが、そのような調理器具の扱いについて、新しくなりましたのでやりにくさという点ではあるのかないのかわかりませんが、その点についてご感想があったら伺いしたいと思います。

そして、この作業の流れについてでありますけれども、今度の新しい給食センターではフロアをドライ式にしましたので大変よかったとは思いますが、このドライ式の中で、このフロアを汚染地域だとか非汚染地域だとか、いろいろエリア分けをいたしまして、その中で職員が移動するというような配置になっておりますけれども、果たしてこのようなやり方が身につくには時間がかかるとは思いますが、その点について、まだやり始めて期間も浅いわけですが、もし何か問題等ありましたら伺いをしたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

今までの蒸気式の調理場とオール電化になった給食センターとの違い、そしてやりにくさだとかというのが、比べますと確かにあると思います。作業の流れ、やりにくさはあると思います。調理場の面積にしても3倍ほど大きくなっておりますし、作業動線の違いだとか機器の取り扱いのまだ不慣れだとか作業エリア、汚染区域、非汚染区域を設けておりますし、そのたびにそのエリアのほうへ入り直さなければいけませんし、そのエリアごとのドライシューズ、エプロンなどをつけかえなければいけませんので、やりにくさはあると思います。そういうやりくさはあると思いますが、これも衛生管理、食の安全性などを基本的な要件としておりますので、必要なことであると思います。これもやむを得ないことでありますので、調理員には早くなれて、安全・安心な給食を提供するよう指導しているところでございます。電気釜と蒸気釜によっての味の仕上げなどについては、基本的には同じだと思っております。

以上です。

○8番 中村英子君

そうですね。フロアが非常に広くなったと。もう職員の移動があると。移動の中で区切ら

れた空間があるので、これはなれるまで時間がかかるというなお話だと思いますが、問題なのは、それによって時間です。従来できていた時間と同じ時間内で同じ量ができるのかというのが、一つの問題点として浮かび上がってくると思いますので、その職員数や配置、そのようなことがいいのかどうかという問題ですが、現在の職員の調理員の数ですが、これも年々減ってきておりまして、そして平成21年は小中学校の給食センターのほうの調理員は10人というふうに登録されております。保育所の給食センターのほうの職員としても、これも1名減になっておりまして4名ということになっておりますので、合計いたしましても数が少なくなっているわけですが、そのような大きくなった状況の中で職員減というような体制で、果たしてやっていけるのかなというようなことが思うんですけども、その職員数との関係においては無理がないのかどうか、どのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

建設とともに調理員の配置などは竣工前までにすべて完了して計画どおり行ってきましたが、これまで学校給食で行っていた調理員の数、そして保育所給食で従事しておった調理員の数等含めて26名で行っております。先ほどおっしゃいましたように、正規調理員、学校給食の調理員の数、そして保育所給食での調理員数を足し、あと残りは臨時で賄っております。総勢で26名なんですが、1人当たりの調理食数は今の4,300でいきますと1人当たりは170食程度の調理数になります。この調理数は多いのか少ないのかといいますと、現在愛知県下でのこういうような調理場での1人当たりの平均の調理食数というのは180食程度でございますので、蟹江町での170食というのは、遜色ない妥当な食数ではないかなと思っております。

それから、配送時間ですが、これまでと同様、保育所で使っておった軽のトラック2台、そして私どもの2トン車の車を2台で行っております。早朝には保育所給食から給食を準備させていただいて、11時には保育所給食のほうへ配送いたします。追っかけ保育所給食ができ上がる寸前のところで学校給食のほうも準備を始めさせていただいて、同時刻程度のところで学校のほうへ配送をいたしておりますので、今のところ、これまでと変わりなく給食時間に間に合うように給食配送車のほうは運行しております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

今所長のご答弁では、調理器具・機器が電化に変わったけれども、味つけ等は思いどおりの仕上がりになっているというような答弁ありましたけれども、それでよろしいですか。味つけについては思いどおりの仕上げになっているというような答弁がありましたが、それでよろしいでしょうか。献立が大きく変わったというようなことがございますでしょうか、どうでしょうか。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

味つけ・献立になりますが、実は21年度竣工する前後のところですが、献立を作成するのは県支弁職員の栄養職員が献立、味つけを行っております。その中で異動が少しございました。味つけ・献立内容については県栄養士が行っておりますので、栄養士ごとにやはり味つけ・献立内容も変わってくると思います。そういう中で進めてきましたので、多少最初におわび申し上げましたが、栄養職員の味つけ・献立でいきましたので、従来から長年行っていた味つけ・献立と少し変わって、少しご意見をいただいたこともあります。

以上でございます。

○8番 中村英子君

村上所長は冒頭、味つけが辛いことがあったので申しわけなかったというようなおわびがございました。実は私もこの給食センターがオール電化になって以降、つまり新しい給食センターになってから、非常に残念な話ですけれども、給食についてちょっとよくないというか、まずいと言われてしまったもので、まずいとそのまま言うわけですけれども、給食がまずいと、まずくなったという声がちらほらと聞こえております。これは私が個人的に聞いた以外にも、新蟹江小学校のタウンミーティングありました。その折にも、ある方が給食がまずいというようなご発言をいたしましたので、この感想を持っている方も見えるんじゃないかなというふうに思います。子供さんがどうもそんなことを親やおじいちゃん、おばあちゃんにお話ししているみたいなんですね。前のままのほうがよかったというようなことを言っているという話なんです。

それで、その味つけが辛かったのでおわびしたいということですが、何か問題が出るには背景があるわけですが、実情は本当にどうなっているんだろうかなと。町民の感想によりますと、かなり塩辛いものが出ています。塩辛いんですけれども、この塩辛さが単に味つけではなくて、塩抜きすべきもの、事前に調理すべきもののそのことがされていないんじゃないかというご指摘も中にはございました。そしてまた、肉に火が通っていないというようなご指摘もいただいているんです。ですから、問題としては栄養士さんがかわられたので献立と味が変わってきたということはあるかもしれませんが、それ以前の料理の下ごしらえ、下準備とかそのようなものに関して不手際があったという感想をいただいているわけですが、そういうことがあったのかどうか、そちらにこんな失敗しちゃったなと、ミステークがあったなというようなことが、言いにくいかもしれませんが、町民の感想と整合性を図るためには、その辺もちょっとお聞きしておかなければいけないので、あったら実情についてお話をしていただきたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

先ほどおわび申し上げましたが、稼働早々のところでやはり塩辛いということで、これは塩抜きが完全にされていなかったということが、やはり私どもの不手際でありました。それ

が給食に出てございました。それが10月6日です。やはり不慣れなところもあって、そういう調理の塩抜きミスというのも10月6日にございました。内容は、ハリハリ漬けというもの、その塩抜きが完全にされない状態、不完全な状態で学校給食に出てしまったということがありました。全体としては、やはり栄養士の違いがあって、辛めの味つけになっておりました。献立等についてはやはり栄養職員によって多少変わっていくと思いますし、味つけは変わっていくと思いますが、そういうご意見もいただきましたので、すぐさま指示して、今は改善をしております。

そして、肉だとかに火が通っていないということがございましたが、野菜とか煮物だとかというものもそうですが、やはり余り火を通してぐつぐつと煮立ててしまいますと、食材のいいものが失われてしまいますので、今栄養士が努めているのは余り素材のものを完全になくさない程度で安全な給食に努めているというところでございます。

以上でございます。

○8番 中村英子君

機器に不慣れだと、場所も不慣れだということですのでね、それにかかわるミステークが出てしまうということは、最初はやむを得ない部分というのはあると思いますけれども、この最後に仕上げをして調理を出す前の最終チェックというのは、どこが、だれが、どうやっているのかなというふうに私は思ったんですけれども、このハリハリ漬けの話もお聞きしまして、ハリハリ漬けが塩抜きせずそのまま出されちゃって、非常に塩辛くて食べられるものではなかったということなんです、さらに悪いことには、学校の先生は出されたものは皆食べなさいと言って、非常にちょっと異常なもの、異常なものという言い方はおかしいんですけれども、ちょっとミステークだった、その塩辛くて子供には向かないものについて、残すのはいけませんよと、何でも食べなさいということで食べざるを得なかったと。そういう何とも柔軟性に欠ける現場での対応というものも聞こえてくるわけですが、最終チェックというのはきちんとまずされているのかどうかということが気がかりですので、出す前のですよ、それについての答弁をお願いします。

それから、機器に不慣れであるということはやむを得ませんけれども、私としては今問題にしたように、時間的な制約があって、その時間的な制約の中で十分にその事前の下ごしらえもできないような状況にあるのではないかと。もしあったとしたら、そのミステークというのは次回も出てしまいますので、それは時間的な制約の中のものではないというなら、時間的な制約の中のものではないと。ど素人みたいに塩抜きするものを塩抜きせずに出しちゃったなんて、これはど素人の、私でもやらんようなことですので、その辺のことについて今度切り干し大根は水に戻さないうちに出ちゃったとか、高野豆腐もそのまま出たとかね、そんなことにはならんと思いますけれども、時間的な制約ではないのかと、そのことがちょっと私は作業の手順上、心配になっておりますので、それをお伺いしたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

給食を保育所、学校に出す最終のチェックは、町の職員、県の職員が最終的には行っておりますし、生徒、園児たちが食べる前には、学校長だとか保育所長が事前に食べて行っております。そして、稼働早々不慣れというところもありましたが、実は私どもの学校給食センターに勤めている調理員は、約半月ほどの練習期間があったんですが、これ言いわけになって申しわけないんですが、保育所の給食は向こうの給食を最終まで17日まで行っておりまして、新たに新しい施設に入って、またすぐ新しい調理場のほうでの給食に従事しましたので、少し練習期間がなくて業務に入ってしまったので、その辺はわずかな保育所の調理員でしたが、26名の総勢の給食ですので、やはり少し機器の取り扱いについての不慣れはあって、ご迷惑かけたと思います。

（「時間的なことでは」の声あり）

時間的な制約については、今安定して学校給食、保育所給食、給食時間が保育所では12時から始まりますし、学校では12時半前後のところで、学校によって違いますが、始まりますので、もう10時50分、11時までには各施設のほうには配送しておりまして、調理のほうにかかる時間として制約はかかっておりません。つけ加えて、当初やはり手間取りましたので勤務時間を15分早めて、今フレックスの勤務に切りかえております。8時半でしたが8時15分から給食業務を調理を始めさせていただいて、迷惑がかからないようなことに今勤務体制を変えて努めてさせていただいております。

以上です。

○8番 中村英子君

そうしますと、そのミステークについては時間的な制約はクリアできると。今15分早くという話をしましたが、従来に最初から仕上がりまでにかかっていた時間です。その時間を延長するということではないと、その時間内でやっていけるという話で、これは変わらないという解釈でよろしかったでしょうか。じゃ、そういう解釈でやっていただきたいと思います。

次に、保育所の給食についてですけれども、保育所と学校給食を一緒にやることになりましたが、ここでも感想を一つ伺っているんです。この感想といいますのは、以前はカレーライスでも、もう野菜が細かく小さく切ってあって、野菜嫌いな子でもそれはそのままカレーライスとして食べられたんですけれども、新しい給食センター以降は、その野菜というのがごろごろ大きくなっていて、ニンジンではニンジンででかい、何とか何とかはでかいで、要するに子供が食べられないというような調理の方法に変わっているという感想をいただいているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか、十分従来のように小さな子には小さな子に向けた調理の仕方というものをやっていただいているのか。またちょっとその辺もミステークがあったのか、どうでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

保育所給食についても竣工し、稼働する前までのところで、保育のほうとは十分打ち合わせをさせていただいてきましたが、その中では従来と変わらないもの、保育所給食については刻み、味つけなども従来にあったものとするということで打ち合わせをしてきましたが、町の栄養職員のほうにも少し異動があつて、十分それが伝わってなくて、学校給食の刻みのままでいったことが、当初ございました。それもすぐさま指示をさせていただいて、従来から打ち合わせしてきたことは従来の刻み、味つけでいくということになっていましたので、それを再確認し、今、町の栄養職員のもとで細かく味つけも従来のままの味つけでいくようにということで指示しておりまして、当初、少しそういうもののトラブルというのがございましたが、今は従来の刻み、味つけになっております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

最初ですので、少しそういうことはあつたかというふうには思いますけれども、蟹江町の給食の評判は、従来なかなかよかったというふうには思いますね。給食のことで苦情を聞いたことは私もありませんし、恐らく多くの方が給食についてはいろいろよくやっていただいていると、食べるものもおいしい、食事がおいしいというようなことでやってくださっていたという、その伝統ということはちょっと大げさかもしれませんが、そういうような流れがあつたと思います。新しい給食センターになって、その点、不慣れなことがあつて、ちょっとミステークもあつたようではありますが、それも無理もないことかもしれませんが、お母さんの中には、うちは中学生で3年生の人は我慢して半年いればいいわみたいなことを言われるようなことがあつても、ちょっとこれも残念な話でありますので、今言われたようなことで改善すべきことがありましたら、やはり改善していただき、また献立の今までの伝統というか、流れというものもありますので、職員の異動によって新しくなった新しく赴任してきたその栄養士の献立・味つけということになるのかもしれませんが、その辺のところは調整しながら、よりおいしい給食を出していただきたいのと、そのことに町民の多くの皆さんも期待をしていると思いますので、ぜひご努力をお願いして、今後はなかなかよくなったというような評判になるように、よろしくお願いをしたいと思います。

最後ですけれども、お米についてお伺いするわけですが、このお米についてですが、私たちも議員や町の関係者の試食会のときに、私はおいしいなと思って喜んで、270円だしというような感じでいただいておりますけれども、お米がまずいと大きな声で発言する人がおりましたので、約2名おったもので私は大変びっくりいたしましたけれども、お米というのは外注になっているということで、お米もあいちのかおりというふう聞いておりますけれども、この変化があつたのかどうかだけお伺いをしたいと思うんです。従来どおりのものであつたのか、またここでも何かの変化があつてそういう感想に結びついたのか、以

前から同じものですよということなのか、その辺のことだけお聞きをして、質問を終わりたいと思いますので、お願いします。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

議員のおっしゃるとおりで、あいちのかおり S B L を使っております。以前から委託炊飯で行っている中京パンのほうで行っておりますので、以前と変わりなく従来どおりのものを提供しております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で中村英子君の質問を終わります。

では、質問3番 松本正美君の1問目「高齢者の介護問題を問う」を許可いたします。

松本正美君、質問席へおつきください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

高齢者の介護問題を問うを質問させていただきます。

言うまでもなく、我が国が抱える中長期の課題として、少子高齢化は最大のテーマであります。厚労省によれば2005年度では65歳以上の高齢者1人を現役世代が3.3人で支え、2025年にはほぼ2人で1人を支え、このままいくと55年には現役世代1.3人が高齢者1人を支えなければいけない、どこの国も経験をしたことのない高齢社会が待ったなしでやってまいります。さらには平成23年度末までに介護型療養病床については廃止、医療型療養病床については平成23年度までに削減目標を設定することになっております。療養病床の削減が進めば、その受け皿となる介護施設が不足し、入所待ちを強いられる高齢者も数多く出ることが心配されます。施設においては、非正規社員やパート、ヘルパーの賃金や福利厚生面は余りにもお粗末であり、介護従事者への待遇改善が求められているところであります。また、介護される側と同様に介護する側の人権にも配慮した取り組みも、今後重要となってきております。

本町の生産年齢人口は平成15年の69.6%から平成20年には67.1%と減少を続け、一方で高齢者人口は増加、総人口に占める高齢者の割合は平成15年には15.2%から平成20年には18.6%と3.4%も上昇、また平成21年のこの9月末現在で20.0%であります。高齢者人口割合の推移を見ますと、前期高齢者では平成15年の9.4%から平成20年に11.3%と、1.9%の伸びとなっております。また、後期高齢者では、平成15年の5.8%から平成20年の7.3%と1.5%の伸びを示し、今後さらに後期高齢者の増加が見込まれておるところであります。介護保険は高齢者を支える制度として定着し、介護サービス利用者数は年々増加しておりま

す。平成26年には、日本の社会を支えてまいりました団塊の世代が現世代を過ぎ65歳以上に達し、10年後の平成36年には高齢者の数がピークに達することから、より一層の介護予防の推進や地域ケア体制の整備などの取り組みが重要となっておるところであります。

最初に、健康づくりと介護予防の推進についてお伺いいたします。

町民の一人一人が生涯にわたって健やかな生活を送ることは、蟹江町民の全員の願いでもあります。健康で豊かな生活を維持していくためには、日ごろから寝たきりや要介護状態にならないための健康づくりや介護予防は必要であります。最近では介護予防や健康づくりを目的とした体操が各地の自治体でつくられ、ご当地体操と住民の間に広がっております。介護予防を目的とした体操の持続は、医療費や介護費用の軽減も期待されます。こうした取り組みに対して本町は積極的にバックアップすべきではないか。人はなかなか一人だけでは運動できないものであります。本町の多くの高齢者の皆様からは、できることなら体を動かして健康保持したいという気持ちを、多くの人が持ってみえます。本町でも健康づくりのための取り組みは進められておるところであります。運動を続けていける場所や機会は決して多くはないのではないのでしょうか。だれもが気軽に行ける身近なところにみんなで体操ができる場所が確保され、都合のよいときに運動のできる環境づくりは大切だと思います。住民が気軽に健康づくりができるように、住民の声を聞くことも大事ではないのでしょうか。行政は地域、企業、また専門家なども連携し、多くの方が参加できる介護予防のための健康づくりに積極的に取り組む考えはないか、まず最初にお伺いしたいと思います。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、お答えさせていただきます。

65歳以上の高齢者の方を対象に、老人福祉センター学戸分館、舟入分館、それからカリヨンの郷新千秋の3カ所で、今年度から暮らしの動き教室を開催しております。平成20年度につきましては、それぞれ健康教室、ふれあい教室、カリヨンではいきいき元気倶楽部というふうに言っております。これは運動と健康に関する講話や、老化等によって低下している心身機能維持のための介護予防教室のことでございまして、運動指導士や健康作りリーダーの指導のもとに月1回から2回行っており、今年度は11月末までで暮らしの動き教室に延べ446人の方が参加されております。蟹江中央公民館では運動機能向上・転倒予防のためおたっしや教室というものを開催をいたしまして、理学療法士によるストレッチ等、運動療法、健康チェック、体力測定、マット運動などであります。また体操ではございませんが、元気アップ教室と称しまして、学戸分館ではフラダンス教室、絵手紙教室、舟入分館では気功教室とミュージック教室を開催しているところでございます。

また、健康で生き生きとした生活を送るための健康づくりのために、教育委員会主催のイベント時、例えばニュースポーツフェスティバル、走ろう会、駅伝、創年式等でございますが、健康推進課のほうで教育委員会と連携しまして、将来の介護予防につながる健康づくり

のための知識の普及啓発活動をしているというところでございます。またいろいろなスポーツ教室、ヨガ、ウォーキング、ジョギング、エアロビクス等も開催されております。生涯学習課主催のスポーツ教室終了後は、継続を希望する方が自主グループを結成されまして、町の施設を利用して活動が続けておられるということもございます。平成22年3月に活き生きかにエスポーツクラブ、総合型スポーツクラブでございますが、これが設立をされます。この中には高齢者にも気軽に参加できるようなものもありますので、ぜひご利用いただきたいと思ひますし、今後につきましては、介護保険による介護予防事業はもとより、健康づくりのための事業も、よりたくさんの方に参加していただけるよう、普及啓発のほうに努めて生きたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、佐藤課長のほうから答弁いただいたわけなんですけれども、今蟹江町においても町内でそうした高齢者に対する施設の介護予防の取り組みがされているわけなんですけれども、私の特にお聞きしたいのは、そういうところに参加できる人はいいいわけなんですけれども、なかなかそうしたところに参加できない方も高齢者の方には見えるわけなんです。それで、だれでもが気軽に行ける場所、こうしたところでみんなが楽しんで体操ができる場所というのが、今後、高齢者がふえてくれば必要になってくるのではないかなと、このように思うわけなんです。そうした意味で、今確かに老人クラブだとかそうした方と連携をとって高齢者のそうした生きがいの取り組みはされております。だけれども、こうした場に参加できない方のためにもっとそうした取り組みが必要になってくるのではないかなと、このように思ひますが、この点に対してはどのようにお考えでしょうか。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

今議員がおっしゃいましたようにどこでも気軽にと、これは非常に大切なことであると思ひておりますが、ただ最初の取り組みとしてどこかで会場を設けて、そしてそれぞれの指導する立場の人のもとで最初参加していただきというところで、今まで来ておるところでございます。そういうところから、生涯学習課のほうの例も申し上げましたが、自主グループのようなものができて、それがさらに指導者が入らずに発展していくということができれば、おっしゃいますようによりたくさんの方に気軽に参加していただけるというふうにつなげていくものと考えておりますので、まずは今現在行っております事業、参加者が多いかといいますとそれほどではありませんが、これをさらに充実、事業の幅を広げたいというところから考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、佐藤課長のほうから指導者ができたら取り組んでいきたいようなお話をいただいたわ

けなんですけれども、今後、蟹江町では子供、先ほどもお話がありましたけれども、高齢者を初めとするすべての人が参加できる総合型スポーツクラブの設立を目指してみえるわけなんですけれども、こうした総合型スポーツクラブの中で培った方々、そうした方々が今度地域に帰られて、こうした高齢者の健康のためのこういう介護予防のためのスポーツに取り組んでいただけると、非常に高齢者の方も遠くまで出かけなくても楽しんでいただけるのではないかなと、このように思うわけなんですけれども、こういった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

先ほどお答えさせていただきましたように、将来的にはどこでも気軽にできるということ、そういったことになれば大変いいことだというふうに思っております。

ただ、一番初めに介護予防という面でも健康づくりという面でも、まずは何かのところに参加をしていただいて、どういうふうにしていったらいいか、決して無理をされるですとか間違った方法でということであってはいけませんので、そういった意味でも、参加をいただいて、そこでその方に合ったものを選んでいただき、続けてもらうというようなことで現在はやっておりますが、先ほど申し上げましたように、さらにそれが発展していけばいいなというふうに思っております。

○1番 松本正美君

どうか高齢者の健康のためにも、よりよい介護予防ができるように取り組んでいただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、在宅介護サービス支援の充実について伺います。

安心して住みなれた地域で暮らすための支援として、在宅介護サービス支援の充実が求められているところであります。本町の要介護5の認知症の母との2人暮らしの方から要望をいただきました。介護をしていても最もつらいのは夜眠れないこと。初めは施設に預けたかったが、申し込んだ時点で100人待ちという、行政に頼めないと、施設への入所をあきらめた。現在介護保険で週2回のデイサービスや電動ベッドのレンタルなどを利用し、利用料が1割で済むのはありがたいけれども、介護の苦勞がわかってもらえばもっと支援が充実するのではないかと要望をいただいております。

今後、高齢化が進めば、施設への入所も厳しくなり在宅介護がふえるのではないかと、本町として今後在宅介護サービス支援の充実についてどのように考えておみえなのか、伺います。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

在宅介護サービスの支援の充実ということでございますが、認知症ですとか身体介護が必要な方の入所施設として、第4期介護保険事業計画の中で、認知症対応型の地域密着型グループホーム、1ユニット定員9名でございます。それから地域密着型の小規模老人施設、定

員29名、これを計画しておるところでございまして、施設につきましては、少しずつではありますが充実を図っていきたいということでございます。

それから一方、要介護認定者や介護サービス利用者は年々ふえ続けております中で、在宅介護のサービス事業者も蟹江町内、近隣市町村でもふえてきてはおります。しかしながら、定員等十分でない部分もございますので、要介護者や家族の負担が少しでも軽くなるようなサービス利用について、ケアマネジャーや地域包括支援センターのほうにご相談いただきたいというふうに思っております。

それから、充実という点で申し上げますと、介護従事者の知識を広めたり、あるいは質を高めるといったために、地域包括支援センターの検討会議の中でケース検討、それから介護支援員の研修、認知症の医療の基礎知識やカウンセリング技法の研修など開催しておるところでございまして、ほかにもいろんな研修会、講習会に積極的に参加をいただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

○1番 松本正美君

在宅介護サービスで、特に家族の方が移動だとか、それから認知症など24時間離れられないという状況の中で、ヘルパーさんというのは大変大事なサービスになってくると思うんです。そうしたときに、ヘルパーさんが不足しているとも聞いているんですが、蟹江町は本町はヘルパーさんの現状をどのようにとらえてみえるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

介護サービスでヘルパーの訪問介護の部分でございますが、これは要介護者の方がケアマネジャーにどういったサービスを使いたいと、家族の方ともどもそういった相談の中で、ヘルパーの要望をされた場合に、不足をしているというところでは聞いてはおりません。毎月1回検討会議はされておまして、その中でもヘルパーの部門でどのぐらいというような報告が各事業所からあるわけでございますが、不足というところは聞いておりません。

○1番 松本正美君

今後やっぱり高齢者がこれからふえてくると思うんです。老老介護や何かはもちろんそうなんですけれども、そうしたときに今、課長のほうからは不足していないというお話があったわけなんですけれども、今後やっぱり不足する可能性は出てくるんでないかなと、このように思うわけなんです。だからそうした面で、今後本町でも介護ヘルパーさんが介護への理解と促進というか、そうした担い手をつくっていく事業も蟹江町としては考えていかなければいけないと、このように思うわけなんですけれども、今全国的にも3級ヘルパーさんの資格を取ってボランティアで活動してみえる地域もあるわけなんです。本町でもそうした3級の資格を取って、特に中学校から高齢者に至るまで、そうした3級の資格を取ってヘルパーさんの何ていうんですか、ボランティアとして活躍してみえる方もあるわけなんです。だから、そういった面を今後、蟹江町としてもそうしたサービスの取り組みとして、そうした

3級のヘルパーへの取り組みは今後考えたらどうかと、このように思うわけなんですけれども、この点はどうでしょうか。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

ヘルパーの資格によりましてどの程度のこういったサービスができるかという、これ決められたことがございます。それで、ヘルパーの事業のうちで、一番本人も家族もサービスを望まれるというのが、要介護度の高い方の身体の介護についての部分が一番重要になってくるわけございまして、そういった方については、やはり2級なり1級なりの資格がある方、あるいは介護福祉士の資格を持っておるヘルパーでないといけないということがございます。

それで、言われますように、3級のヘルパーがボランティアのようにということでございますが、身体の方ではなくて、いわゆる介護保険には当たらないけれども、少し自分でするには不自由があるんだというような場合につきましても、例えば社会福祉協議会ですとか、それから老人クラブのようないろんな団体の中で、それからシルバー人材センターですとか、そういったところを通じてその生活の支援ができる部分があれば、これはボランティアというわけにはまいらないかもしれませんが、お手伝いできるというようなふうで考えていきたいということで考えております。

○1番 松本正美君

あと2点ほどちょっとお聞きしたいんですけれども、介護サービスのことで。在宅サービスです。特に在宅サービスで要介護4・5という方、医療措置をされている方なんですけれども、特に車いすだとか、またストレッチャーで通院されている方も見えるわけなんです。そうしたときに、急に具合が悪くなったときに救急車でストレッチャーで運ばれますよね。そうしたときに、夜中の1時、2時という時間になれば、ちょっとよくなりましたので帰ってくださいと病院のほうから言われたときに、すぐそういう介護タクシーだとかというのはつかまらない状況にあるんですよね、現実。そうしたときに、やっぱり朝までその病院に置いていただけるような、そういうことも考えていただけないだろうか、こういう要望もいただいております。

また、要介護者や介護家族がぐあいが悪くなったときのショートステイの使い方なんですけれども、非常に急だと、冠婚葬祭だとか、また急に具合悪くなったとか、そういうときにお願いにいくと、なかなか空いていないというような状況もあるわけなんです。今後やっぱり高齢者がふえてくると、こうしたことも考えていただいて、安心してそういったショートステイも使えるような状況も、また病院に行ったときにすぐ帰ってきなさいでなくして、朝まで置いてもらえるような状況も考えていかなければいけないときが来るとるんでないかなと、これを思いますが、この点はどうでしょうか。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

今言われました朝まで病院にという点になりますと、これは病院のほうの関係になりますので、議員おっしゃること大変よくわかるんですが、こちらのほうは一度病院の関係者と、もしそういった話をする機会がありましたら、病院の状況をお聞きしたいというふうに思っております。

それから、ショートステイ等すぐに空いていないということでございますが、確かに特別養護老人ホームの入所ですとか、それからショートステイなど、施設のほうはどうしても不足みであるということは、これは間違いない事実でございますが、ケアマネジャーにそのあたりは前もって、もしこういった事態になったときにはどうするんだというようなことで、例えばふだん使えておりましたら、そちらの施設を利用できるようなふうですとか、それからほかにどういったところに施設があって利用できるのかできないのかというあたりも、事前の情報として何か持っと思っていただくというのが非常にいいことかなというふうには思っております。

○1 番 松本正美君

どうか在宅サービスは今後もふえてくると思いますので、しっかりした取り組みに取り組んでいただきたいのと、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、高齢者介護支援についてであります。現在、蟹江町においてもひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯は増加傾向にあると思います。現在は在宅介護をしているが、年々年とともに十分な介護ができなくなっている。世間で言う老老介護だとか、今新聞やテレビ等で問題がいろいろと取りざたされているように、過酷な現実が我が身に起こったら不安を抱えている方も見えます。このような現状の中、行政は施設整備に目が向きがちですが、老老介護、家族介護のあり方の見直しや、介護を担っている家族の身体的、精神的な心のケアの支援が必要ではないでしょうか。高齢者の介護支援の充実にもつながる老老介護、家族介護の見直しや、家族の心のケア支援についての本町のお考えをお示してください。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

老老介護ですとか家族介護、これは施設等で入所されたりということでない限りは、必ず在宅で介護を受けられるわけでありますので、そういった点について、介護を受ける方も介護をする方も高年齢の方、それからそれを介護される家族の方も、これが日中ばかりでなくて夜間まで及ぶということになれば、かなりの負担も出てくるということになるわけでございますが、その辺のところにつきましては、やはり少しでもその負担を減らしていただくために、ほかの介護サービスを利用させていただいて負担を減らしてもらい、あるいは違ったことをやってもらうというようなことも重要になってくるのではないかなということを思います。

それからもう一つ、家族等の心のケアというところでございますが、当然ながら、介護に従事するものが在宅で見えるところにサービスで行った際、それからケアマネジャー等がサ

ービスの利用だとか状況の確認だとかで、訪問した際には、本人ばかりではなく、そこで介護をされております家族の方々と当然顔を合わせたりするわけでございますので、そういった折によく話を聞いたり、それからどんな状況かというのを観察するということも必要になってこようかなと思っております。

そういう中で、介護従事者のほうを対象に、定期的に介護職員の現認者講習会でケアマネジャー研修会というのが開催をされたりですとか、それから、ケース検討会議におきましてその従事者同士が情報を共有すると。それで同じようなサービスを提供するというようなところについての検討をしたりだとかいうことを行って、お互いのスキルアップを図りながらよりよい介護ができるようにということで進めておるところでありますし、今後さらに介護を受ける方の数がふえてということになっていきますと、そのあたりが特に重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

○議長 大原龍彦君

松本正美君、まだ質問がたくさんありますので、午後の質問とします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から始めます。

(午後 0時00分)

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 大原龍彦君

では、松本正美君の質問からお願いいたします。

○1番 松本正美君

午前中に続きまして、午後からも質問させていただきます。

高齢者の介護支援についてであります。これ、今後蟹江町もひとり暮らしの高齢者が、また夫婦のみの世帯が増加してくると思うわけなんです。私たち公明党蟹江支部では、この11月に介護についてのアンケート調査を実施いたしました。その中で、仮にあなたや家族に介護が必要になったとしたらどこで介護を受けたいですかと聞いたところ、半数以上が自宅での介護を望んでみえます。その次に施設での介護となっております。そして、介護についてどんな不安がありますかと聞くと、介護についてどこに相談してよいかわからない。在宅介護になったとき、経済的負担や肉体的、精神的負担はどれぐらいかかるのか心配だ。このように健康を損ない何らかの介護が必要になったときに、だれがどこで介護をしてくれるのか、日常生活を支えてくれるサービスが受けられるのかなど、高齢者の皆様が抱えている不安は多いかと思えます。介護支援として老後生活の不安の要因を取り除く介護相談体制はまだ十分とはいえないのではないのでしょうか。相談体制の充実を図るときではないかと思

います。また、老老介護については、もっと手厚い保護をしてあげてほしいとも要望いただきます。体力や気力が少なくなる年齢の方が一人で介護、デイサービスを使ったとしても、介護をしていくことは非常に辛いことだと思います。

私自身も3年間ではありましたが、父親の介護をやってまいりました。介護されている皆様のご苦勞がよくわかるのであります。口で言う言葉は簡単ではあります、介護をする側に立ったら、それは大変な労作業であります。在宅介護になる時間にも、もう少し安い料金のヘルパーさん等を手がけてもらえないかとも、住民の皆さんからも要望をいただいております。そういう意味を含めて、将来、老老介護世帯はふえてくると思いますが、介護をされる側と介護をする側、両方により施策を本町でも考えるべきではないかなと、このように思いますが、この点についてはどのように考えてみえるでしょうか。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

老老介護ですとか、それから家族の介護疲れといったようなところで非常に不安があるということでございますが、まずはこういったサービスを受けることができるのか、どういうふうにしていく方策があるのかといったようなところにつきましては、私どももできる限りのPRなんかは今後も続けていくつもりではございますが、例えば地域包括支援センターですとか、それから高齢課のほうにご相談をいただきたいというふうに思います。

それから、地域包括支援センターにつきましては、現在の蟹江町の世帯数などから考えますと、非常に相談を受けたり、それから介護予防のケアプランをつくったりというような量的な問題からしますと、いっぱいになってきておるといのがございますので、その辺のところでも増設について検討をしているという段階でございますので、よろしくお願いします。

○1番 松本正美君

今後、こういう老老介護の方もふえてくるわけなんですけれども、今、地域包括支援センターなどでも相談をされているということで、今引き続いてやられているわけなんですけれども、特に役場に見えた方が、非常に窓口がわかりにくいとかいう高齢者の方も見えるわけなんですけれども、実は先日知立のほうに滞納対策で市役所に訪れたときに、プラカードを案内が非常に青だったんです。蟹江町は白に黒の案内になっていますけれども、非常にわかりやすい案内だなということで、ちょっと入った途端に引き立つものがあったわけなんです。ああいうやっぱり窓口というのは今後、必要になってくるんじゃないかなと思うんです。高齢者の方が入られた。ぱっと見たときに人目でその場所がわかるというのも、これも今後大事になってくるんじゃないかなと。相談体制も組まれているわけなんですけれども、そうした細かいところの配慮というのは、これは大事ではないかなと、このように思いますが、この点はいかがでしょう。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいまの件につきましては、実は私どものほうも、町長のほうからも、そういった内容で部ごとに分けてわかりやすい庁内案内ができないかということで、もう少し大きなものでよく見えるような形、そして部ごとの色分け、これを考えて今進めておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

どうか高齢者の介護支援についてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、高齢者の虐待についてであります。高齢者の介護をめぐる、殺害や無理心中、虐待などの事件が後を絶たない状況であります。また介護保険制度が始まって2000年から2009年10月までに、全国で高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人、心中など、被介護者が死に至る事件が少なくとも400件に上ることが、中日新聞の調べで明らかになったと報道されておりました。その中で加害者の4分の3は男性で、夫や息子が一人で介護を背負い込み、行き詰るケースが多いとも指摘しております。特に虐待は過去最多件数を記録する自治体も相次いでおり、国民の認知度の低さ、経済的負担による生活苦から逃れられない介護疲れなどが、その要因として挙げられておるところであります。本町でも認知症の母親の症状が深刻になり、やむを得ず会社をやめた。多少の我慢をすれば介護と両立できる別の仕事につけると思っていたのですが、失業保険の給付が切れても仕事は見つからず、生活は困窮するばかり、母親の世話がいつしか生活苦、介護疲れで見も心もぼろぼろになっているとも聞いております。

町当局にお伺いしますが、こうした状況の中で、経済的負担や介護疲れによる介護放棄など、高齢者虐待問題はこれまで本町ではあったのでしょうか、どうなのでしょう。また、介護殺人、心中事件などはあってはいけない事件ですが、そこに超高齢化、家族の崩壊、心理的孤立、経済的困窮、制度の不備、さまざまな問題が絡み合っているところでもあります。保健、福祉、医療担当が介護者の体調不良やうつ傾向に気づくなど、身近なところから支援対策を打つべきではないのでしょうか、よろしくお願いいたします、お伺いいたします。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

まず、蟹江町においての相談、それから通報受理件数、これは平成20年度でございますが、3件ございました。このうち、議員がおっしゃられましたような経済的負担ですとか介護疲れによる介護放棄、こういったようなものはございませんでした。3件のうち1件は虐待とは認められないということで、2件の数字が挙がっておるところでございます。

それから、身近なところから支援策ということでございますが、こういった介護疲れなどによる虐待、介護放棄といったようなことにつきましては、やはり家の中の介護されている方、介護している方の状況がわからないと、なかなかその後の対応ができないということがございますので、まずは家族や親族の方、それから近隣の方、それから民生委員さん等、特に身近な方のほうから通報ですとか相談ですとか、そういったことをいただければ、私ども

のほうで関係機関と協議をしながら対応していきたいというふうに考えております。

○1番 松本正美君

3件、その中の1件はそう大したことないようなことを言ってみえますけれども、いずれにしても、今後はこうしたことも起きてくると思います。やっぱり老老介護、これから多くの方がやっぱりこれからふえてくるんじゃないかなと。そうしたときにやっぱり家庭の中で不安というか、そうしたことが積み重なって、中には自殺したとかという、そういうことも過去にはそういう話も聞いておりますが、本当にそうしたことが起きないように、やっぱり町当局もしっかりとこうした応援体制を張っていただきたいなと思うわけなんです。

その中に、特に経済的負担以外にも、介護に対する不安、情報不足だとか、介護をする側の大きな負担となっているのも事実です。またそうした苦労や悩み、ストレス、そうしたうつ病だとかになり、虐待につながるケースも多くなっているわけなんですけれども、それで、蟹江町にもかかりつけ病院というのを結構それぞれ高齢者の方は持ってみえるわけなんですけれども、そうした連携をとっていただいて、そしてそうした虐待に巻き込まれないような配慮もしていただきたいなと、このように思うわけなんです。

それと、この介護において報酬、経済的負担というか、そうしたものを蟹江町としても要介護4・5に10万円の支援事業もされているのも確かであります。だからそういう意味では、多くの方がやっぱり負担に感じてみえますので、これからもそうした介護家族の方の支援事業もしっかり取り組んでいただきたいなと、このように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、認知高齢者の介護についてであります。今後、本町でも高齢化社会に伴い、認知症の人がふえることが予測されております。今後、認知症介護は重要となっておるところであります。認知症の高齢者に対して、本人の意思を尊重したケアを目指すセンター方式認知症の、そのためのケアマネジメントセンター方式が介護現場で広まり、効果を上げているところであります。

センター方式は、16枚から成る専用シートに認知症の高齢者の生活暦や本人の言葉、生活リズムなどを介護職員や家族らが書き込み、その情報を活用しながら本人らしく暮らせるケアを作成していく。それまで家族や介護職員が断片的に持っていた高齢者本人の情報を共有化されることで、本人の何げない動作や言葉を手がかりに、本人の意思が理解できるようになり、ケアの改善を可能にしたといわれています。また、介護する側の精神的負担も大きく軽減されるなどの利点があるといわれております。センター方式は情報を共有化した認知症ケアに効果を上げております。センター方式を施行した889事業所を対象にした調査によれば、高齢者本人について表情が生き生きする場面がふえた46.8%、安心した様子で過ごせる場面がふえたということで、44.5%の成果が寄せられております。介護する側も本人を理解するようになり、観察が深まった77.1など、反応があったといわれております。

名古屋学芸大学の井形昭弘学長は、従来の認知症の介護のあり方は、徘徊で危ないならば、外出させないようにしようなど管理主義的な発想が中心であり、高齢者本人の意志を聞いて尊重することがほとんどありませんでした。しかし、認知症の高齢者は記憶が薄れている分、感性が豊かであります。そうした高齢者に残された能力をフルに生かした人生を、安らかに楽しんでもらうのが介護本来の目的であります。世界的にも本人や家族の意向を踏まえた介護のあり方が主流になっているといわれております。センター方式の普及推進を図るための研修会に取り組む自治体も全国で50近くあり、センター方式の普及のためには地域ぐるみの支援体制は重要だといわれております。本町の認知介護における自立支援に向けた介護の考え方を転換するセンター方式についてのお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

センター方式についてでございますが、町内の施設の認知症グループホームにおきましては、既にセンター方式を取り入れているところがあると、そして認知症ケアを実践されているということを聞いております。その結果や効果などをお聞きしながら研修会の開催等を考えていきたいと思っております。

○議長 大原龍彦君

松本君、あと5分です。

○1番 松本正美君

どうか、これから今後、認知症の高齢者の介護についても非常に重要になってくると思いますので、認知症といえば早期発見が大事ですので、どうかかかりつけ医だとか、そうした方と連携とっていただいて、本当にそうした認知症が広がらないような施策を考えていただきたいなど、またケアを考えていただきたいなど、このように思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

最後であります、高齢者介護について町長のほうのお考えをお聞きしたいと思います。

平成26年には、日本の社会を支えてきた団塊の世代が現世代を過ぎ、65歳以上に達し、10年後の平成36年には高齢者がピークに達することから、より一層の介護予防推進や地域ケア体制の整備などの取り組みが重要となってきております。一人一人が安心して生き生きと暮らせる高齢社会を築くためにも、生活現場の声を聞き、協働型福祉社会の構築を目指すべきではないかなと、このように思っておりますが、町長のお考えを最後にお聞かせください。よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁をさせていただきます。

るる細かいことにわたりましていろいろご指示をいただきまして、本当にありがとうございます。まさに蟹江町の高齢化率は、数字でご指摘いただいたように、この平成21年度に

20%に届こうとしております。7,000人を超え、それから介護保険の認定数でも、もう1,000人を超えておる次第であります。そういう中で、いわゆる施設介護は当然これ限界がございます。先ほど来申し上げましたように、やっぱり自宅で介護されるほうが、私も母親を数年自宅で面倒を見ました。最後には施設をお願いをして、数カ月ではありますけれども、大変結果的には一昨年死去いたしました。その大変さは私も十分わかっておるつもりであります。施設の数じゃ潤沢にふやせるかという、これもなかなか難しい問題であります。ですから、地域が連携してできるだけ高齢者に対してのいろんな支え合いができるような、そんな地域ができれば最高でありますし、我々蟹江町としてもできる限りの施策をこれからもとっていきたい。ただ先ほど来申し上げましたとおり、8月30日、新たな政権ができ上がりました。この民主党政権に、そういう意味で人への優しさ、地域主権、これを今うたっておみえになりますので、この施策に大変期待をしておるわけであります。これも注視していきながら、我々地方自治体はともに進んでいきたい、こんな考えでございます。どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございます。どうか今後も高齢化、介護についてしっかりと取り組んでいただきたいと、このように要望いたしまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き2問目、「持続発展教育（E S D）の学校現場への普及を図れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

公明党の松本でございます。質問として、持続発展教育（E S D）の学校現場への普及を図れを質問させていただきます。

最初に、このE S Dとはどういうことかということで、少しお話をさせていただきます。最初に、E S Dとは持続発展教育のことで、私たちとその子、孫たちがこの地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための教育であります。つまり、E S Dは持続可能な開発の基盤となる価値観や行動の指針を広げる教育でもあります。具体的なテーマとしては、水資源、ごみ問題、雇用、人権、ジェンダー、平和と人間の安全保障、気候変動、移住の問題、貧困削減、都市化等があります。問題、課題解決のために人と意見を交わし、ともにあるべき方向を確認し行動することで、考え、行動できる人材を育てる教育がE S Dであります。

これまでE S Dは、持続可能な開発のための教育と訳されてまいりましたが、日本ユネス

コ国内委員会では、国内への普及促進を目指して、より簡単で持続、発展、教育という名前を使っております。

それでは、質問に移らせていただきます。

2002年に平成14年9月に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議・ヨハネスブルグのサミットで日本が提唱し、同年12月の57回国連総会においても、2005年（平成17年）から2014年（平成26年）までの10年間を、「国連持続可能な開発のための教育の10年」、（E S D）として、ユネスコをその主導機関とするとの決意が採択されました。ユネスコが中心となって各国の具体的対応の指針となる国際実施計画が策定され、政府レベルでは2005年（平成17年）12月に内閣に設置されましたE S D関係省庁連絡会議によって、2006年（平成18年）3月に国内実施計画が策定され、取り組みが進められております。

国内実施計画では持続可能な開発のための教育の目指すべきは地球的視野で考え、さまざまな課題をみずからの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるような人材を育成し、意識と行動を変革することとされております。また、人格の発達や自立心、判断力、責任感などの人間性をはぐくむという観点、個人が他人、社会、自然環境との関係性の中で生きており、かかわり、つながりを尊重できる人をはぐくむという観点が必要とされております。学校現場において総合学習の時間などで環境や国際理解をテーマにした学習を行っておりますが、持続可能な開発のための教育という観念が十分に理解されているとはいえない状況であります。国際理解、環境、多文化共生、平和、開発、防災等は既に学校等で取り組んでおりますが、個別テーマに関するさまざまな教育に持続可能な社会の構築という共通の目標を定め、各取り組みをつなげていくことがE S Dの基本的な理念であります。

2006年には教育基本法が改正され、2008年3月28日に新学習指導要領案が公示され、改訂学習指導要領では、持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれております。同年7月に教育基本法に基づき教育振興基本計画が策定され、同計画では、E S Dを我が国の教育の重要な理念の一つとして位置づけるとともに、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、E S Dの推進が明記されております。日本ユネスコ国内委員会では、持続可能な発展のための教育の学校現場への普及推進を図るという目的のために、ユネスコ共同学校のネットワークを活用することが一つの有効な手段となり得るとの観点から、その具体的な方法について審議するため、教育小委員会のもと、有識者による検討会を設置、検討を行いました。

2008年2月28日に開催された122回日本ユネスコ国内委員会において、持続発展教育（E S D）の普及促進のためのユネスコ・スクール活用についての提言が採択されました。ユネスコ・スクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するための平和や国際的な連携を実践する学校であります。政府ではユネスコ・スクールをE S Dの推進拠点と位置

づけ、その増加を図っているところであります。

ユネスコ・スクールに登録すると、国連機関であるユネスコから、ユネスコによる認定校として認定証が送られてまいります。ユネスコ・スクール加盟校は全世界で現在179カ国、約8,500校が加盟し、日本からは2009年10月現在で106校の幼稚園、小・中高等学校及び教員養成学校が参加しております。加盟すれば国内外のユネスコ・スクールと交流を保つ機会が得られ、ユネスコから年数回、世界のユネスコ・スクールの活動報告などの情報が送付され、各国の特色ある取り組みを知ることができます。

そこで、石垣教育長にお尋ねしますが、E S Dは持続可能な開発の基盤となる価値観や行動の指針を広げる教育について、人を育てる教育の意味からも大変重要だと思います。教育長の所見をお伺いいたします。また、この持続発展教育（E S D）の学校現場への普及促進を図るために、ユネスコ・スクールの参加、活用についての本町のお考えをお聞かせください。

以上です。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

持続発展教育について所見を述べさせていただきます。

持続発展教育の目的は知識の獲得だけでなく、持続可能な社会づくりの担い手となる人づくりであると理解をしております。具体的な課題として、環境保全、平和で平等な社会、貧困削減、男女平等などが上げられておりますので、これらの問題と向き合うことで、未来の担い手となる人づくりをしていくことであると考えております。

ところで今、学校教育の内容は、基準となる学習指導要領によって決められております。この学習指導要領の理念は生きる力ということであります。生きる力は社会の変化に対応し、みずから学び、みずから考え、主体的に判断行動し、よりよく問題を解決していく資質や能力、そして他人と協調し、思いやり豊かな人間性とされております。言い換えれば、互いに協調し、みずから課題を解決することで、次世代を切り開く子供を育てることになると思います。

現在、町内の小・中学校でありますが、地域学習、職場体験、国際理解などの総合的な学習の時間、環境や国際化への視点を盛り込まれた理科や社会科などの教科指導、そして人とかかわりについて考える道徳あるいは特別活動の指導に取り組んでおります。これは持続発展教育の内容を既に学校教育の中に取り入れているものであるというふうにとらえております。しかしながら、学校で行われているというようなさまざまな取り組みは、持続可能な社会づくりの基盤となるという視点、意識の中でそれぞれの内容を関連させて指導しているかということになりますと、十分でなかったかもしれません。町内の校長教頭会議などを通して、各学校に持続発展教育の意味をお知らせし、今後、来年度の教育課程を編成する中

で、各学校が持続発展教育という視点に立って教育内容を見直し、そして取り組んでいくという機会をとっていきたいというふうに思っております。

なお、ユネスコ・スクールへの参加とか活用については、今後の課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

E S Dのこの取り組みですけれども、先ほど教育長のほうからお話がありましたように、持続可能な社会の構築という意味からは、本当にやっぱり一つの防犯の取り組みにしても環境の取り組みにしても、持続的に可能な社会の構築という意味からは持続して取り組んでいただきたいのと、このように思うわけなんです。

現在、相当数の学校が、海外の研修だとか修学旅行として単発的に一時的な学習的な交流を主体に国際交流を行っておりますが、本当にそれでは相手の立場に立った本当の理解と共同活動は困難ではないかと、このように思うわけなんです。本町でも今後、E S Dに関する戦略を共同で考え、実践力のあるいわゆる真の国際人としての資質を持った生徒を育てるためにも、テーマを持ち、それに対して実際に持続的に活動が続けている学校と直接会って話す機会が必要ではないかなと、このように思うわけなんです。そして本町ではアメリカのマリオン市への中学生のホームステイ交流派遣が、22年3月25日から7日間の予定で2年生12名の派遣が予定されております。この交流派遣事業も単なるホームステイで終わるのではなく、マリオン市と蟹江町の共通課題、テーマ等があれば、生徒間での意見を交わし、ともに考え、行動することがE S Dの取り組みにつながっていくのではないかなと、このように思うわけなんです。

今後こうした取り組み、蟹江町の子供たちを育てるために大変重要だと思いますが、教育長はこの点はどういうふうに思ってみえるでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

ありがとうございます。そのとおりだというふうに思います。ちょうど今マリオン市のお話が出たんですけれども、例えば環境教育で考えますと、こういう地域、町内、それも例えば日本的視野というようなところで総合学習の時間で勉強しますが、それが例えば、じゃアメリカのマリオン市はどういうふうなんだと、そういうように関係づけながら、そして地球規模で考えていけるような子供が育っていったらいいなということを思っておりますし、またこの社会でもありますが、偏見とか人種差別、こういうことについても日本もありますけれども、じゃ、アメリカはどうなんだろうと、そういうような共通課題を見出しながら子供たちがかわっていく。それをこれからの子供たちが身につけていけば、将来いいなというふうに思っております。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。どうか持続発展教育のE S Dについても、しっかり今後
も取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、終わりたいと思います。どうもありが
とうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問4番 黒川勝好君の「トワイライトスクール（放課後学校開放）実現を」を許可いた
します。

黒川勝好君、質問席へおつきください。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

それでは、トワイライトスクール（放課後学校開放）の実現をについて質問をさせていた
だきます。

まず最初に、ことしの流行語大賞に「政権交代」が決定をいたしました。これは皆さんご
承知のとおりかと思います。ことし8月30日、あの歴史的勝利、そして政権交代が行われま
してから、早いもので3カ月が過ぎようとしております。アメリカ発リーマンショック、そ
して先ごろは第2の金融ショックとなるかと心配されましたドバイショックから、こちらの
ほうはいち早い対応で大事には至らなかったようですが、この先まだまだ何が起こるかわか
らない、そんな世界情勢が続いております。国内はといいますと、民主党に政権交代はして
も一向に景気はよくなってこない、ますます悪くなっていく一方だ、いろいろな手当がいた
だけの、いろんなことが無料になると選挙では一生懸命言っていたけれども、ここに来て雲
行きが怪しくなまってまいりました。そう感じられている方も多く見えると思います。今、日
本政府も必死になって、長きにわたって続いてきた古き自民党的体質を打破して、現在の社
会情勢に合った仕組みを構築していこうと、頑張っているところだと思います。先日行われ
た事業仕分けはその一つのいい例だと思っております。

蟹江町といたしましても、新年度予算に向け、横江町長初め各部課長さんたちは大変頭を
悩まされていることと察しますが、ここは納税者である町民のため、地方自治法に基づい
て、しっかりと頑張っていたきたいというふうに思っております。新年度予算に対しまし
ては、今後の横江町長の手腕に期待をするところであります。

そこで本題に入ります。トワイライトスクールの質問につきましては、平成15年6月の議
会一般質問の中で、山田乙三議員から出されております。そのときのいろいろな質疑応答を
ここにきょう持ってまいりましたけれども、最終的には蟹江町といたしましては、現在学童
保育所が設置されております。町長からも、町長からといいますのは、当時は佐藤篤松町長
だと思いますけれども、トワイライトスクールの設置につきまして教育委員会で研究するよ
うに話がございましたが、学童保育の保護者の方々と話し合いまして、学校へ学童保育を設

置しようとしたしましたところ、こちらのほうにつきましては反対をされましたので、今のところ、トワイライトスクールの導入につきましては考えておりませんでした。今後は関係者の意見を聞きながらトワイライトスクールの導入につきましては研究をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをしたいという答弁が残っております。

あれから6年、いまだに放課後の学校施設の開放はなされておられません。トワイライトスクールをするかわりといいいましょか、これは本質的にも全く違うものではございますが、蟹江町は早くから児童館及び学童保育所というものが整備されております。学区単位で5つの児童館、また舟入学区を除く4つの学区では、学童保育所も実施をされております。児童館では朝9時から午後6時まで、児童の個別的、集団的指導を行いながら、子供の生活をより豊かにする、伝承の啓蒙及び異世代のコミュニケーションを図る、地域の子育て支援をするとともに、児童館活動に参加できるようにするなど、さまざまな事業が行われております。もちろんどなたでも無料であります。

一方、学童保育所は、学校の授業が終了後6時まで、放課後家庭において保護を受けることのできない児童に対しして一定時間指導等を行い、児童の健全育成を図ることが目的で運営をされております。こちらのほうは月額6,000円、おやつ代として1,000円、小学校1年生から3年生までが対象となっております。昨今大変厳しい経済状況が続く中、政府もデフレを認め、デフレがデフレを呼ぶデフレスパイラルという状況に陥っていると思います。そんな中で少しでも生活環境をよくしたいと思うのは当然で、必然的に児童館及び学童保育所の利用も多くなってきていると予測されます。

また、学童保育所と児童館とでは当然利用目的も異なりますし、学童保育の場合はある程度のセキュリティの問題も出てくるような気がいたします。片や有料で児童を預かり、片や無料で児童を預かると、その場所が今現在新蟹江学区、蟹江学区、須西学区の3つの学区で併設という形で運営をされております。この状況は少し無理があるのではないかと、私は思うのであります。

そこで、通告書に従いまして、まず4問質問させていただきます。

児童館、学童保育所のその使い分けはどのようなになっているか。

そしてまた、児童館、学童保育所各施設の1日平均利用人数、指導員1人につき何人を目安にしているか。

そして、春・夏・冬休み、長期的な期間はどのような体制をとっているのか。

そしてまた、併設をしていることで問題はないのか、まずこの4点についてお伺いをいたします。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

それでは、質問に順番にお答えさせていただきます。

まず、児童館、学童保育、その使い分けはどのようなになっているのかというご質問でござ

います。

児童館については、先ほど来議員がおっしゃられた各小学校区1カ所ございまして5カ所ございます。こちらのほうは児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与えて健康を増進し情操を豊かにすることを目的として設置されたものでございます。当然利用のほうには利用料については無料でございます、18歳未満の子供さんであればだれでもご利用ができ、親子でも利用ができるという児童館でございます。

一方、学童保育所については、蟹江町内小学校に在学する1年生から3年生の者で、放課後家庭で保護を受けることができない子供さんでございまして、町内は先ほど来議員がおっしゃられた4カ所、蟹江、新蟹江、須西、学戸学童保育所でございます。それで学童保育所については、それぞれおやつ料1,000円がかかりまして、あと保育料がそれぞれかかるという形になっております。あと学童保育所については送り迎えが原則になっておりますので、帰りについては必ず保護者の方に迎えに来ていただくということになっております。

次に、児童館、学童保育の各施設の1日の平均利用人数と、指導員1人につき何人を目安にしているのかというご質問でございます。

まず、児童館の利用人数についてお答えをいたします。蟹江児童館においては1日平均10名、新蟹江児童館は33人、須西児童館は14人で、舟入児童館は25人、学戸児童館は37人でございまして、平均的には児童館利用は1日平均24名でございます。次に、学童保育所の利用人数でございますが、蟹江学童保育所は31名、新蟹江学童保育所は25名、須西学童保育所が14名、学戸学童保育所が26名で、全体的には平均24名でございます。

次に、指導員1人についての目安の人数でございますが、学童保育についてはおおむね20人を目安にしておりますが、児童館については、目安の人数というのは決めてございません。常時2人を配置している現状でございます。

次に、春・夏・冬休みの長期休みの時期はどのような体制をとっているのかというご質問についてでございますが、児童館についてはそれぞれの児童館で違いますが、蟹江児童館、それから新蟹江児童館については、通常は午前中2人で昼から4人の体制になります。長期の休み期間については、朝から5人体制で行っております。次に、須西児童館については、通常は午前2人で昼から3人体制で行っておりまして、長期の休み期間は朝から4人体制で行っております。次に、学童保育がない舟入、学戸児童館については、朝から2人の体制で行い、休み期間については、朝から3人の体制になります。また単独の学戸学童保育所については、通常は午前中1人で、昼から3人の体制になりまして、長期の休み期間においては、朝から4人体制で行っております。

最後の併設していることで問題点はないのかというご質問についてですが、今のところ、特に目立った問題はございませんが、何分施設の中に併設をしておりますので、児童館については午前中、就学前のお子様を連れた親子の利用者がございますので、その長期の休み時

間や休み期間になりますと、多数小学生も朝から見えております。その辺で、午前中利用されている親子の方にとっては、ちょっと利用がしづらいという点がございます。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

今いろいろ説明を受けたわけですが、今の説明でありますと、児童館と学童保育所の違いがはっきりわからないわけです。今の話だけだと、学童保育に預かっているお子さんに限っては、送り迎えはきちっと親御さんにお渡しをするということぐらいの差であるように聞こえたんですが、その利用者側もそうですが、預けられている学童のほうもそうですが、きちっとした把握をしておるんですか、その違いというものは。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

児童館利用の方については、あくまでも不特定多数の方がお見えになります。その場合については、入り口のほうでそれぞれお名前のほうを記入をしていただくことになって把握しております。学童保育については、当然これは申し込みでどなたが入っているかというのは把握しておりますので、それぞれ出欠のほうをとり、学童に来ている児童は把握しております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

そうしますと、学童に預かっている方は月額6,000円払っているわけです。それでおやつがつくと。それで児童館に来ている子供は無料ですと、基本的に。同じ場所でその子供たちを預かっておって、片や6,000円で預かっている子供はしっかりと先生方が監視をして、ただの人はもう余り対象にならないというか、そういう隔たりというものは当然ないとは思いますが、そういうことを考えますと、なぜその6,000円を払わなければいけないのか。送り迎えもきちっとそれだけのことで6,000円が必要なのか、私にはちょっとよくその辺の差ですね。月に払わなきゃいかん子と払わぬ子という、その差がよくわからないんですけれども、その辺はもう少し明確にお答えできませんか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

学童保育については、各学校のほうに学童保育に入ってみえる方の名簿をお配りしまして、通学団をつくっていただいて、そのまま学童保育のほうに児童館のほうに来ていただくことになっております。それで、児童館を利用する児童については、原則必ず一たん自宅に帰りまして、ランドセル等を置いて、それで再び児童館のほうへ遊びに来ていただくと。それで昨今連れ去り等の問題もございますので、学童保育の方については当然お迎えというのが原則になりますので、その辺間違いなくお渡しをしておると。ただその児童館については、じゃ学童に入っていない子供についてはいいかげんに見ているのかと、そういうわけではございません。あくまでも児童館の中に指導員がおりますので、その辺よく注意しなが

ら、周りに不審者がおれば当然警察のほうに連絡をしながら、子供の安全を守っているというところでございます。

以上です。

○9番 黒川勝好君

やっぱり学童へ預けるには、それなりの親御さんのほうは理由があって預けているわけですね。それを学童保育だ児童保育だということで一緒にのところで預けておると、それで何のセキュリティーまでは大げさかもしれませんが、やっぱり学童へ預けるというにはそれなりの親御さん、理由があるんですよ。途中何か家庭の問題でいろいろあったり、そういうことが必ず僕は出てくるから多分そういうわざわざ6,000円払って、おやつ代で7,000円払ってということをしていると思うんですが、そのところがはっきりと見えてこないんですけれども、今鈴木さん言われることだけなら、別に僕はそんな負担する必要もないような気がするし、そのところがよくわからんですけれども、ほかに何かあるんですか、ないんですか、どうですか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

根拠といいますと、児童館については児童厚生施設の関係で法律に載っておりますが、学童保育、放課後児童に対しては、何分法のほうでは差し当たり決まったものはございません。俗にあえて言いますと、保護者の方、共働きの家庭の方が学童保育に申し込みをされて、学童保育所へ通わせているということなので、保護者の方については学童保育、子供の居場所がはっきりと児童館、学童保育ににいるということで安心というような、安心感を持っていたけるのではないかなというような形を思っております。児童館については、あくまでも一たん家へ帰って、それから子供さんたちが自由に児童館に遊びに来ていただいて、その後どうなるかわかりませんという、その後児童館で遊んでみえるということなので、親御さんにしては恐らくあそこへ行っているだろうということしか把握はできません。学童については当然のごとく学童保育所に入っていると、そういった安心があるのではないかなと思います。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

今、数字を学童保育と、何ですかこれは。蟹江、新蟹江、学戸、須西ということで、1日当たりの学童の人数を出していただきましたけれども、大体平均しますと1日当たり24人ということになっておりますね。そうすると先生といいますか、指導者が1名ないし2名ということで、これ、先日いただきましたといいますか、購入をさせていただいたんですけれども、愛知の学童保育所ハンドブックというものですけれども、こういうものを見させていただきましたら、私も勉強不足で申しわけなかったんですが、なかなかこの学童保育の基準というものがないみたいなんですよね。先生1人当たりについて何人の子供を見るのか、また

面積的にはどれぐらいの面積が必要かということが、きちっとした決まりがないということになっておりまして、蟹江町の場合も今人数的に、数字的にも出していただきました。大変蟹江の児童館、学童保育が非常に人員的にもいっぱいのような数字が出ておると思います。蟹江の学童保育、児童館につきましては今、南保育所のところに新しくそういう施設を入れるということ、計画になっておりますものですから、またそれはそれで解消されていくのかなと思いますが、私が今回この質問をさせていただいたのは、これに伴うやはり学童保育は今の話できちっとお金をいただいてやっておると。あと児童館の利用の仕方なんですけど、先ほどもちょっと後ろのほうで出たんですけれども、とりあえず一回家へ帰ると、一応家へ帰ってランドセルなんかを置いてきて、それから出かけるというのが、それでそこで遊ぶというのが基本的になっていると思いますね。

今から教育のほうにかわるわけですが、私の本題に入っていきます。トワイライトスクールというのが以前も質問になったわけなんですけれども、今、児童館にかばんを置いて遊びに行く。先ほどもちょっと後ろのほうで出たんですけれども、新蟹江の場合ですと、富吉からわざわざまた大海用にあるんですけれども、そこまで来るのは大変ですから来ませんよね。だけれども、親にしてみれば、やはり今このご時勢であります、共稼ぎもふえております、3時から4時に家に帰られては、それはだれもおられません。そういうことになりますと、また例えば富吉なら富吉の家へ帰ってこっちへ来るのは大変ですよ。ということで、以前から名古屋市のほうは早くトワイライトという形をとって、学校のほうで空き教室を使って子供たちを面倒見るといいますか、時間まで預かっていただくシステムなんですね。それを平成15年ですか、山田乙三議員が質問されたわけなんですけれども、それから一向にその話が進んでいない。検討するということでもありますけれども、大体理事者というのは検討するというのはやらんということですから、やらんもええですが、そろそろやはりこういう社会のご時勢になってきておりまして、家にもやはりだれもない。核家族になりまして家庭の環境も大分違ってまいりました。そういうときに、やはり学校にそのままある程度5時、6時まで遊べる場所を確保していただくということは、やはりこれから必要になってくるといいますけれども、その辺の見解はどうか、お願いいたします。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

トワイライトスクールについてでございます。

このトワイライトスクールに関しましては、おっしゃいましたように、平成15年6月のときに山田乙三議員のほうから、また16年3月には松本議員のほうからもご質問をいただいたかと思っております。それで、名古屋市ではおっしゃられるとおり学校の教室、それから校庭等を利用してトワイライトスクールというものを現在実施しております。その内容でございますけれども、退職された校長先生や、あと要は学校の関係者であるかと思いますが、そういう方が指導者となって実際にトワイライトスクールをやってみえるということを聞いて

おります。ただ私ども聞いている限りでは、実際にはその指導補助員さんといいますか、学校の元教員の方たちはそれで確保できるんですけれども、それ以外の指導補助員といいますか、そういう方たちはなかなか見つかることができないんだということで、そういうことで苦労しているんだということを聞いております。

それで、蟹江町には議員おっしゃられたとおり、早くから放課後対策ということで学童保育とそれから児童館というものを設けてございます。それで先ほど来答弁のほうにもありましたけれども、学童保育については小学校3年生までという格好でございますので、4年生以上の児童はご利用するということではできません。ただ蟹江町にはその学童じゃなくて、先ほども出ておりますが児童館が学区ごとにすべて設けられているということでございますので、児童館につきましては、実際時間的には午後6時までという格好になっております。ですから、私どもとしましては、児童館を利用するということもやっぱり一つ大きなことかなと思っています。それで、児童館は広報でもいろいろと啓発しておと思っています。いろんな事業を、子供たちが児童館へ行きたがるような、そんなような事業も一生懸命考えて、そういう事業をやって児童館やっておりますので、児童館自体ももっとご利用していただければと、そんなふうに思っております。

それで、トワイライトスクールはできないかということですが、一番肝心なのは、実はトワイライトスクールの場合は、先ほどもおっしゃられましたように、余裕教室が学校になればという、そういうことなんです。実は以前にもこれはお話ししておりますけれども、現在のところ、なかなか学校のほうに余裕教室は生まれてこないというのが現状です。確かに須西小学校なんかは今現在、その余裕教室的なものはございますが、ほかの学校についてはそういう余裕教室的なものが生まれてきていませんで、トワイライト教室になると、そういう余裕教室を利用して、そこを一つのプレイルームみたいな形で改修して、子供たちにそこが拠点となるような格好でやっていこうということでございますので、まずその余裕教室ができてというのが一番問題となるかと思っています。今のところ、そういうのがどうしても生まれてこないということもあって、ただ、今少子化ということで児童数はやはり年々減っているのも、こちらのほうもわかっておりますので、いつかはちょっとわかりませんが、当然その余裕教室的なものも出てくるかと思っています。その段になったときに学校教育のほうとしては当然そういう教室も利用してやっていけたらいいなと、そんな感じでは思っておりますけれども、今のところはやはりちょっと無理かなという感じで思っています。ですから、以前からある放課後対策事業である学童保育、それから児童館を利用して今後も進めていけたらと、そんなふうに思っているところでです。

以上です。

○9番 黒川勝好君

今、須西小学校は余裕があるがほかの学校は余裕がないということを言われたわけですね

れども、私ちょっと調べてみましたけれども、平成15年ですけれども、これはどういうあれで言われたかよくわからないですけれども、須西小学校は当時13室を使っておったわけですが、今現在は12室ですか、ということを僕が調べたあれですよ、この実績報告書で部屋数を調べたんですけれども、こういう形で、蟹江小学校にしてみると、15年は27教室使っておったのが今24になっておるわけで、ことしはもうちょっと減つとるのかな、ちょっとよくわからない。新蟹江小学校にいたしましても、去年は20ですが、ことしは1つ多分減っていると思う、19教室になっていると思いますね。ということになりますと、部屋がないから、部屋があいていないからやれないというのは、僕はちょっと違うような気がするんです。舟入小学校はこれ6教室でずっと6教室ですから、ほかにも多分、舟入は結構あると思うんですが、だから部屋がないから今の放課後の開放ができないというのは、ちょっと僕は理由的に違うような気がいたしますね。

それからまた、資料といいますか、これはことし3月に次世代育成支援対策後期行動計画策定に係るアンケート調査結果というものを、我々いただきました。これは就学前の児童の親御さんの意見、そして今小学校に見える子供さんの親御さんの意見をずっとまとめて書かれておるものですが、私、ここの就学前もそうですけれども、小学校の児童のということで、ちょっと黄色で今線を引かせてもらいましたけれども、このトワイライト教室、トワイライトスクールをやっていたきたいという親御さんの意見が非常に多いわけなんです、ここを見てみますと。これ大体1ページに7人か8人ぐらいずつのお母さん、お父さん、ご父兄の方のいろんな注文が書いてあるんですけれども、その中に必ずお2人、3人、トワイライトスクールの話が出てくるわけです。どうしてもやっていただきたい、子供の帰りも、自分たちの帰りが遅くなるから、学校なら、学校の施設の中なら安心だからそこまで行くのも児童館へ行くのも大変だからということで、学校においてそのまま学校で時間をということで、多くの方がお願いをされておるわけですね。このものは当然見ていただいておると思うんですが、どう思われますか。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

先ほど余裕教室の話をさせていただきました。確かに余裕教室という学級数が減る場合が当然あります。それで皆さんご存じのように、学級数というのは基本的には1学級40人学級です。それで実は仮に41人となったような場合は、もう既に2学級という格好になってしまいますので、そういうぎりぎりのところで推移している学級というのは、結構各学校持っているということです。ですから、それがたとえ1人、2人減ったことによって学級数が減ってしまうということも当然あるわけですから、逆に1人、2人ふえることによって学級数がふえるということも当然ありますので、それでもって一概に全体としては学級数が減ったから余っているからという、そういうことには実はなりません。

それで、仮にそういうふうに学級数が余るという年というやつが当然ありますので、そう

いうときは例えばそれを子供たちの生活の場の部屋にするですとか、ある程度、例えば今はああいうカウンセリングの部屋ですとか、あとそれこそ教材を入れる部屋ですとか、そういうものに学校のほうではまずは活用をしていると、そういう格好になります。

それで、もう一つ言えるのは、今、愛知県のほうでは1年生、それから2年生が35人学級になっています。ですから、そういう格好で部屋数自体もやはりふえるという格好になりますし、それがいつのことかわかりませんが、だんだん高学年のほうにもそういうような少人数学級というふうに移行してくると、今余っている、余りそうだという部屋があるにしてもなかなか難しいという、そんなような状況になってくるんです。ですから、そういうことからすると、多少私どもも慎重にはなりますけれども、ただ議員がおっしゃられるように、そのトワイライトスクールをやってほしいんだという、そういう声は私どものほうにも届いておりますので、当然そういう余裕教室が何とかやはり生まれてきそうだということがなれば、当然私どものほうもやっぱり考えていきたいと思っておりますので、今はまだそういう時期じゃないということでお知りおきしておいていただきたいと思います。

○9番 黒川勝好君

僕は基本的には今の話、児童館と学童保育所の一緒に併設をするということは、やっぱり本当にセキュリティの関係でも、学童保育へ預ける親御さんというのはいろんな事情があると思うんです。そういうことを考えますとね、一緒に預かるというのは非常に危険な僕は気がいたします。ですから、できることなら、今の学校開放をしていただくというのが一番望ましい形だとは思いますが、今の説明のとおり教室のあき方もそれは流動的でありましょう。低学年にしてみれば40人学級ではいけませんので、これから35人、30人とまた枠がだんだん狭くなれば、またもう一つ、少子化になったといえども、逆に部屋も必要になってくるということになってくるかもしれませんけれども、これだけのやはり親御さんの希望がありますものですから、検討するだけではなくて、本当に真剣に前向きに、例えば今の空き教室はつくろうと思えば私は1つ部屋をあけることはできると思うんです。何回も言うようですが、15年から20年の間のこの5つの小学校の部屋数が、15年が83必要だったのが今は81ですから、たった2つしか減っていないという現状はわかるんです。だけれども、ふやすこともできとるし減らすこともできとるわけですね、この5年間に学校の中で。ということは、それだけの余裕の部屋は必ずあると僕は思っておるわけですね、この数字から見ますと。ですから、その気になればという言い方をすると失礼かもしれませんが、この世の中大変厳しい世の中、家庭事情も非常に厳しいと思います。少しでも親御さん、お父さんが働かれてお母さんも今家に見えても、少しでも足しになるようにとパートへ出たい、3時まで、5時まで、6時までと、少しでも時間をふやせば収入もふえるわけです。その間、子供の安全・安心を考えるなら、やはり学校で預かっていただけるのが一番いいのかなという僕は感じをしとるわけです。

ですから、できることならば、今後本当に前向きに学校開放の施設をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長 大原龍彦君

以上で黒川勝好君の質問を終わります。

続きまして、質問5番 伊藤正昇君の「蟹江町野外活動センターについて」を許可いたします。

伊藤正昇君、質問席へおつきください。

○13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤正昇でございます。

ただいま議長にお許しをいただきましたので、通告書に従い、野外活動センターについて質問させていただきます。

皆さんご存じのように、野外活動センターは第14代蟹江町長故藤田氏、52年から平成元年まで長期にわたり町長を務められ、数多くの功績を残され、その中で野外活動センターも含まれていますが、野外活動センターは私が先輩議員の方にお聞きした中で、全協で2回ほど活発な意見の中でこれが進められたということで、全協の議事録を参考にして質問をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

昭和55年9月開催された蟹江町議会全員協議会で説明を求められた当時の藤田町長の経過については、次のように述べられて、最初は多度のほうで検討し、次に員弁町、それから宇賀溪を検討したが、いろいろな問題があって、そこで本日提案する藤原町の土地について検討したところ、藤原町も協力していただけるという話で、今後の管理の問題についてもいろいろと協力するというので、できれば姉妹提携をして町と町との付き合いをという話まで来たということで、ここは約14町歩ほどあり、そのうち一部が養老院になることが昭和55年、ほぼ決定している。この土地は昔の村有林であり、公共物以外は一切まかりならんというところで、今度の町の計画と合った条件であったという話が進んできたと、当時の藤田町長は答弁をしておられますが、貸すのか売なのかという問題になっているが、大勢は適正な価額で貸し、鉄筋の建物等を建てて永久にやっていただいて結構であるということで進んでいる。皆さん方の協力をいただきたいので提案をしたということで、当時の藤田町長は提案されておりますが、この中で、ここにも4名ほどの当時の先生方も見えますけれども、質疑の中で維持が大変なのではないかとか、注意をして進めていただいたらどうかとか、つくる施設によって利用価値が変わってくるのではないかと、また愛知県内でこのような施設はどこにあるのか、どこか視察をして結論めいたものを見つけていったほうがよいではないかというような、全協でいろんな意見が出ていました。

年が変わって昭和56年2月4日の蟹江町の全員協議会で、ここではほぼ決まったような感じがしますが、野外活動センターについてという題目で藤田町長は、管理委員長の単独

の意見として、使用してもよいとされて、藤原町の町長もそう言うならば町も協力しますと、いろんな条件があり、最終的には当町が通告したのが300万円のお礼金と500万円の権利金、敷金ですか、申し入れたがまとまらず、500万円の協力金と500万円の敷金ということで詰まった。借地料は当時年間150万と決定され、20年間使用されてきましたが、先人の故藤田町長初め、当時の議員さん方に大変なご尽力に感謝を申し上げ、質問に入ります。

野外活動センターは、昭和57年4月20日、自然に親しむ憩いの場として施設を利用し始め、当時、員弁郡藤原町中里地区管理委員会より借地し、敷地面積は3万3,000平方メートルであり、大変広いところであるが、現在はいなべ市藤原町の中里地区管理委員会より年間130万円で借用しているが、平成20年度決算では約800万円の維持費である。昭和55年から平成20年まで、契約金、建設費を含め総維持費は4億5,291万2,000円ほどで、施設利用を始めてから27年間で総利用者は24万2,000人ほど、そのうち町内の利用者はわずか半分にも満たない9万5,000人ほどである。

そこで1点目の質問ですが、昭和57年から平成20年まで27年間、利用料金は町内利用分と町外利用分それぞれどれくらいあるか、また平成20年度では月別の使用者はどのくらいの数の方が使ってみえるかということ、まず1点目として質問をさせていただきたいと思います。

2点目ですが、世の中変わってきましたので、2点目の年度別の利用者を見てみると、昭和62年10月に国営の木曽三川公園が利用できるようになってから、野外活動センターの利用者がかなり減少していると思われるが、どのように感じておられるのか、伺いたいと思います。

3点目ですが、蟹江町野外活動センターは、平成23年3月6日、いなべ市藤原町中里地区委員会と借地契約更新されるのかされないのか、まず3点を伺っておきたいと思います。よろしくお願いします。

○生涯学習課長 川合 保君

1点目の昭和57年から平成20年までの利用料金についてであります。昭和57年のオープン以来、蟹江町野外活動センターの使用料は、施設宿泊またはデイキャンプを行う場合にキャンプ場使用料、さらに野外活動センター貸し出し用品、炊飯用品等を使用する場合、キャンプ用具料を徴しております。昭和63年にはバンガロー5棟、1棟当たり3.3平米を設置し、また平成18年に施設使用料を改定した際に、キャンプ用具に含まれていたテント使用料を別に徴することとしました。オープン以来、27年間の使用料収入額は1,453万3,145円で、年平均50万円強の収入であります。最高が平成6年度の118万8,815円、最も少ないのが開所当初の57年度で、5万5,100円であります。

議員ご質問の町内利用分と町外利用分ですが、平成17年度以前のデータは利用人数と合計収入金額のみで町内、町外の利用料金別の集計までは行っておりませんでした。使

用料金改定後の18年度以降から本年度11月末日までのデータはありますので、4年間の使用料収入額は277万8,870円、そのうち町内利用分は110万1,470円、町外利用分は167万7,400円です。町内利用分におきましては、各小学校の自然教室及び生涯学習事業での利用につきましては無料であり、そのほかは町外利用料金の半額の町内料金で、町の補助団体が利用した場合はさらに5割減額で利用できますので、ご承知おきください。

それから、平成20年度の利用人数であります。4月が町内が8名、町外が67名。5月につきましては全体で633名、町内が466名、町外が167名。6月につきましては全体で542名、町内が493名、町外が49名。7月が全体で1,060名、町内が619名、町外が441名。8月が633名中町内が296名、町外が337名。9月は20名で町内のみです。10月が164名、町内が93名、町外が71名。11月は60名ですべて町内であります。以上合計の3,187名、町内が2,055名、町外が1,132名であります。

2点目の国営木曽三川公園が利用できるようになってから野外活動センターの利用が減少しているのではありませんが、議員ご指摘のとおり、野外活動センターの利用者は、木曽三川公園の利用開始された昭和62年をピークに減少しております。それも一つの要因かと思っておりますが、昭和57年のオープン以来の利用者は延べ24万2,971人で、町内利用者が町事業や学校行事を含め9万5,438人に対し、町外が14万7,533人、総利用者に対する蟹江町民との比率は、39%になっています。開所当時から日陰が少ないということで、平成5年までに植栽工事等の整備を行い利用者の利便性を高めてきましたが、トイレの未水洗化、バリアフリー等々の問題もありまして、利用者の増員にはつながっておりません。利用者の増員または野外活動センターの有効利用を目的に、平成18年度から各種補助団体が野外活動センターを利用する場合、町マイクロバスを燃料費だけで利用ができることになり、平成19年度5件、平成20年度4件、平成21年度6件の利用がありました。また、町内すべての小学校における自然教室は、1泊2日のキャンプを単独利用での実施ですので、学校側には喜んでいただいております。

平成11年度までは年1万人前後の利用者であり、町内の利用者につきましても3,000人を超え、5,000人を超える年もありました。平成12年度以降、利用者が減ってきておりますが、原因につきましては施設の老朽化が進んだものと考えています。当初の20年契約の満了が平成13年3月6日と近づき、次の契約が5年と短いということもありまして、設備投資が困難であったためであります。

今後の課題としまして、施設の改修、PRを含め、町マイクロバスの利用促進を図り、現在よりさらに町民の利用者の増員に努めてまいりたいと思っております。

3点目の野外活動センターの借地契約の更新についてであります。平成23年3月6日で5年の土地の賃借期間が満了となります。これについては継続か廃止かいずれにしましても、相手側との協議を必要とします。継続の場合、より多くの町民に利用していただくには

管理棟の防水工事、屋内外のトイレの水洗化等施設の改修、充実が必要で、ある程度の財源が必要であります。さらに土地の賃借契約期間を長期間にすることで設備投資が有効になると思われるため、賃借料の減額を含め、方向性を決定する必要があります。

また、廃止となると相手側との協議にもよりますが、更地にするにはそれ相応の解体・整地費が必要であります。いずれにしましても、次期契約については今回の全員協議会においてご意見をいただけてきましたので、来年3月までに方向性を詰めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上であります。

○13番 伊藤正昇君

契約については町長からお願いしたかったんですが、先ほど行われました12月3日の協議会の野外活動センターの今後についていろいろ説明がありましたので、その点についてお聞きしたいと思います。

野外活動センターのほうについて議員全員で視察したわけでございますけれども、いなべ市藤原町中里地区管理委員会と引き続き契約して10年ほど使用するという仮定でリフォームすると、約6,000万ぐらい費用が必要という説明がありました。年間計算すると1年間で600万円、他にも800万円の経費と仮定すると、そのような大金を投入して果たして蟹江町民の理解は得られないと思うが、どのように感じておられるのか、まず1点目をお伺いし、22年度末で借地契約が切れるが、廃止となると野外活動センターの土地整備に約4,000万ぐらい必要であるという説明がありましたが、なるべく早く結論を出して、いなべ市が使えるものは使ってもらって、中里土地管理委員会の協議を始め、少しでも整備が安くなるようにするには早く結論出さなければ3月と言っとってはちょっと遅いんじゃないかと思っておりますけれども、その辺ちょっと答弁をお願いします。

○教育長 石垣武雄君

野外活動センターのことについて3月の結論ということでは遅いではないかということですが、さきの全員協議会で議員の皆様方からご意見をいただきました。そしてこの役場の中、そして教育委員会の中でもいろいろ検討を重ねております。23年3月6日に終わるということですので、いろいろ逆算をしまして、3月に方向性が定まれば4月、つまり6月、7月学校が使います。これは使えますので、来年度については。そしてそれが終わってもし工事をするにしても、いろんなことがあったとしても9月、10月以降からできるんじゃないかというような考えであります。

ですので、3月に方向性を出して、4月以降、相手との交渉を持ち、そしてその結果によって夏が終わった後、そういう工事を、それは先ほどありましたように継続にするだったら改修、廃止にするんであったら相手方のかかわりで更地、原形ということは聞いておりますが、そのあたりも含めて、9月、10月のところでそういう工事についてもやっていけるんじ

ゃないかというようなところで、3月ということで出しました。

○13番 伊藤正昇君

なかなか歯切れのいい答弁がいただけませんが、もし更新しない場合を考えると、来年はとりあえず学校は使えると。その後のことは1年間で学校側が考えなきゃならない。そうするとその時期では遅いし、また、もし契約を解約するということになると、本年度予算にある程度予算を盛らなきゃいかんじゃないでしょうかね。補正予算という手もあるだろうけれども、その中で一つ伺っておきますが、前も述べましたけれども、敷金の500万円は戻ってくるのか、また更新しない場合は、学校にかわる事業はどういうふうを考えるのか、藤原町との姉妹提携をしているが、もう何十年も交流はなっていない。このことで施設も必要ではないではないかということで、最後にこれは要望にとどめておきますけれども、蟹江町野外活動センターは、町長に言うておきますが、もう使命は終わりましたということで私は認識しております。そういうことで、町長にはこれを要望しておきます。もう町が管理してこれから約何千万という金を使ってやるということは、いろんな資料がありますけれども、他の町村ではやっぱり余りやっていないのですが、要るときにキャンプとか山の家とか契約をして進めていっておるところが多いので、維持管理をして、あえて言えば4億5,000万ですか、もったいないような気もするけれども、もったいないもったいないと言って、また金をつぎ込んで継続しておっても、余計またつぎ込んで利用者が蟹江町で年間1万人ぐらいあれば、それはその投資効果もあるだろうけれども、24万の39%ぐらいではさ、もうやっぱりある程度税金の事業仕分けじゃないけれども、無駄遣いに発展せえへんかなという感じがします。なので、そういうことも踏まえて、あと2点ほど答弁をお願いします。

○教育長 石垣武雄君

ちょっと整理ができなくて申しわけないんですが、最初契約の関係でありますね。

先ほど議員さんがおっしゃられたように、私ども、先回の全員協議会でというようなことも思ったんですが、皆さん方のご意見をお聞きしながら、再度先ほど申しましたように、3月の全員協議会あたりのところであることを思って、再度練り直そうということでおったんです。それで、予算につきましては、確かにおっしゃるとおりであります。先ほど私申し上げましたように9月、10月、そのあたりのところが、もしどちらにしても工事に入っていくということで、今はまだその段のときではないということのを思いましたので、先ほどありましたように9月補正あたり、もしそういう場合は考えていきたいということでは進んでおります。

それから、学校につきましては、来年度、これは使える方向でありますね。それで23年度がもし継続であればいいんですが、そうでない場合は使えません。それで、実は県の施設もいろいろあります。少年自然の家、美浜とか朝日高原もありますし、そういうようなところもあります。いずれにしても使えない場合があったときに、学校の子供たちにその年はキ

キャンプができないというんではこれはいけませんので、実はそれぞれの学校の校長先生にお話をし、全員協議会のこの前のところで、そして今ちょっと分かれ道というか、そういう決断をする方向もありますので、校長先生方には内々に、といってもきょう言ってしまうんですが、一応来年、再来年の約束をしないと、申し込みをしないといけないんです。それでそういう保険をかけながら、これは一応仮契約というか仮申し込みでありますので、例えばそれが3月の時点でそれがキャンセルになればそれもいいんです。1年、2年後のことですが、でも一応仮予約をしてお願いをしましたので、どちらになってもというのはおかしいですけれども、それはそれで手を打ちながら、23年度以降も子供たちが楽しいキャンプが行えるよう、それは考えておりますので、そんな点でよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一点が、敷金か何かの問題でありますね。先ほど課長のほうが申し上げましたように、当時もう大分前ですね、30年ではないですか、28年、9年前、先ほど議員がおっしゃられたように500万、500万だったと思います。最初のこれ権利金と敷金というんですか、そういうことで、権利金というのはその権利です所以相手方のほうの500万で、敷金というのはこちらは一応こちらのほうに返ってくるというつもりでおりますが、これにつきましても、そういう前提で実は中里の組合のほうもそれは承知をしております。ただ話し合いのときに、そういうようなもっと詳しく言うと、そのあたりのところが28年、9年前ですので、相手方の方も代がかわっているわけです。私ども教育委員会のほうも前の前の前というふうになりますので、そのあたりについては一応認識としては、500万は交渉権といつてはおかしいが、そういうことはあるということで、いずれにしてもそれも整理をしながら、そして相手方とのそういう話し合いの会を持って、その500万についてももし回収というかというぐあいになればなったで、その500万を何らかの形ということも当然こちら交渉の中に入れていきたいと、そんなふうに思っております。

○13番 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。終わります。

○議長 大原龍彦君

以上で伊藤正昇君の質問を終わります。

質問6番 山田邦夫君の「政権交代と町政への影響を問う」を許可いたします。

山田邦夫君、質問席へおつきください。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

通告書に従いまして、政権交代と町政への影響についてお尋ねいたします。

政権交代ということが起きましてから3カ月になろうとしております。政権交代とはこういうことかとかつくづく考えさせられる毎日であります。新政権は脱官僚依存とかコンクリートから人へというような指針に基づいて、マニフェスト実現のために事業仕分けという手法

を用いて、まず税金の無駄遣いあぶり出しを懸命にやりました。3,000とも4,000ともいわれる政府の事業のうちの447事業を9日間にやって、あれだけの関心を高めたわけでありませう。事業仕分けというニュースを通じて、国の税金がどういうふうに入ってくるのかとかどういふ種類があるかと、税金の使われ方はこういうふうになっているのかと、一般国民にこれほど知らされ、関心を持たれたことは、これまでもなかったことだと思われまふ。

政権交代の時期の関係で、国の来年度の予算編成は2カ月ずれ込んできておるわけですから、年末までの編成が大変危ぶまれております。地方自治体、蟹江町もですが、例年、政権がずっと続いておったときは、交付金や補助金やその他は、前年度どうであつてどの程度変わるという内示や何やらがあつたと思われまふので、蟹江町あたりも、12月末には予算原案がほぼ組めておつたんじゃないかと思ひまふけれども、相当おくれてきていふのではないかというふうに思ひまふ。町予算の編成で大変ご苦労というか、困り抜いておられるんじゃないかと想像しまふ。

そこで、この間の事業仕分け等で我々ニュースを見ておつて、蟹江町のことに影響をしようだなどという、そういう事業の主なものを、項目を取り上げまして質問させていただきます。質問の項目たくさんに上つておりますので、項目だけ予告をしておきますと、総務部関係では、予算編成を今どうやってみえるか、総務部長兼務の副町長にお尋ねしまふ。それから公務員給与の削減ということを新政権は言つておりますが、事業仕分けでは、地方公務員の給与も問題だという発言が大分出ております。どの辺が問題がありそうかについてお尋ねしまふ。

それから、質問の2番では民生部関係です。子ども手当の事務がうまくいきそうかどうか、それから子ども手当の関連で盛んに同じくらいのウエートで出てくるのが、手当もさることながら待機児童問題を保育所の充実をしなきゃいかんという議論が盛んに出ております。蟹江町の実態はどうかと。それから少し細かいんですが、シルバー人材センターというのは国の関与はもうやめるべきだということを事業仕分けで言つております。減らすべきだと言つておりますが、蟹江町のほうへ影響があるか。

それから、質問の3では産業建設部関係ですが、一番大きな問題は公共下水道事業です。国の3大事業といわれる道路やダム of 次の来るのが公共下水道問題でありまして、この問題もいろいろ意見が出ておりますので、果たして影響があるのではないかと、どうしようとされるかと。それから、その中で問題になるのが浄化槽の問題です。これも今まではやると決めた以上さわらんほうがいいと、私自身も思つておつたんですが、国の機関でさわつておりますので、さわらずに逃げていくというわけにいきません。この問題をお尋ねしまふ。それから産業建設部関係で気になりますのは、国道1号線の日光川の橋のかけかえがあります。蟹江町も用地買収等で下請作業をしておると思ひまふが、この影響があるかと。それからまちづくり交付金で駅北のあれで1億円以上の補助をもらつてみえると思ひまふんですが、この影響

があるかどうかと。それからかねて関係ないと聞いておりましたが、本町舟入排水機場、来年着工されるかと見ておるんですが、愛知県そのものが苦しみ出すとどうか、直接的には関係あるかないか。

最後に、町長にお尋ねをいたします。これは政権がかわって、いろいろ陳情の仕方や政官業の形が変わってきております。大変お困りだろうと思います。今どんな戸惑いをお持ちかどうか。それから、新政権は地方分権よりは踏み込んだ地域主権ということを言っております。この問題はどの程度に掌握し対応をしようとしてみえるか。これだけのことを質問させてもらいます。1つについてならせば二、三分ですが、主要な項目は3つか4つですので、簡略にできるところは簡略にしたいと思います。

それでは、質問の1は総務部関係であります。来年度の町予算の編成のもととなる地方交付税交付金、たくさんものを含んでおるわけですが、事業仕分けでは仕組みが大変複雑でわかりにくい。我々も本当にわかっておりません、その仕組みは。国が決める地方財政計画というもののや、ひもつきの補助金、交付金などが抜本的な制度見直しを、これは3カ月や半年でやれないんです。そういう意味で1年がかりでやって、23年度には自治体が自由に使える一括交付金という形にかえたいというふうに、これは民主党政権は言っております。ですけれども、今から影響することはたくさん起きてきておるわけです。そういう不確定の非常に多い中で、町予算の編成を担当されている副町長はどういうふうに現時点で仕事をしてみえるか、お尋ねします。

○副町長 水野一郎君

来年度の予算編成とのご質問に対してお答えをさせていただきます。

12月に入りまして、現在庁内では、各部署からの予算の要求のありました内容につきまして査定を行っているところでございます。歳入の大半を占める今年度の税収につきましては、まだ最終的には確定をいたしておりませんが、前年度と比較をいたしますと、確実に減収になると見込んでおりまして、最近にない大変厳しい予算編成になるのは確実にございます。ややもすれば、今年度と同じような骨格的予算も視野に入れなければならないかと思っているところでもございます。

また、国の動向につきましては依然として不透明でありまして、私ども地方にどのようなものがどれほどの影響があるのか、全くつかめていない状況でございます。平成22年度の国家予算も税収が大幅に減収し40兆円に届かず、逆に国債の発行は税収を上回り、44兆円を超えるのではないかともしわれております。そのような情勢の中、町といたしましては、事業全般にわたり厳しくチェックをいたしまして、できる限り正確に行うよう現在進めております。特に国・県に関係する不確定要素の高い事業につきましては、当初予算に計上することを極力避けまして、確定次第補正対応としたいというふうに思っております。例えば子育て支援関係でございますが、特に子ども手当金、これにつきましては、一部地方に負担との議

論もあるようでございますので、大変危惧しておるところでございます。これにつきましては、当初予算に計上しなくてはならないものでございますので、上げ方といたしましては従来の児童手当として予算に計上して、国の方向性が決まり次第、補正での対応の組み替えをするなどして、それぞれ事業に合った対応をしてみたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町といたしましては事業全般にわたり国・県の情勢を的確に収集判断をして、来年度の予算編成に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いをいたします。

○3番 山田邦夫君

ありがとうございました。

新聞やテレビの報道ではきょう、あすから今週くらいがそういう骨格を示す決め手の日にちのようですので、それがうまく決まっていけば、年末までには相当たくさんの方が具体化してくると思われま。

それでは2点目ですが、新政権は国家公務員の総人件費2割削減方針、これは前から民主党がマニフェストで言っておるわけです。いろんな手法がありますが、これは単に給料を2割下げるのではないんです。公務員を減らす、あるいは公務員でやらないかん問題かどうかというようなことを含めてです。ところがその事業仕分けのときに、地方公務員の給与コストも地方の民間企業との官民格差が目立つという意見が出ました。蟹江町ではそういうことがあるのか、感じられておるのかどうか、お尋ねします。総務部次長にお願いします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今、国のほうの国家公務員の2割の減額といいますか、削減方針があり、私どもの町のほうでも今までどおりといいますか、削減を頑張ってやってみりました。ただ、今のご質問ですと、私どもの給与と民間の給与と格差が目立つという意見があったかどうかということでございますが、これにつきましては、私どものほうといたしましてはもう既に条例改正していただいておりますが、来年度でございますが、4月から職員の地域手当、これは国の方針等もありまして、きちっと国に合わせた3%に戻させていただく、下げさせていただくというようなことも念頭に置いてやっております。民間との内容につきましては、これは今までの法則といいますか、私どもには労働争議権とかそういったものの権限もございません。その代替として人勤の制度がございます。こちらのほうが現在以前よりも小規模単位という用語がございますが、50人の企業までというようなことでつぶさに調査をし、その中で給与推計をしてみますので、基本的には私どもはそれに従い、今後もやっていくというような考え方を持っております。

特にどうだというようなことでございますが、リサーチする方法を私どものほうは持っておりませんし、人事委員会を備える町でもございません、市でもございませんので、大変恐縮ではございますが、そういったところの国の動き、人事院の勧告等を勘案して今後も準拠

しながらというようにところで今、考えておる次第でございます。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

人事院の勧告のご指導に従ってというのは今までのやり方でありまして、今度の仕分けで盛んに指摘されたり問題になったのは、例えば沖縄などの基地労働者の賃金が公務員に準拠していて、地方によって違いますけれども、大変格差があるというのが問題になりましたね。そうでないかなという気がします。それから名古屋市が現業職員を何年がかりか知らん、2割くらい削減するということを言い出しました。いろんな資料でも、関係のある方に語弊があつて大変恐縮ですけれども、現業職員、現業職といわれる技能職系統は、ああ役場へ勤めた人はいいなと、それから民間委託なんだというのを、民間のほうの方が安いからそういう話が出やすいわけですね。しかし、これは言うべくしてなかなか役場はやりにくい問題だと思います。これは政府・国の動きを見て労働基本権の回復の問題とか、労使の交渉の仕方とかいうことが逐次公務員についてははっきりしてくると、本当にこういう賃金、こういう処遇でいいかということのみずから考える機会が、もうほどなくやってくるような気がいたします。

そこで、予告はしてありませんけれども、労使で交渉をして決めるというのは、今労働組合の組織率が大変悪くなっておりまして、しかし、最近ふえてきておるようですね。パートタイマーとかそういう人の処遇が守られないんで、そういう人が労働組合へ入る、結成するという動きがふえてきまして、そういう意味で今から公務員の給与のことに触れてくると、例えば蟹江町、労働組合があることを聞いておりますけれども、組織率は大変少ないと思うんです。やっぱり使用者側と労働者の団体と話し合つて、話し合うというのはけんかするということじゃなくて、本当に妥当なところは何かはきちっと話し合っていくのが必要なわけです。そういう意味で、蟹江町役場の労働組合組織率は職員数全体から見てどの程度になっているかということをお尋ねします。お答えできますか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません。つぶさにその正確な数字はございませんが、私どものほう、全職員が300人ほどおりますが、その2割強ぐらいだというふうに思います。管理職も入れない職員等がたくさんございますので、そういったものを抜きますと、もう少し3割以上にはなりますけれども、そんなような状況で60名前後だというふうに記憶しております。

○3番 山田邦夫君

総務部関係は労使問題の扱いですから勉強してみえると思いますが、職員の方は労働者が固まって執行部側ときちっと話をして適正な労働条件を決めていくということは、労働運動とまでいわなくても、基本的な問題ですので、逐次心ある人は職員の中でも勉強をしていてほしい。それでないと総務部だけが考えておつても、これはやり切れんことだと思いま

す。今組織率2割というのは、これからの時代にそぐわんようになってくるんでないかなという感じがいたします。

それでは、質問の2ですが、民生部関係。まず第1は子ども手当です。いろいろ議論されておりますが、来年度実施される可能性は非常に高いと思います。所得制限をするとかしなとか、地方にも分担してほしいとかいろいろありますけれども、それも恐らく年末までに決まるでしょう。そうしたときに、支給の実務は大変困難なことなのか、比較的やれる体制にあるのか、お尋ねいたします。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

それでは、子ども手当の関係で来年度実施される可能性は高いと、支給実務の備えはということでございますが、何分子ども手当、今ニュースでも再三報道がされているとおり、所得制限をつくるのか、それともすべて国費で賄うのか、地方に財源の一部を負担してもらうのか、いろいろまだ決まっておらない部分が大半でございますので、私ども今、国の状況を見ている段階でございます。それでありますので、支給実務については、今のところまだ決まってから、すぐに電算会社のほうへ相談をしながらいきたいと思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

おっしゃるとおり、所得制限なんて言い出すと、それは税務とかあれとか絡まってとても大変なことになるような気がいたしております、財政上の問題はありますけれども、そうならないほうがいいなというふうに思っております。地方にも少し持ってくださいというのは、まさに町長がこれから陳情したりがなり込んだりしないといけない分野ですが、そういうことを込みで既に各町村会その他もやっておりますので、年末までに方向が決まってくるでしょう。しかし、大まかにいえば事務当局としては事務的にはやれるというふうに伺いました。

ところで、子ども手当よりは保育所の充実のほうが大事だという議論は半分くらいあります。南保育所の建設の案が出たときに、蟹江町でも定員をふやし、待機児童をなくするとしております。町の待機児童の実態というのは今どういうふうになっているのか、お伺いします。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

今現在の待機児童については、よくニュースで伝わっております働き口が決まっていて、どうしても預けることができない、そういった方をとらえて待機児童といっておりますが、本町においては、預けることができれば働きたいという保護者の方が、ゼロから3歳未満の保護者の方が多うございまして、実際そういう意味では待機児童というのは本町ではおりません。どうしても子どもを預けて勤めなきゃならないという方については、希望の保育所ではございませんが、ほかの保育所のほうで措置をしまして、そういった形でどうしてもとい

う方については保育所のほうで預かりをしておりますので、詳しく待機児童という児童をお持ちの方は、今のところ本町ではおりません。以上でございます。

○3番 山田邦夫君

11月の初旬から中旬にかけて来年度の入所希望をとられましたね。この数字は当然もう掌握できて、どこへどう振り分けるかはまだだと思えますけれども、トータルではどうですか、総収容人員をどのくらいオーバーしているか、していないのか。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

本来であれば、当然のごとく11月に募集をし、その結果をとということがありますが、今のところ、まだ希望している保育所からどこかへ転園していただく場合もありますし、ちょっと多いということで希望に添えない部分がまだありますので、その保護者との調整がまだできておりません。ですので、詳しい人数については申しわけございませんが、今のところ出ておりません。ただ毎年そうなんです、定員以上に募集人数が来ているということではありませんけれども、何分ゼロ歳から3歳の希望が多いので、どうしてもその年齢の部分についてはひょっとしたら希望に沿うことができない場合もあります。

以上でございます。

○3番 山田邦夫君

保育所の充実ということで南保育所にこだわるんですが、何度かやりまして、どうも一人議員の発言で見過ごされている気配があります。というのは、次の問題は民生部次長にお伺いしますが、要するに保育の児童というのはこれからふえていくものかどうか、まず最初に、きょう現在どれだけ待機児童があるかを聞いたんですが、余り具体的にはつかめていないとおっしゃいました。しかし、しばらく前、この9月、8月時点では、乳幼児が四、五十人あぶれているということを聞きましたね、正式な場ではないんですが。四、五十人あぶれているという、待機があるという、その人たちはどこの人だと。どこということは本町の人なのか学戸の人なのか大海用の人なのかというようなことです。幼児を引き受けているのは本町と南と学戸ですね。ですから、もちろん須成や富吉からもそこへ来るわけですが、具体的にどれだけ待機児童があるかはつかまないと、四、五十人ありますという言い方ではちょっと問題があるんでないかと。しかし、今は余りないとおっしゃったが、はっきりつかめていないとおっしゃったんで、それはそれでいいでしょう。ところで、今から幼児というのはふえていくものかどうかを私は検証したかったわけです。

それで、民生部次長に人口の動態を聞きに行きました。人口は過去10年どういうふうになっているか、それから新生児童の届け、出生届はどうなっているか、それから婚姻届、結婚しなきゃ子供生まれんわけじゃないですが、生まれませんので、婚姻届はどうなっているか。実は教えてもらえませんでした、決算報告書に出ていますというんで10年間調べました。そうしたところ、例えば人口でいうと平成11年というか12年というか、この前の総合計

画をつくった前年です。3万6,500人でした。この一番最新の11月の時点で3万6,650人で150人ふえています、10年間で。しかしその途中で、平成17年に3万6,750で一番ピークで、そこから減り始めているんです、蟹江町の人口は。それから出生児というのは平成12年に年間377、昨年は348人、30人ばかり減っている。婚姻届は10年前に509組、昨年は465で40組減っている。婚姻が減る、出生児が減る、人口が減ると。

しかも最近、今度の総合計画の策定資料を見せてもらいましたが、日本の人口推計を国勢調査でやっておりますが、平成17年の3万6,750から、蟹江町の10年後の32年には3万4,500人になると推計値が出ているわけです。これはグラフで出ています。日本国じゅうの話です。ところが、総合計画では3万8,000人を目指したいと、こう原案が書いてあります。それは10年前につくった第3次総合計画は3万6,650のときに4万人にしたいと前町長はつくったわけです。しかし、実際はふえませんでした、横ばい。それから今度も一方で減るんじゃないかと思われているのに、3万8,000を目標にしております。そういうような基礎的な分析、認識で保育所もやっておったら、これは問題でないかと。

何が問題かという、蟹江町、南保育所は現在定員110名です。蟹江町全体の保育所の定員は690です、昨年度で。そこへ入っているのは619名で入所率は90%、6つあるうちの2つオーバーしているだけで、あとは減っている、定員を満たしていないんです。舟入なんかだと72%です。新蟹江も83%、須成は72%とあいているわけです。だから、そういうところを、そこは乳幼児をやっていないというけれども、人の配置によっては先ほどの学童保育と一緒に、場所はあいているんだから、110人の今の保育所を大は小を兼ねるといって200人の図面を書くというのは、これはもう一番最初にひっかかったような問題なんですね。過剰投資でないかというふうに思っております。その点について民生部次長にお尋ねします。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

まず、1点でございますが、今後保育所の児童がふえていくのか。それから総合計画の人口がふえておるんじゃないかということでございます。

保育所の児童がふえていくのかどうかというのは、はっきり申し上げて、わかりません。ただふえるかどうかというのは転入転出、それから社会的な要件です。例えばどこかの会社の寮ができたいろいろなことが条件があると思います。それから出生のことに关しましても経済的な状況もございます。経済的に豊かになってくれば、少子化に歯どめがかかるかもわかりません。そういういろいろな要素を見ますと、一概に減る、ふえるというのがなかなか難しい判断だと私は思っております。

それから、総合計画の3万8,000人を予想しとるんじゃないかということでございますが、私が思いますのは、今JR北のほうで区画整理をやっておみえですので、その区画整理が終われば、人口が増になってくるんじゃないかという考えでございます。

以上です。

○3番 山田邦夫君

過去10年も本町で見れば、ライオンズマンションとか民間マンション、幾つか建ちました。向こう本町地区にたくさん住宅も建ちました。学戸も区画整理の後、たくさん家が建っております。ですけれども、横ばっているんです、人口はね。それはいろんな内訳をやれば出ていく人もあるが入ってくる人はあるが亡くなる人もあると。そのバランスです。国じゅうが減っていくといっている時期に、例えばこの推計でいくと14歳以下の人口というのは、平成22年、今現在で14%、14歳以下が。それが10年すると11%になると、これ予測しているんです。長期計画でですよ、町の総合計画。だから幼児は減っていくんです、年寄りがふえて。これは先ほど来から議論しているじゃないですか。ですからふえるか減るかはわからんという話はね、わからんものには備えていきたいというのは、ダムをつくったり国道をつくったりやるのと同じ発想なんです、人の金なんです。自分の税金でぎりぎりやるとしたら、食っていけん人がたくさんある中で大きいものをつくっておいたほうがいいという程度のこととつくってもらっちゃ困ると。ただし、ここですぐお答えはいただかないようにします。僕は検討をしてほしい。もうこの前の9月議会では、全員協議会で説明しましたという答えでおしまいですね。それではいかんので、ちょっと過剰投資でないかという問題提起をしておきますので、検討をし直していただきたい、検討するだけはしてもらいたい。その上で納得のいくことならよろしい。ここはしかし急で恐縮ですが、町長、ご所見をお伺いします。

○町長 横江淳一君

じゃ、ご答弁を申し上げます。

南保育所の建設につきましては、私が町長就任以来一番の懸念材料でありました。いつ来るかわからない東南海地震、南海地震に備えて何とか耐震をとという地域の方、それから町内会長の方からも要望をいただいております。ただただご存じのように、公共施設の耐震が順番に必要性の高いところからやっておった関係上、西保育所の増築も含めて、やっこの段階に来たときに、実際下水道の進捗状況も相まって、本来ですと今年度から着工したかったわけでありますけれども、これが1年延びてしまったということも、これも仕方がないことであります。ただ、そこの入所園児のことにつきましては、先ほど来担当がお答えしました私自身は今後蟹江町は人口増である。ただしこれがいつまで続くかということには、これは社会情勢いろいろ変わりますが、第二学戸区画整理事業もそうでありました。駅北もそうであります。これから新たな生活環境の場をたくさん蟹江町が基盤整備という形で準備をさせていただきましたので、できれば住みやすい町、住んでみたい町というのをこれからも目指していろんな施策をする中で、01、02の若いお母さん方が蟹江町にたくさん入ってきていただければいいなと、そういうことも含めて今施策をやっている現在進行形であります。

そういう中で、確かに今おっしゃいます、その110人のキャパを200人にというようなことについても、全協でこれお話をさせていただきました。今言うように、いやいやもう決めた

からやるんだよということではなくて、実は本来共働きで預けることができるんだったら預けて仕事をしたいという方が本当に数十人、ひよっとしたら数字にあらわれない形でもっとたくさんお見えになるかも知れません。そういう方の可能性を考えたときに、今現在ある6つの保育園の中で可能性があるのは南保育所だけなんです。そういうことを考えたときに200人の規模をとというふうに今検討をさせていただいております。

結論を今出すということじゃありませんが、一応話し合いをもう一度持たせていただきますが、我々は可能性にかけたんです。でもその可能性に何十億も余分な投資をするつもりはございません。そのことについては、きちっと費用対効果を考えた上で南保育所を建設していきたい、こう思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○3番 山田邦夫君

お願いします。

乳幼児が特に問題になっているようで、新蟹江とか須成とか舟入とか数人ずつ預ければ、ここをそんなに大きくする必要はありません。200人収容をたくさん受けられるキャパをつくっておくというのは、大変問題だと思っております。舟入小学校より大きな保育所になっちゃうんですね。倍の保育所だと。車も出入りするし、非常に問題があると見ています。それに基づいて学童保育もあれも全部大きかったら問題だと思うんで、これで決まったという、かといって学童保育のほうは仮園舎は設計に入ってみえるでしょうし、本園舎も来年には設計に入られると思うんで、今の時点でどうしてもこの要望というか、意見を申し上げておきます。

その次に……

○議長 大原龍彦君

山田邦夫君、まだ質問が大変多いので、一応暫時休憩といたします。

○3番 山田邦夫君

もう一点、シルバー人材センター、二、三分です。

○議長 大原龍彦君

二、三分で終わりますか。

○3番 山田邦夫君

はい。

○議長 大原龍彦君

じゃ、継続します、どうぞ。

○3番 山田邦夫君

シルバー人材センターというのも仕分けでやられましたね。国の補助を2分の1から3分の1に縮減すると。それであれは言っぱなしの人が言ったんだじゃなくて、やっぱり予算

編成では尊重すると言っておりますので、相当影響すると思います。全国シルバー人材センター事業協会は廃止すると言っているんです、要するに全国組織は。やっぱり天下りやそんなところで全国指示してもらわんでもいいんでないかということです。町のシルバー人材センターへは今年度国庫補助は幾らあって、来年度へ影響がありそうかどうか、お尋ねいたします。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきます。

町シルバー人材センターへの国庫補助金は、直接愛知県シルバー人材センター連合会から交付されるものでありますが、平成21年度は950万円でございます。この国庫補助につきましては、実際には運営費の補助でございまして、会員数や就業延べ日数によって限度額が決められておりまして、その限度額が950万円ということでございます。

それから、その次にこの補助率が2分の1であるのを3分の1縮減というお話が前から出しておるわけでございますが、仮にこの運営費の補助、事業費の補助、いろいろあるわけでございますが、この今の950万円の運営費の補助の部分が削減されたとしたら、大なり小なり当然ながら影響が出てくるものというふうに思っております。

（「結構です」の声あり）

○議長 大原龍彦君

いいですか。

では、暫時休憩といたします。

3時30分から始めます。

（午後 3時13分）

○議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時30分）

○3番 山田邦夫君

それでは、3問目の産業建設部関係についてお尋ねいたします。ちょっと時間がありますので、前2つ重ねて、後ろ3つ重ねて質問します。

1つは、公共下水道事業であります、30年、40年という形で始めております。国の仕分けでは、国の関与はやめて地方自治体の判断で実施すべきだと。そう国で地方の端っこまで指示する必要ないというニュアンスを言っております。財源も地方へ移すと言っていますね。けれども、予算は縮減すべきだとしております。そこで、日光川下流流域下水道事業は、この海部郡全体で1,350億円、県の事業がです。そのうち702億円、国費が出てくる。それから町の関係の公共下水道事業は252億円で、そのうち国費が88億円となっております。この形が今後どういうふうに影響が起きてくるとお考えか。不確定なことが多いですけど

も、お尋ねいたします。

これに関連して実は余り触れたくない問題なんですけれども、浄化槽の問題です。やると決めた以上、浄化槽は口に出すまいとしておったんですが、国の事業仕分けで出てしまいましたね。全地域を均一に下水道とせず、地域、部分的にはより安いコストで整備可能な合併処理浄化槽へシフトできないかとの議論が非常に出ました。この2つを絡めてまずお尋ねします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

失礼をいたします。

それでは、事業仕分けの結果、下水道事業への影響について2点お尋ねでございます。

まず、公共下水道事業、これも事業仕分けの対象となりまして、ワーキンググループの審議の結果、国から地方自治体に財源を移した上で、実施は各自治体の判断に任せるべきと判定をされておりました。まず影響が懸念されますのは国庫補助金、財源の問題であります。事業仕分けの結果では財源を移した上で自治体へ移管としておりますが、財源を移す具体的な手順や手法、これがまだ明確にされておられません。こんな状況の中で、現在は事業費の約半分、2分の1がこの国庫補助金で賄われておりまして、下水道事業を進めるに当たりましては大きな財源となっております。特にこの財源の確保について影響が大変懸念されております。来年の3月末、いよいよJR蟹江駅の北側や、今川東地区の一部、これが下水を利用できるようになります。いわば事業がまだ始まったばかりでございます。展開によっては、今後の下水道事業の進捗にも大きな影響を及ぼすのではないかと懸念しておるところでございます。

それから、2点目の合併処理浄化槽へのシフトでございます。

この下水道の整備、これには長い年月を要しますので、社会情勢の変化やそれから地域の実情に応じて効率的な事業を実施することが、当然必要でございます。事業仕分けの論点、これは現在全国の下水道普及率、これは70%以上と高い数字にありまして、特に大都市ほど整備率が高くなっております。今後の下水道は、これまでに比べると人口規模の小さい地域での整備が中心となるために、事業も非効率的になる可能性があり、当然費用も高くなります。このような観点に立った事業仕分けの判定だと思われております。

このような状況の中で、より安価な費用で整備ができる合併処理浄化槽へのシフトはどうかということでございますが、合併処理浄化槽は低コストで設置できるのは事実でございます。しかしその反面、公共下水と比較すると、設置後に必要となる工程の点検費用や維持管理コスト、この処理浄化槽の老朽化など、デメリットも数多くあります。蟹江町の下水道事業、この普及率、これはゼロ%、市街化区域を中心にまだ始まったばかりでございます。地域の実情に応じて財政負担の少ない、より効率的な整備を行うことは当然のことでもありますけれども、今後も施工コストの縮減に努めてまいります。現在は市街化区域の人口集

中地区、これを中心に進めておりますので、まずはこの事業を積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、今後、事業を効率的に進めるに当たりましては、一部市街化調整区域などを整備効率の悪い地域、これにおきましては合併処理浄化槽へシフトすることも検討せねばならないだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 大原龍彦君

あと5分です。

○3番 山田邦夫君

公共下水道や道路は官僚の技官というのがたくさんおりまして、その人たちが食いつなぐために仕事を次から次へつくっているわけです。そういう意味で、なかなか縮小するとかやめることは難しいことだと思うんです。それから、浄化槽につきましては町内の受益者負担金の算定の基礎が狂ってくるんで、要するに先ほども都市部はいいけれども、田舎はという話が出ましたが、ここ蟹江町で見ても、市街化区域と末端のほうとあります。ここのことは触れにくく触れられましたが、私も触れにくいです。触れると大変混乱が起きますけれども、やりやすいからといって画一にやったんでは非常に高いものにつくんで、いずれ検討しなきゃいかん。そのときには蟹江町だけでない、海部何町村全部が関係しますので、ひとつしっかり検討して無駄のないやり方を検討してほしいと思います。

続きまして、国道の日光川大橋架橋にかかわる影響があるかどうか、まちづくり交付金に影響があるか、本町舟入排水機場に関係があるか、お尋ねいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、引き続きまして、影響でございます。

まず、国道1号線日光大橋の架け替え事業、この影響についてであります。これは維持管理予算の10%か20%、これは事業仕分けの中で出ておりますけれども、実際には3年ほど前から始まっている日光大橋、この影響はどうかでございますが、まず日光大橋の架け替え事業は、事業仕分けでやられております直轄国道維持の管理業務ではございません。改築事業で実施されております。ただ、来年度概算予算要求、これは議員も申されますように直轄の道路事業を全体の2割削減と言っておりますので、ただ、その中でも供用の近いもの、それから事業期間が短いもの、その実施が優先されるというふうに聞いております。この架け替え事業は現在まだ用地買収のさなかでございますので、完成までにはまだまだ時間がかかる状況になっており、事業期間が短いものとか供用の近いものではございません。

いずれにいたしましても、議員はご存じだと思いますけれども、現在まだ今後の動向については非常に不確定な要素が多うございます。お答えをいたしました内容も、来年度の状況を懸念しながら現時点での想定としてとらえていただけるようお願いをいたします。

それから、まちづくり交付金のＪＲの駅舎事業の影響でございます。

これは現在ＪＲの蟹江駅の周辺地域で区画整理事業、これにまちづくり交付金が充当されておりました、その影響があるかないかということでございますが、結論から先に申し上げます、直接的に今後の影響はありません。まちづくり交付金は、既に土地区画整理組合が施工しております区画整理事業に町が補助金を出しております、その補助金に対する交付金が出ております。実際事業の進捗状況を見ますと、ほぼ交付金の事業が完了しておりますので、まず影響はないと考えております。ただ、若干まだ精査をしておりますので、もし残額がございますれば、また精査して、その要求はしていきたいというふうに考えております。

それから、最後になりますが、土地改良区の関係の排水機の関係でございますが、これは実際には直接影響はございません。といいますのは、県の事業でやっておりますので、国の直轄事業で補助金は入っておりません。ですから、県の事業としては影響ありません。ただこの事業が県の法人事業の超過課税、これを財源としておりますので、もし県全体が財源不足に陥れば、この影響も少なからずもあるだろうというふうに考えておりますので、この辺も県の動き、国の動きを見ながら対処していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○３番 山田邦夫君

ありがとうございました。

それでは、最後に町長にお尋ねいたします。これまで自民党政権を支えてきた政官業の構造が崩れ始めています。全国知事会や町村会など、地方六団体や業界団体、各種政治連盟を通じてやってきた陳情とか政策要望の仕方が、自民党時代と変わってきています。大変お困りのことだろうと思っています。政権交代後３カ月過ぎまして、横江町長はどんな戸惑いを感じられ、今後どう対応されようとしているか、お伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁を申し上げたいと思います。

８月３０日に風が変わりました。これはもう何度となくお話をさせていただいております。地方自治体にこれがプラスと向くのかマイナスと向くのか、これはそれぞれの地方自治体の温度差がこれからどんどん広がっていく一つの始まりだというふうに私は思っております。

実は、先般、テレビで皆様方見られたかどうかはわかりませんが、いわゆる官僚たちの夏という番組がございました。明治維新以来、いわゆる官僚制国家として日本がここまで歩んできてまいりました。世界最大の知能だといわれる官僚が、この日本の繁栄を一部では引っ張ってきたと言っても過言ではございません。中には、今ご指摘をいただいた政官業の癒着等々も一部あったかもわかりませんが、しかし、少なくとも敗戦後、敗戦を味わった日本がここまで経済復興をしたのは、優秀な官僚の支えがあったと言っても、これも一つの要因だ

ったというふうに私は考えております。

そんな中で小泉改革、いわゆる官から民へ、それから国から地方へという大きな流れの中で、我々はここまでやってまいりました。今この状態が官から政へ、そして官僚主導から政治主導へという流れに変わってまいりました。よく似たような言葉でありますけれども、私は若干ニュアンスが違っていると思っております。この数カ月でありますけれども、ご指摘のこともありました国へ陳情に参りますと、陳情は一切お受けをいたしません。8月30日以降地域ででき上がりました、いわゆる民主党の代議士さんのほうにお話をし、そして一つの部署にその意見がまとめられ、オーケーが出れば形として受けさせていただく。何かちょっと非常に戸惑いもあったわけであります。

そんな中で、今蟹江町が進めていかなければならない大きな事業としては、いわゆる下水道事業があるのも事実であります。総額で280億円、30年もの期間を要してこれからやっていかなければならない、無駄があってはこれはなりません。いつも山田議員がおっしゃっていることも含めて、ほかの議員さんも、とにかく効率のいい行政をということはすべて心がけております。そんな中で、確かに来年度の予算、これ今7割、30%を目標に7割の部署で予算を組んでくださいと。いわゆる部ごとで枠予算を組んで骨格予算も辞さない、そういう構えで、今実は副町長査定をやっているのが現実であります。ほかの自治体も必ずそうであるというふうに私は思っております。

そんな中で、いかに優秀な政治家であろうと、私は官僚政治、確かに官僚政治は悪いところは悪い、これは自分たちを持さなければなりません。国家公務員も、数も私は削減すべきだと思っております。そういう意味で、でも幾らいかに優秀な政治家であろうとも、やはり官僚のいいところをしっかりと学んで、すべてのことを政治家ができるとは私は思っておりません。そういう意味で、今の民主党政治、友愛をもとに鳩山首相がやっておみえになりますので、私は大いに期待をするというのは、そういうことであります。決して官僚を排除するのではなく、優秀な世界一のスキルを持った官僚を上手に使いこなすという言い方は語弊がありますが、共同してお互いにこの日本をよくしていく。最後には地域主権といって地域にそれだけの財源をおろして、地域の采配に任せる、こういった世の中をつくっていただけるんでしたら、私は大いに歓迎でありますし、このように進んでいただければいいと思っております。

ただ、今その過渡期でありますので、地方自治体としても大変迷っておるわけですが、地方六団体、そして町村の会長さん、山本会長さんとも我々お話をさせていただくんですが、すけれども、とにかく地域にいろんな問題が起きております。今までのように横均一で地方自治体が進むとは考えておりません。それぞれの首長がしっかりこれは考えて町民の皆さんと一緒に、また議員の皆さんとも一緒にこれからまちづくりを考えるべきだというふうに私は思っておりますので、今その過渡期である一番こらえなきやいけない時期

であります。職員ともども頑張ってやってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○3番 山田邦夫君

最後にもう一つ難しい質問をしますが、新政権は地方分権よりはさらに踏み込んで、今も言葉が出ました地域主権、新聞にも盛んに出てきますね。ということを構想しています。国民も何だ何だとわかりにくい、一生懸命新聞読んでいてもわかりにくい面があるんですが、相当本気で考えておるようです。それを地域主権でやるとなると、交付税も一括してもらってやるとなると、地方自治体の本当に自分たちで企画し決めてやるという行政能力、それから自治能力の向上が絶対に不可欠です。そのためには、今もおっしゃいましたが、官僚とまで言いませんが、町の職員さんも、組織の形も人事制度の問題も人材育成の問題も、今までとはちょっと違った改革が絶対に必要だと思います。ご所見を伺いたいと思います。

○町長 横江淳一君

おっしゃるとおりごもっともでございます。来年度は多分、ここ数年にないぐらいの改革をさせていただくつもりでございます。やはり人格というのはそう簡単に変わるわけでもありません。スキルというのもそう簡単に身につくわけではございません。今までやっていないとは言いませんが、やっとならぬ我々の考え方が伝わっているような、私自身はいたします。ただまだ表面に出てまいりません。人材育成がこれからの地方自治体の要になっている。職員のスキルも含めて人材育成に力を注がなければならないというのは、十分わかっております。

ただ一つ、今先ほど言いましたように、このターニングポイントの中で、潤沢な例えば財源があるわけではありません。下水道一つをとっても、地域に財源を移行するといっても、いずれにいたしましても、これは建設国債であります。5,188億円というのも2分の1負担はしてくれるというものの、あくまでもこれは国債の発行の残高の中で考えていただけることであります。国債の発行額をどうするかということもまだまだ決まっていない状況で、地域主権だ地域在民主権だと言われても、まだまだ我々としては非常に戸惑う部分があります。そういう意味で、蟹江町の中で優秀な職員を育て上げ、そして町民の皆さんと一緒にやっていけるような、そんな世の中はもう間近でありますので、何とぞちょっと長い目で見ていただけるとありがたいと思いますし、今後、人材発掘、人材育成のために頑張ってまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 大原龍彦君

山田邦夫君、あと1分です。

○3番 山田邦夫君

結構です。

よく新聞に出てきますが、100年続いた中央集権の体制から地域主権のような形に変わる、これは明治維新に次ぐ大きな革命ではないかということまで言われておるわけです。今度の選挙で曲折いろいろあっても、4年間この政権が続くと、相当行政のシステムは変わると思います。自民党なれした姿勢で今までやってきたのも、もう相手が極端に言うといなくなっちゃった。愛知県なんか陳情する相手もいなくなっちゃったということがあります。姿勢を変える必要がある、順応していく必要があると思います。職員もよくよく勉強をされて、町長に引っ張られる以上にしっかりやっていけるように勉強してやってほしいと思います。要望いたします。ありがとうございました。

○議長 大原龍彦君

以上で山田邦夫君の質問を終わります。

質問7番 菊地久君の1問目「「政権交代」地域主権の予算編成は出来るか」を許可いたします。

○10番 菊地 久君

21フォーラム 菊地久でございます。

私の質問は、「政権交代」地域主権の予算編成はできるか、今山田議員からの質問がありましたので、ダブる面もあろうかと思いますが、私は私なりに質問をさせていただきたいと思うわけであります。

国民の大方の予想どおり、あの8月の衆議院選挙で政権がかわりました。自民党政権よさようならということでありました。そこで21年9月16日に新内閣が発足したわけであります。そのときは新内閣ができたのは民主党だけではありませんので、民主党・社民党・国民新党の3党合意による内閣でございます。そのときの内閣の基本方針というのが出ておりまして、全文を朗読するわけにはいきませんので、その点、これからの質問する過程で必要な事項だけ、項目のところだけを若干読ませていただきたいと思いますのであります。これからはこれが基本になるからでございます。

基本方針といたしまして、民主党と社会民主党、国民新党との連立のもと、新たな内閣が発足いたしました。私はというのは鳩山さんであります。さきの総選挙は民主党及び友党のみの勝利ではなく、国民の政治へのやり切れないような不信感、従来型の政治行政の機能不全の失望と、それに対する強い怒りが高い投票率になってあらわれ、政権交代に結びついたものだと考えております。その意味で、総選挙の勝利者は国民一人一人であるはずであります。そしてこの国民の強い期待に対して全身全霊を傾けておこたえするのが、この内閣の使命であると確信をいたしております。今日の日を日本が明治以来続けてきた政治と行政のシステムを転換をする歴史的な第一歩としなければ、この内閣の意味はありません。そのためにこの鳩山内閣は本当の国民主権の実現、内容の伴った地域主権を政策の2つの大きな柱として新たな国づくりに向けて動き出したいと思っております。我が国はきょうから利権政治とそ

れを支えてきた官僚依存の政治システムからの脱却を目指します。国民主導により国民一人一人が豊かさを実現できる政策を行う本当の意味での国民主権の国家へと転換をいたします。また、明治以来の中央集権体制から脱却し、地域の住民一人一人がみずから考え主体的に行動し、その行動と選択責任を負う地域主権へと、この国のあり方を大きく転換をしたいと思います。

そのようなことを基本政策としつつ、特に今我々地方でございますので、地方議員として、また地方自治体として肝に銘じておきたい文章がございます。それは今後、日本が目指すべきはすべて政府に依存する政府万能主義でも、格差を生み弱者を切り捨てながらすべてを民間にゆだねる市場原理主義でもありません。国民生活を第一とする国民主権、住民による行政を実現する地域主権、そして自立を目指す個人が他者を尊重しながら互いに支え合う自立と共生、これら3つの理念を実現することにより、国、地方自治体、国民がそれぞれの役割を生き生きと果たしていかなければ、社会全体を構成していくその姿こそ、目指すべき日本のあり方でありますと、このように3党合意の中で基本方針が述べられたわけであります。私は、そのことにつきまして、なるほどなど、そのとおりだなというふうに感じておる一人でございます。

そこで、このような新しい政権ができて、今まで戦後一貫をしてほとんど自由民主党を中心にしつつ来たこの政権が大きく変わった。したがって、それぞれさまざまな時点で対応の仕方というのは非常に難しいと思いますし、まだまだ理解に苦しむ点がいっぱいあると思います。今それぞれ一所懸命国会の中で事業仕分けという形で、あの国会議員の皆さん方がいまだやったことのないようないろんな形で日夜本当に、ようあそこまで元気でやれるなという感動をしとる一人でございますけれども、やり方がいいのか悪いのか、これから出てまいるわけでありまして、あのように国民に選挙で選ばれた国会議員がつぶさにその問題に直面をして、イエスかノーか、単純にそんな判断は非常に難しいと思いますが、古い政権になれ切っていた人たちからいうと、それぞれのいろいろな思いやいろいろな貸し借りがあってなかなかノーと言えない体制だったことは事実であります。

そういうような意味で、全く政権にタッチをしていない野党で育ってきた人たちでございますので、言いやすい面も確かにあります。違う面もあろうかと思いますが、そういう事業仕分けの中でいろんな問題がこれから発生するとは思いますが、この蟹江町ではいかにこれから対応し、蟹江町民3万7,000の生活を守る行政をやっていけるかどうか、その点について真剣に議論をし、真剣に取り組んでいかなければならないと思うわけであります。

そこで、当面直面する問題として、来年度22年度の予算の問題であります。その予算を立てるに当たってのいろんな問題があろうかと思いますが、まず第一に何といたっても歳入の問題であります。歳入の問題で特に心配なのは町税であります。町税がどのような形になってくるんだろうかな。大変今景気が悪くなっておりまして、国のほうへ入る収入も物すごく低

いわけであります。ご多分に漏れず蟹江町の町税も何億というような税減になるのではないかと、そう心配をしておると同時に、国だとか県だとか、その交付金だとか負担金だとか、いろんな面で国の今まで続いてきたような問題が、事業にくっついたいろんな問題がどのように見直しをされてくるんだらうか、なかなかわかりづらいと思いますけれども、そこでまず第1点にお尋ねいたしますのは、22年度の予算というのはどういう予算編成になるんだらうか。歳入はこうこうであって、例えば幾らぐらいなのかな。80億を守れるのかどうか。ひょっとしてということはないとは思いますが、税収でも、ひょっとして5億ぐらい減るのではないかと。この問題もあるではないかという、当初予算のときに一体幾らの予算が組めるんだらうか。21年度では89億、20年度では86億という予算が組まれたわけでありすけれども、まず歳入の面についてどのような形で予算が組めるんだらうかなと、これが第1点でございますので、ひとつお願いを申し上げます。

それから2点目は、歳出の問題であります。

歳出につきまして、先ほども山田議員のほうからお話がありましたが、事業仕分け等々によったりして、これはイエスだとかノーだとかいわれる国の今までのひもつき事業といっちはいけません、そういうような事業、またはそうではないいろんな形のものがありましたけれども、それらの事業等の見直しだとか考えていったときにどうなってくるんだらうかな。とりわけ、さっき話がありましたけれども、総務費の関係で職員の給料だとか手当の問題等々、これ人件費にかかわる問題にありますけれども、その辺はどのように変化をしてくるんだらうかなと。または負担金、補助金及び交付金等々の問題についてはどのような形になってくるんだらうかな。そして各部等々でいろいろと検討されておると思いますが、総務はどうなのか、民生のほうは、土木のほうは、消防の関係は、教育の関係はどうなのかなと、この辺について基本的にある程度、細かくはやらなくて結構でございます。これとこれとは苦慮しとるよとかね、そういうような点でお答えをいただければ結構であります。

また、町の単独の事業です、今まで進めておった単独の事業についてどのように影響があるんだらうかな。国・県等々の関連事業、事務等についてもどのような変化があらわれてくるのかな、こういう点についてお答えをいただければ結構であります。

そしてあわせまして、事業仕分けでございますけれども、蟹江町は我々町会議員が国会のように事業仕分けでタッチしておればいいわけですが、協議会の中では議論をいたしておりますが、蟹江町の行政改革推進状況ということで、行政改革集中改革プランというような形でおやりになっていただいております。その中で今回も協議会で出しましたけれども、一応見直し、行政改革であります、見直しとして補助金、交付金の問題、負担金、そしてまた会費の問題、町の公共施設についてなどなど、3つ書きまして、その中で特に公共施設につきましては、建物の新設ということは極力抑えて、施設のリフォームによって機能の充実、安全性を図るという方向で検討をしていくだとか、またその他、学校給食センター

の運営の民間一部業務委託など、また消防南部出張所の問題、蟹江南保育所、総合福祉センター同分館の統合廃止、児童館、学童保育所、老人福祉センターの分館、町体育館、同分館などなど、19点にわたって述べられておるわけであります。また使用料の見直しだとか未利用財産、町の財産であります、それらの問題も整理をしていきたいとか、こういうような形でいろいろと検討されて我々議員の中に出されておりますけれども、検討、検討でいつまでたっても検討ではいけないわけであります。検討をして、それをどう今度の22年度予算に反映するのか、どう実施をしていくのか、そのことが一番大切であると思っておりますけれども、今回の予算編成に当たって、それらの問題もひっくるめながらご検討をして予算編成になってきておるのか、あわせて、町民の生活へ影響というのは、今回のいろんな見直し等々によって22年度予算ではこの辺は町民に泣いてもらいたいよと。例えば下水道をやるに当たって、先回協議会でも出ましたけれども、皆さんに出ておるくみ取り料金だとか、浄化槽の清掃手数料は廃止をしたいとか、こういうような考え方がもう打ち出されておるわけでございますけれども、そのように町民の実際生活にかかわるような問題の中で負担を求めていくような、そういうような中身なんかもあるのかどうなのか、その辺につきまして、長くなるといけませんので、まず予算編成全体についてどうなのかという基本的な考え方と問題点についてご答弁をまずいただいて、それから徐々にまた質問をしたいと思いますので、お願いを申し上げます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

大変難しいご質問をいただきまして戸惑いを感じておりますが、私の考えるところだけご説明を差し上げたいと思います。

まず、歳入について22年度でございますが、大局でいいますとかなりの減収であろうというふうに見ております。税収につきましては、ことし21年度の当初と22年度では1億7,000から1億8,000、2億弱ぐらいの税収のマイナスを見込んでおります。ただ、これは20年度と比べますと倍になりまして、20年度、昨年既に減額しておりますので、それと合わせると4億ほどの減収になるのではないかとということを見込んでおります。この2億弱のものと、あと暫定税率等がございますので、その関係の譲与金等を計算しますと、やはり倍額ぐらいのものは出てくるのではないかと。3億ぐらいですね、倍額といいますか1億ぐらいの影響がありますので、3億ぐらいは基本的に昨年度に比べて減額になってくるであろうというふうに、税収あるいは譲与税のところでは見ております。ただ全体としてはやはりかなり厳しいものがございますので、もう少し減ってくるのではないかとというふうに思っております。

あと国・県の補助金、交付金のお話をさせていただいておりますが、これにつきましては、先ほど副町長のほうから少し山田議員のときに答弁をさせていただきましたが、まだはっきりしたものが出ておりません。さすがに政権がかわり、一生懸命やっていただいて、今週ですか、大局が出るというふうに決まってくるというふうには聞いておりますが、そこからど

のような形で私ども町村関係ですね、地方公共団体にこういった形で出てくるのか、影響が出るかというのはまだまだ先でございます。ですから、このあたりの補助金、交付金、負担金につきまして、予算組みの中では変わらないであろうというものも少しはございます。ただ変動があるであろうというものにつきましては、確定するまで少し足踏みをしながら、実際当初の予算の中には組み込めないのではないかというふうに思っております。特に建設とかそういう内容になりますと、それを受けて対応をするという方針を立てませんとちょっとできませんので、そういったところが確定するまでは、22年度の予算には上げ切れないと。ですから6月なり、6月になればきちっとしてまいりますので、そのあたりでまた補正でお願いをするというようなふうに思っております。

それから、歳入について不足する面のお話を差し上げました。ですから、昨年度が今お話をいただいたように89億の当初予算でございますが、これはかなりいろんな内容を踏まえて立てさせていただいたものでございまして、そういったもののうち継続等が切れて、ことしにつきましてはできましたら私がまず当初で、最終的に形は変わるかもしれませんが、80億の前半でとどめる骨格的な予算にせざるを得ないのではないかというふうに考えております。

また、通告のほうで地方債等のお話も少し出ておりましたが、そういったものもそれに見合った形で対応をしていかざるを得ないなというふうに考えております。

それから、歳出につきまして人件費、また交付金や補助金のお話がございました。人件費につきましては、少し口幅ったいですが、来年4月には是正ということで5%の割愛をいたします。これが大体5,500万あたりでございます。それと本年度との差異でございますが、昨年度といたらいいんですか、ことしがこの間の臨時議会でお認めをいただきました給与条例等の精査、これに基づいた精査をいたしますと3,500万ほどの減数が出ておりますので、これも9,000万、もう少し予算上でいけば上がるかなというところの減数でございます。こういったところは人件費のほうで抑え込むというところが出てまいります。

あと歳出の交付金、補助金につきましては、既に変態縮ではございましたが、確定といえますか、私どもの方針でし尿浄化槽等の清掃の問題もございしますが、そういったもので変更させていただいたもので、あれが1,400万ほどだと思いますが、こういったところが出てまいります。また、補助金等につきましては、こういった形のものを含めて少し精査をさせていただかなければならないのではないかというふうに思っております。基本的に大変難しいのは、扶助費といえますか、そういった皆様に直接来るもの、今のし尿もそうですが、住民の皆様に直接あるもので、単独でやらせていただいているものがこのまま続けられるかどうかというところは、大変私ども危惧しますし、予算との絡みでいくならば必ず検討を加えなければいけないということで、各担当部局のほうにもそういった指示、お願いをしておるところでございます。

あと、総務、民生、産建、教育というようなことで、こういったところを苦勞しておるかというような話を聞いていただけるということでございますので、ただ総務部につきましては基本的には経常的な経費が多うございますので、この中でも少しでもということで消耗品、そういったものの見直しから實際使っておる内容を検討し、そういったものを少しでもということで5%、10%そういったものを少しずつ削っておるわけでございます。

また民生費につきましては、やはりかなり不透明といいますか、必要な経費の算定についていろいろと通年で行った場合と、またもう一度見直した場合との差異とかがございますので、一応そういったところを見据えて、まず検討をしながら出してくださいということでお願いをしております。ですから、補正予算になる可能性があるもの、また今現在に必ずこれは組まなければいけないもの、こういったものをまずきちっと整理をして、22年度につきましては骨格的にそういったところを出していただきたいというふうにお願いをしております。

産業建設部につきましては大変恐縮をしております。建設事業、例えば単独事業等も持っておりますので、このあたりについては現在の緊急状況、そういったものを勘案しながら建設の計画を立てていただいて、その中で大変恐縮ですが、大きく検討をしていただきたいというようなことでご苦勞をかけておる次第です。

教育につきましても、かなりの面で前倒しで事業を進めてまいりました。こういったものがございますが、こちらについては経常的経費も大きい中でやっております。そういったところを勘案しながら、こちらも建設に関しましては、普通建設に関しまして、は特に修繕でも必要なところでどうしてもというところを22年度当初にはお願いをしたいということで進めております。

各部局には大変ご迷惑をかけておりまして、歳入の不足の面を補うためにかなりの厳しい予算の査定といいますか、配分をさせていただいております。当然部局の中ではそれをどうやって実現していくかと、その中でどうやって事務事業をやっていくかということで大変苦勞をして、今その数値を出していただく作業で進めさせていただいているものが多くございます。だから、先ほど言いました町単独事業につきましては、本当に極力抑えるという言い方は大変恐縮でございますが、この段階では継続的なものでどうしてもこれは続けなければならないもの、また新規につきましては、本当に緊急かつどうしても今やらないと皆様にご迷惑をかけるものというようなところを選んで、予算化をしていただくというような方向で進んでおります。

あと、国とか県の関係の事業であります、こちらにつきましては、先ほどの下水道でもございましたが、国・県の動き、そしてもう必ずやこれは削減されることは間違いないであろうというようなものもございますので、そういったところを、というのは県事業なんかですとかなり県の経営状況も財政状況も危ううございます。大変な状況だというふうに聞いて

おります。その不足分につきましては、やはり補助等また関連事業の中でもいろいろ難しいものも出てくるというふうに聞いておりますので、それについても情報をきちっととって反映させていくという、そんな方針で進めております。

私のほうからは以上でございます。

○政策推進室長 飯田晴雄君

それでは、私からは3番目、4番目のご答弁をさせていただきたいと思います。るる述べられましたけれども、大枠の範囲で回答させていただきます。

それでは、予算に生かして取り組んでいる内容についてお答えさせていただきます。

行政改革集中プランは、平成18年度に全事業の調書を作成し仕分けをして、平成19年度から改革元年として行政改革実施計画、蟹江町行政改革集中改革プランをお示しし、追加するものは追加し、進行管理も議会に報告し取り組んでいるところであります。その中に大きな改革の一つに、予算編成方法の改革、各部への枠予算配分方式、全協で報告いたしました平成21年度の行政改革実施項目進行管理調書の7ページに記載してございます。それを19年度から取り入れて予算編成を実施してきました。その内容であります。従来の予算編成で削減できる経費には限界があり、編成方法を変えることで経費の削減と有効活用を図ることの考え方から、総務、財政とともに予算編成を実施してきたところであります。このことによって、さらに事業の改革を見直すことになる場合は、PDCAサイクルによって年2回行っている進行管理調書に反映されていく仕組みになっております。よって、予算とは密接な関係で生かされているところであります。

それから4つ目、町民生活への影響はどうかということでございます。

例えば今議会に全員協議会で報告いたしました浄化槽等の補助金の廃止についても、補助しているものを廃止することですので影響はありますが、事業仕分けの面から考えればどう判断するかだと思います。町は多くは段階的に補助額を減らしつつ廃止という緩やかな改革を行ってきましたが、今後、国や自治体が実践している事業仕分けをしていけば、そうはいかないのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

また予算のときに申し上げますが、予算を組む前に基本的な問題として、まず第一に無駄はないか、無駄遣いはしていないか、その点の見直しでこれから検討をするというのは、前のプランで出たのをずっと見ると、検討中というのは67カ所あったんです、検討中です、これから検討、いろいろ書いてありますが、検討、検討なんです。実質やっぱり黒字が何年で少しずつやっておりますが、新たに検討中というのは67です。それで検討は検討をしておっても、いつまでたっても検討、検討でね実績が上がってこない、その役に立たんということになるわけです。だから、検討をして結果だめならだめ、やるならやる。特に今年度のこ

の予算、80億切るか切らんかというぐらいの厳しい予算編成しかできないかもしれないというときに、必要なものは必要でいいですよ。必要でない無駄なものがあるとするならば、それは無駄として問題だよと、こういわざるを得ないわけです。

特に決算やそんなときにもいろいろ申し上げておりますけれども、例えば今人件費ばかりやり玉に上がっちゃって、職員の皆さん方は大変ご苦労かけて大変だと思いますけれども、世の中には人件費必ず出るわけです。しかし、もっと必要な需用費というのはね、この問題についてでも精査をすると、今は物価がどんどん下がって大根1本50円とか、食べ物の話ね、どこぞより安い、デフレですわ。そういうような中でどうなのかなと。従来よりもこれは減らせるんじゃないか。または委託料ですね。業者いろいろ委託料でも結構8億近い金が出ていますよね。それから負担金、補助及び交付金だというのはなんか13億ですね、約14億ぐらい出るんですよね。こういう金額の大きなところを再度、この事業仕分けでありませんけれども、仕分けをしながら、本当に今年度思い切って大胆に改革をすると。

ただ、目立つのは、すぐと町民の皆さん方の直接かかわりのあった補助金だとかね。これは補助金、し尿でも補助金は歴史がありますし、浄化槽の清掃費も歴史があるんですよね。そういう大きな歴史のあるものについてはもっと真剣に、どうしてこの補助金を出していたのかと、適正でないのか適正なのか、この際泣いてもらいたいのか、そういうことはきちんと精査をしながら、こういう面では無駄遣いをやめました、この面ではどうか町民の皆さん、ご協力願いたいとか、こういう時代に入っちゃったという認識が今必要ではないかな、こう思っておりますので、とりわけ我々に今年度22年度の予算編成のときに編成に当たっていったって、当初予算を出されるときに、私たちが今言っているような問題が問題にならないように、ご理解がいただけるような、無駄を省きながらやったすばらしい予算なのかどうかということを説いていきたいと、こう思っておりますので、その点については庁内の皆さん、町長を初め皆さんが一丸となって高い給料ばかりもらっとっちゃいかんぞよなんて言われんようにね、おおようやとるとなと、よう頑張るとると評価に値されるようなことで頑張っていただきたいと、こういうような思いがありますので、それはそれでもう答弁要りません。

そこで、トップであります町長に、政権交代に対して今現状、政権交代に対しまして町長の政治姿勢というのはどうなのか、変化があるのか、基本的にはどうなのかと。今までの育った環境もございましょうし、私みたいに二十の代から社会党に入って赤旗を振りながらいろんなことをやって今日70にもなってしまっって50年間と来た人間は、今まで50年間言い続けてきて新しく自民党からかわった政権になった、大変喜びを私は感じておる一人であります。町長の場合は、若干政治土壌も違う中で育っておみえになってきておられますので、戸惑いもあるかどうかわかりませんが、現実はまだ政権がかわった中の一自治体、蟹江町のトップとしてこれにどう対応し、どういくのかということが、町長に求められているこ

とではないかと、こう思えるわけであります。

そこで、特にいつも何だかんだというと出てまいりますのが、鳩山さんの絵のついた政権交代ということで、ハトさんハトさんね、これはテレビでもしょっちゅう出るわけです。テレビでは出ております。だからこういうものについては常に言われますので、手に入れられて勉強もされたりいろいろお考えになっておるとおもいますけれども、今はまさしく今までの自民党さんを鳥で例えていうと、カラスだなと。カラスの若いカラスはたくましくて、えさをようとってね、頭がよくてすばらしいんですよ。ところが、そのカラスも年を食ってきますとね、毛がとれてがたがたになるんですよ、正直いって。そこで今回はハトでしょう。ハトでもいろんなハトがおりますけれども、白いのも黒いのもおりますけれども、カラスからハトにかわって平和のハトだ。でもハトっていうのは余りえさをとってくれんもんですから、今経済的にはいろいろとありますけれども、心優しい潤いとかね、気持ちの、家でハトを見るとほっとできるというのが、今回のハトの政権だと思いますが、決して力があってこれからすべてがよくなるというような期待を持ったら、やっぱり期待外れだと思いますので、やっぱり国は、国家というのは政治家がすべてをやるんでないんですよ、国民なんです。国民一人一人が国を変えにやいかん。特にこれからは地域主権の時代でありますので、国はまあいいですわ。衆議院選挙でかわりました。ところが地方はまだこれからなんですよ。

この政権をかえたのが、国民一人が闘ってね、闘って闘いの結果、自民党政権を倒したわけじゃないんですよ。つくられたような形でマスコミにうまく乗せられてね、マスコミがつくった政権じゃないかというほどすばらしく政権かえよ、政権かえよ、政権交代、政権交代の中で国民も目覚めていただいてかわった。しかし、本来ならば地域の我々や地域の人たちがどんな政治を望むんだよと、これではいかんよという、そういう燃え上がったものによって変わった国家ではないもんですから、地方が戸惑っとるんですよ。これからは地方がみんなが町民が目覚めて、こういうまちにしたい、こういうふうに政治をかえたい、町長を中心にして頑張ろうというものが生まれるかどうか。そしてそのことは県政を動かし、国政を動かして名実ともに地域主権にしていかにやらん。この辺を肝に銘じておかないと、これから前と同じように自民党政権が悪い、国家が悪い、鳩山政権が悪いということよりも、地域において国から独立をするということです。地域主権ということは国から独立をして、地域国家をつくり上げようということ、そのことを今度の3党の政権合意の中でも、地域で頑張ってちょうだい、国は国で頑張らまっせと。そして地域でやれるように予算は当然もらわなやかんですよ、分けないかんですよ。国が全部吸い上げていて地方交付税でおまえら使えと、こういうやり方はだめなんです。地域の財源は地域で確保するぐらいの形に多分変わってくると思います。

一、二年かかってでも、そういう日本に変わりつつあると思いますので、今非常にそうい

う意味で大切なときかなと思っておりますから、町長自身が民主党のマニフェストはいいか悪いかは別として、どのような理解をされておるのかなと、その問題あるのかなと、それからコンクリートから人へ、国民生活が第一、そして無駄遣いやめましょう、子育て、教育、そして年金、医療、地域主権、雇用、経済、消費者、人権、そして外交、外交はちょっと今大変でございますが、そのように言っておりますものですから、そのようなことをどのように理解をしつつ町長が町長として4年間務めて、今2期目でございますけれども、2期目でこういう変化があったという、変化のあったことについて十二分な理解をしながら町政の運営をしないとね、横江町長の政権交代を図ると、こういうことになっていってはいけませんもんですから、今の状況をどう理解をされ、これからの政治姿勢として、どんな政治姿勢で町民の視点に立って、町民の生活を守る立場に立ってどういう行政を担当されていく決意なのかどうなのか、そのことをお伺いしておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

大変難しい質問でありまして、平成17年4月2日から蟹江町長をやらせていただいております。まだまだ政治家30数年やっておみえになります菊地議員からすると、まだけつの青い坊主ぐらいにしか見えないかも知れませんが、私は別に特定の党派に所属したことはございません。ただ、実際世の中の流れが変わったというのは、これはもう私だけじゃなくて皆さんが感じていることでありまして、私も平成7年4月から地方議員をやらせていただきました。そんなときに感じたのは、やはりこの蟹江町というこの町のあり方、町制120周年という大変歴史と文化のある町であります。これからどのようにこの蟹江町をやっていくのかなということを、平成7年4月に考えたときに、まず環境じゃないかなと。これだけきれいな、子供のときに蟹江生まれ蟹江育ち、若干学生時代は外におりまして自分の家のことを考えたことはありませんでしたが、しかし、我がふるさとへ家業を継ぐために帰ってまいりまして、一番最初に感じたことは、やはり便利さと引き換えに、本当に子供のころにあった自然をすべてつくりかえして破壊してしまったなというむなしさ、これがありました。そういう意味で、とにかく地域の環境を何とかしたいなということが、私の町会議員の立候補に対する一番最初の私の目的でありました。それ以来、平成17年4月に皆様方にご推挙をいただき、選挙で蟹江17代町長として今2期目、またこの4月にスタートをさせていただいているわけであります。

この急激な国の流れにまだまだ戸惑っている地方自治体の長の方は多いというふうに思っておりますが、先ほど山田邦夫議員にもお話をしましたように、この民主党のマニフェストを私も実は隅から隅まで読んでおりまして、これを本当に形づくれば、すばらしい友愛の国になるなというふうに私は思っております。かつて群雄割拠した戦国時代に自分の兄弟まで信用できなかった、そんな時代の戦国武士の中にあつて、愛というかぶとをつけた戦国武士もおったようであります。彼は彼の生き方として最終的に結果がこうであったから、多分今

いろんな戦国の世の中、まさに戦国時代であります。近隣の名古屋の市長さんもかわりました。この地域の首長さんも町村合併でもってどんどんかわってくると思っております。この変化の激しいときに、私自身も変わらないんじゃないで、この流れの中にすっかり身を置いて、そして町民の皆さんとともに手を携えていく、そういうまちづくりをするというのは、今変わったわけではありません。町長になったときからずっとこれはやっております。タウンミーティング、まちづくりミーティングを、先般千秋楽を迎えまして、舟入地区でもやらせていただきました。まだまだ十分ではありませんが、これからでも時間があれば当然出前行政もやってまいりますし、また議員の皆様方ともいろんなお話をさせていただくこともやぶさかじゃありませんし、当然我々としても職員と一緒に町民の皆さんと町職員が中心となってまちづくりをしていかなきゃならないというのが、私の基本的な考え方です。

そんな中で、国の大きな流れについていかないわけではまいりません。とにかく廃藩置県から始まっていろんな流れが今来ておりますけれども、中央集権から地方分権への流れの中で、この小さな地方自治体がこれからどう生きていくかというのを、本当に真剣に考えていく日々がこれから続くと思います。

また、菊地議員におかれましては、幅広い知識と経験で、また議員の皆様方の先頭に立ってまた我々にご意見をいただければありがたいと思いますし、私にとって、平成17年から始まっておりますこの町政を皆さんとともに行くということについては、変わりはありません。ただ具体的な施策を今出させていただくには、余りにも材料が薄く、そして非常に現実味がまだまだ来ていないわけであります。先ほど来大変厳しい予算編成を今やっておりますが、骨格予算になるのも辞さないという話も、我々町長室では、もう早々と町の幹部職員には通達をしたところであります。今一生懸命精査をさせていただいておりますが、無駄なものについては徹底的に排除し、そして町民の皆さんにできるだけ痛みを与えたくはないんですが、きれいごとに終わらないように、そんな町政をこれからつくってまいりたい、そして当初の予算編成に邁進してまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長 大原龍彦君

よろしいですか、まだ5分ありますよ。

以上で菊地久君の1問目の質問を終わります。

続きまして、2問目「名古屋市民か蟹江町民か決断の時 どうする町長」を許可いたします。

○10番 菊地 久君

名古屋市民か蟹江町民か決断の時、どうする町長、常に町長です。

この質問について、3月、9月と私が質問いたしましたし、また6月には中村議員、それ

から黒川議員、また9月には中村議員も一緒におやりになっておるわけであります。そこで、そのときの私たちの質問と町長の答弁についてですね、一つ最初におさらいをしたいというふうに思うわけでございます。

3月議会であります、私の質問は、名古屋市との合併に向けて研究会を発足させよということでありました。市町村合併の現状について、まずよかったのか悪かったかということに質問をしておりました。それは愛西市のことです。そして弥富や愛西市が誕生し、東部3町の合併も進められておる。そして名古屋市では道州制の考え方の中で、蟹江など近隣市町村を含めた名古屋州の動きがあると。今こそ名古屋市合併に向けて町も研究が急務と考える。町長はどうすべきかという質問に對しまして、そのときの町長は、名古屋市の合併や海部郡全体の動きなども考慮をし、今後本町の進むべき道を模索していきたい。東部3町が法定協議会を設置した時点で住民と一緒に考えていきたいというのが、3月の議会での答弁でありました。

そして、6月の代表質問のときに、中村議員が名古屋市の問題について質問をしております。名古屋市のいい面をPRをしつつ、4月の選挙で河村さんが市長になった。住民税10%減税で頑張っているが、市長の考えは、税金を安くするから企業も人も名古屋へ来てほしいというものであり、今が名古屋市に入れてもらえる絶好のチャンスではないかという質問に對しまして、町長は、民意の代表である議員の皆様方の意見を聞き、合併などを進めていきたいと。横江町長、名古屋市への合併編入については越えなければならないハードルはたくさんあると思っている。議員の皆様方が民意の代表であると考えているので、皆さんのそれぞれの考え方を聞き、合併など進めていきたい。名古屋州制についてもしっかりと勉強をしていきたい。またことし開催されるまちづくりミーティングを通して、町民の皆様方から、この合併についていろんな意見を聞きたいと思っているという答弁をなさっておるわけでありました。

また、黒川議員としては、蟹江町はこれからも町として単独で進めていくつもりなのかとの質問に對しましても、まちづくりミーティングなどで合併に対する考え方を聞きたいと。合併についてはまちづくりミーティングなどを通じ議論を深めていきたいと。来年3月22日、23日だと思う、東部3町が新しく市としてスタートする予定なので、その時点で必ず議員の皆様方に一定の考えをお示しするときにくると思うということを、6月の代表質問のときに答弁をなさったわけでありました。

そして、9月でありますけれども、名古屋市との合併に向け協議会を発足させようということで私であります、合併に向けて職員による研究会や各種団体、議員による協議会を発足させ、4年以内の実現が望ましいと。愛する我が町蟹江の将来のため、今こそ熱意と努力で売り込むときではないか。町長の合併への考え方や行動日程などの方針を聞きたいと町長が言いました。

11月から学区ごとのタウンミーティングを予定しているので、合併についても町民の皆様
の声を聞いてみたいと。各種団体などによる研究会の発足や職員間での検討会議の設置も含
め考え方を示していきたい。今時点では合併する考えはないが、今後、海部地区全体や名古
屋市なども視野に入れ、本町の行く道をしっかり決めていく必要があると思っているという
答弁をなさっております。

その後、中村議員も一般質問で、合併の方向を示せというようなことに対しまして、町長
は、海部地区全体での合併後、名古屋市編入を考えている。中村さんが、横江町長はこれま
での自分の行政経験から、どの市町との合併が町民にとって一番いいと思っているのか。横
江町長、私は海部地区を一体にして、その後に名古屋市と合併してはどうかと考えていま
す。この提案は私の任期中に必ず実現させていただくと。中村さん、町民の考えを知る方法
として住民投票を行ってはどうか。そして町長の意に反し、名古屋市編入したいという町民
の願いが大きいときはどうするつもりか。町長、私は住民アンケートを行うべきと思ってい
る。その結果、名古屋市との合併を望む声が多い場合は、当然そちらにかじを切るのは首長
の決断であるということろまでが、今までの質問と町長の考え方が出されているわけであり
ます。

そこで、少しずつ整理をしてまいりたいと思いますけれども、今、あま市が来年3月に誕
生しますと、海部郡では蟹江、大治、飛島村の2町1村だけが海部郡と残りますので、例え
ば2町1村残ったもの同士で合併ということは考えられないんだろうかなというような質問
を、まず今1点させていただきます。大治さんは人口約2万6,000人です。飛島さんは4,800
人であります。そんなことで、一つそれはどうなんでしょうねと。

2つ目、例えばこれも津島市との合併です。蟹江と津島市との合併、約10万ぐらいになる
わけですが、10万都市をつくろうと思うと津島と蟹江、市では津島が残っておるものです
から、10万都市というのは考えられないだろうかと。また、弥富市との合併問題であります
が、2006年に合併をしまして4万4,470人今お見えになるわけですが、弥富市その
のものが一緒になるときの大きな弊害としては、当時の川瀬という町長が、おれんこの弥富
町を選ばないと嫌だと言ったものですから、だめになったわけです。そのときに、海部市で
も海南市でも一緒になりたいよと言えばよかったものを、そういうめちゃくちゃ言ったもの
で、町長も落ちたわけですが、選挙で落ちましたよね、あの人ね、市長で落ちたね。

それはそれとして、今の服部市長にかわっておりまして、大らかに港を含めて再度合併問
題について弥富、飛島、例えば蟹江、これは海部郡一帯なんですね。そういうようなところ
で、合併というのを模索をするということも大事ではないかなと、こんなように思いますが、
3点目、それについてはどんなご検討をされておられるのかなと。

それから、愛西市は、前回、2005年に合併をしまして6万6,881人だったようでございま
すけれども、そういうようなあの市も合併して、今いいか悪いかは別にして、頑張っ

と思いますがね、そんなことを計算していくと、海部郡で1つ全部が整理をするというのが1、2、3ということなんです。この辺のことについて、ひとつお考えをお聞かせ願いたい。

そして、この名古屋市を中心とするところは、大体先回ことし9月ですけれども、中日新聞で、平成合併が終幕したと。尾張知多市町村数は49が35となった。今後は名古屋市との合併が動き始められると思われるわけである。これは一つは名古屋市への合併に入っていく方法と、さっき言いました先回のときも質問いたしました、名古屋を中心として名古屋市が220万の町から周辺の市町村を含めて500万の名古屋州、横浜州、名古屋州、それから大阪州この3つを東京都と同じような独立をしたような州に、国全体が州の方向に動いたときの話であります、名古屋はそういうような名古屋州で独立した州が欲しいと考え方を持っておりますので、名古屋を中心とした500万の州の一員となるかどうか、これからの動きがあるわけですが、そんな等々を頭に入れつつ、5点目は我が蟹江町の問題であります、蟹江町というのは小さくてもきりと光って単独の町として、3万7,000の町がこれからも悠々と生きていけるかどうか、孤立した蟹江町と言われるのか、いや、小さくても立派な蟹江町と言われるのか、したがって蟹江町はこれからも蟹江町として単独で頑張ろうとしておるか、それとも私がよく言っております名古屋市との合併ですね。その方向について議会も町長も決断をする時期がそろそろ来るのではないのでしょうかと思えてならないわけです。

こういうことを言うと、まず相手の名古屋市は、そんなことあんたたち言ったってそっぽを向いとるよというような話が多かったものですから、大治さんやあの海部の衆が松原さんのときに、名古屋市へ入れてちょうだいと言ったときに、あんたら、まあだめだわということで断られた因縁があるもんですから、何でございすけれども、それで蟹江は河村さんにかわりましてね、市長が河村さんにかわって決していろいろ見方があるもんですから、ああとらこうとらあの人はつぶれるわとかね、あんなもんろくなもんじゃないとかいろんなことがあるわけですが、やっぱり市長になって議会とのいろんな対決があって当たり前です。馴れ合いはいかんです。町長と私と仲いいわけですが、馴れ合いじゃないです。議会へ来たらこうやってね、言いたいことを言わないかん、これは大事なことでございすので、馴れ合いはいかん。だから、河村さんはそういう意味で、議会改革も大きく目指してああいういろんな問題点を先回の議会でやって、多分市民税の10%を再議にかけてでもやるということで、多分あれはそういうことになると思いますし、それから地域委員会の問題もそうでしょうし、残されたのは議会改革ですが、議会改革まで市長にとにかく言われるほうが恥ずかしいんです、正直言って。町長から我々に、おまえら議会、もっとしっかりせんかと、改革せんかと言われたら恥ずかしいもんですから、我々は逆に我々のことは我々でやるよと、それは当たり前のことです。それは名古屋の市会議員はたるんどったと思えば結構で

すが、そういう緊迫したことがなかったものですから、訓練がないんですよ。蟹江へ来ると訓練させてあげるわけですが、勉強不足で訓練なかったんですがやっと目覚めましてね、それはそれなりに議会改革やいろいろ3月ぐらいまで出されると思いますので、そのころになると、多分名古屋の市政、河村市政も安定をしてくるであろうと。

一番その動乱期で一番大変なときに、私と中村議員と黒川議員があそこに行って市長に会いたいと言ったら、おおどうぞ来てちょうだいと、ああいう感じでございますので、来てちょうだいだったものですから、行ってきました。3人が行ってきたんですが、まさか中日新聞にこんなに大きく大々的に取り上げられるとは思いませんでしたが、名古屋の市民版にも載りましたし、尾張のこんなほうにも載っちゃってね、あれを見た反響が大きくて、町長も、あんなものは菊地議員のパフォーマンスだというふうに思ったと思いますし、浜田県会議員などはね、あんたらそんな町会議員やとって、何だったら3人そろって名古屋へ行ったらどうだと言ってよこしやがってね、まあ本当に困ったもんだと思うんですが、そういうことは言っちゃいかんことだね、普通はね。

というようなことで、ちょうどタイミング的にね、市民税減税を言ったり新しいことをしようとする、批判がいっぱいあるわけです。その批判がいっぱいあるところへやっぱり蟹江町の気持ちとして、代表ではないですよ。私も蟹江町会議員の一人として名古屋市へ売り込みに行ったわけです。あんな言い方、いろいろあるわけですが、本当はね、新聞でもきちんと書いてくれとるんですがね、何か知らんけれども、おまえらだけ3人が行きゃいいがやと言われるような書き方ではなかったですね。

蟹江町の町議が5日、名古屋市公館に河村たかし市長を訪ね、蟹江町との合併を要望したと。河村市長は住民の盛り上がり的大事と述べ、推移を見守る考えを示した。菊地久町議ら3人が、町として決めたわけじゃないがと前置きをし、名古屋にお嫁にもらってほしいと市長に合併の意向があるかを探りを入れたと書いてある、ちゃんとね。探りを入れたんですよ。市長は住民から税金が安いまちをつくりたいという声が出ればありがたいと。減税で企業を誘致するにも、名古屋には広い土地がない。減税の切り口から合併に関心をのぞかせたというようなことで、正しいのは、これが正しかったかどうかは別として、いずれにしても、そういう政治には政治のタイミングというのが、私はあるような気がするわけです。だから機を逸したときにはやっぱり逃れていっちゃう。蟹江町が昔名古屋市合併、富田町はなかったんですが、蟹江町は回答のときにノーということで今日がありますし、それからまた、弥富との合併のときもね、弥富との合併のときもいろんなあれがあってノーで、常に蟹江は蟹江で、確かに蟹江は歴史のある町ですよ。お城もあった町。だから古い人たちに言わせると、蟹江は殿様、弥富の人はわしらが支配しとったという古い人もおるわ。でも、今は人口も変わってきましてね、私はよく来り人だ来り人だとよく言われた一人でありますけれども、こちらに来てもう50年でございますので、来り人と言われるのはどうかなと思いますけれども、

思いは、これからの思いとしては、名古屋に視線を向けたらどうでしょうかという考え方でございます。

ちょっとしゃべり過ぎましたが、本当は一個一個聞かないかんけれども、まあいいわ。いずれにしてもこの合併問題については、それぞれ一人一人に質問をしておりません。これは何だかんだ言っても町長の英断、決断によってこれからどう進める、どう考えるということでもありますので、これは町長のこの今までの質問に対するお考えを再度お聞かせを願って、これからの日程や行動や進め方なども具体的に合わせてあるとするならば、出していただければ大変ありがたいと思いますので、これはあくまでも町長の答弁をしてください。その後また再質問させていただきます。

○町長 横江淳一君

ちょっとメモしとったんですけれども、途中からわからなくなってしまいましたんで、ちょっと前後したら失礼をいたしたいと思います。

名古屋市との合併について、るる数人の議員の皆様方から、河村市長誕生の前から実はご質問いただいていたのも十分わかっております。それで、ちょうど、この蟹江町が平成16年に2町2村の合併協議会のときの代表議長さんが菊地議員であったことも事実であります。どうしてこういう状況になったかということも、菊地議員のみならず皆様方理解のもと、合併の協議会の解消をしたということも、これも事実であります。

そんな中で、平成17年4月に第17代目の町長として誕生させていただいた。そのときには、合併も視野に入れていろいろ頑張りたいというようなことを私は言ったこともちゃんと自分なりにわかっております。ただ、その相手が名古屋市かどうかということにつきましては、これはまだ私は言及したわけではありません。ただ私の個人的な考えとして、これはもう議員さんにお答えした中にも一つはありましたけれども、当然民意を聞くべき。それと先回の合併協議のときには若干その民意の聞き方というのか、聞き出し方というのか、パブリックコメントもとっていなかったような気がしますし、アンケートも本当に限られた枚数だけだったというふうに理解しておりますので、若干そこところがちょっと軽率ではなかったのかなということを、私自身は思っております。しかし、合併協議会まで実は行きました、最終的にはああいう状況になったのも事実であります。

そんな中で、河村市長が誕生される相手の方、選挙で戦われた方がグレーター・ナゴヤ計画というのを名古屋市も含めた考え方を私はされておったような気がいたします。河村市長さんからは余り、すみません、私の知識不足で申しわけない。もし間違っていましたら、これはご確認をいただきたいんですけれども、道州制だとかそれから名古屋州制、300万グレーター・ナゴヤ計画というのが口には余り出なかったような気がいたします。10%減税と地域委員会と、それから議会改革のことについては、10%だというマニフェストにはたしか読ませていただいたことはあります。

それで、蟹江町の考え方ではありますが、ちょっと戻りますけれども、私は海部郡の中でいわゆる5年前、6年前に1市12カ町村ありましたこの海部郡が、今現在広域行政を含めていろんなところで一部事務組合を通じたり、それからいろんな集まりの中で今行政圏を形づくっておるわけでありまして。これが適切かどうかについてはどんどん合併によって負担率も変わりました。そして温度差も相当変わってまいったわけでありまして。合併をしてよくなったところ、合併してそうじゃなかったところ、これはいろいろあるやに思います。まだまだこれ結論を出すべきことじゃないと思いますけれども、このあま市も3月22日でもって一応の合併を見るわけでありましてけれども、私はもうしばらく様子を見てもいいのではないかなと。軽々に合併をというのが、これは例えば名古屋市という合併相手、それから海部郡という合併相手、それから今菊地議員がおっしゃったような津島との合併相手、それから弥富、愛西市、すべてでありますけれども、一つの固まりをつくることが行政の効率化だとは私は思っておりますが、その相手先を決めてかかってやるというのは、ちょっと考え方としては性急過ぎるんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、議員の皆様方にそういう協議会をつくっていただくのは大いに私は大賛成であります。ただ私の個人の意見からすると、とりあえず合併、名古屋市との合併をするという一つの前段階として海部郡の広域行政を一つ確立したものにしておく。この経済状況でありますので、一番効率のいい方法をとって、なおかつ蟹江町の住民にとって一番いい方法を、できるだけ民意を取り入れながら探り出す、これが私首長、長の一番の決断の要るところであるというふうに思っております。この4月に2期目をスタートさせていただいたんですが、もう既に半年以上、8カ月以上たっておるわけでありまして。残された3年半の間、この合併問題についてはタウンミーティングだとか、それからいろんな形で民意をとっていききたいなというふうには、当然継続をさせていただきます。

ただ小さくてもきらりと光るまちづくり、蟹江町の特性を生かしたまちづくりをこれからやっていく中で、延長線に合併があっても、これは別に皆様の民意がそうであれば、これはいいと思いますが、軽々に性急に合併をすることによって最終的に住民の皆さんにいろんな思いをかけるのは、これは忍びなく思うわけでありまして。そういう意味で、あま市の誕生、そして地域との市とのこのごろのつながり、広域行政と広域医療圏も含めてこれからやっていかなければならない山積みにした課題がたくさんありますので、そちらのほうにまず傾注して、議員の皆さんにもその都度ご説明は差し上げますが、その先にどこかの合併がある、これは結果的にそうあっても私はいいと思っております。

以上であります。

○10番 菊地 久君

それじゃ具体的に、今度のタウンミーティングをおやりになられましたね。そしてその前半、後半に分かれて、後半はまちづくりミーティング、テーマはこれからの合併についてと

いうことでおやりになったと思いますけれども、そういう中で、例えばいったんこれ呼びかけをしたわけです。その呼びかけの仕方も、今言った町長は余り真剣に合併、名古屋市の合併だとかよその合併問題も余り考えていないものですから、聞くほうもやっぱり伝わってこない、正直言ってね。あなたの合併問題については真意だとか、胸を打つ情熱というものは全然伝わらない。何となく、今の言ったようなことではね、これは悪いけれども、だれが聞いても、ああ町長は合併という問題についてはまず考えておらんという印象が一番強い。そして、そうではないけれども、じゃ例えば中村議員の質問で、一遍アンケートをとったらどうだと……

（「住民投票」の声あり）

住民投票か。それは条例の前にやらないかんことはいっぱいあるね。それで、そういうアンケートでやってみるだとか、あらゆることをやっていかないと、例えばいいですか、心配しておりますことは、まず近くの大治さん、大治さんは3月22日、あま市が誕生した後、急速に一定の方向で動くでしょう。5月は選挙ですわ。町長選挙に小林さんは不出馬、出ないということになると、合併問題を争点にした町長選挙があると思っていただいていいと思う、大治。そのときに……

（発言する声あり）

ええがな、政治家だもので夢を語る。鳩山さんが言っているようなことで、夢を語っているようなものだけれども、まあいいか。

そして、名古屋の河村さんが今言った合併問題までは言っていないことは事実、しかし流れとして木曽川のほうまで名古屋市編入なり合併なりという話を出される時期というのはあると思います。そのときに蟹江が外されるんではなしに、蟹江はやっぱりそのうちの中心的地におると、中川区は多分分区をするだろうと思うんです、分区、分けると思う、大きいでね。今16区あるんですわ。中川は大きいものですから、何とか庄内川からという、これはあくまでも水面下のことでありますが、そういうタイミング等々にいつでも対応できる、即応できるという気持ちがあるかないかということによって、また八兵衛にされるおそれもある。だから常に我々は前を向いて、正しいか正しくないかは別ですよ。ノーはノーでいいんですよ。ノーという人はノーでええの。そういうお声、住民いっぱいおるもんですから、そういう中でいろいろ模索をされながら、蟹江の将来をどう決めていくかというのが町長の仕事だろうし、我々議員も仕事です。そして来年、再来年は議会の選挙もありますので、議会が議員さんが一人一人が民意を問うにも、その町会議員選挙で民意を問うということもあり得る。そして2年後の町長選挙で合併問題で民意を問うことがある。だから4年以内の中で大きくこの問題というのが結論や決着というのは、果たしていかなければならないタイミングがやっぱりあると思うんですよ……

○議長 大原龍彦君

菊地議員、ちょっとお待ちください。

お諮りします。

会議時間を延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

よろしいですか。

○10番 菊地 久君

あと何分あったね。

○議長 大原龍彦君

あと5分。

○10番 菊地 久君

まあそういうことで……

○議長 大原龍彦君

暫時延長したいと思います。

○10番 菊地 久君

小原さんが、菊地さん夢ばかり語つるとおっしゃるけれども、政治家は夢も語らんとね。大事なことでございますので、まあええわ。

そういうことで、というこの海部地区全体の動き等があったときに、蟹江さんは何も考えていなくて、孤立をしておるんじゃないかという批判が、地域の市町村や町民から出ることが一番いけないことだと私は思うんです。前向きにどうあれ、どうあれ前向きにどういう蟹江町でありたいかということが伝わっていかないかんということです。

それで、町長のほうがどうも足腰が重いから、議会の皆さんが張り切って頑張ってもらえばそれは世論ですのね、変わるならとおっしゃるならばそういう運動がね、起きることによって変えることができるものですから、だから町長としては積極的に前向きに今はやる考えはない。やるならどうぞおやりになってくださいと。菊地久さんのパフォーマンスでも結構ですと、こういうことならこういうことでもいいわけ。

だから、再度申し上げますけれども、町長の今の気持ちは、海部郡一帯なんて無理でしょう。海部郡一帯ということは全部でしょう。愛西市、あま、津島でしょう、弥富って、それこそそっちのほうが至難のわざですよ。海部郡全体を一本にしようとする。それは県議員さんがそれぞれが合併せん前には黒川県議員も浜田県議員も、わしは海部郡一本で32万の政令指定都市ですね。30万でいいような時期があったの。そのほうがいいよとおっしゃったことがあったけれども、その声は市町村合併の県の中では議論のないまま勝手に色を塗ってやってよこしたわけでしょう。それであつちはこっちこいやって、蟹江町は外された。海部郡のほうで弥富とあれのときに、蟹江はちょっと色を塗った。一遍で蟹江だけ外れとった絵があったでしょう。それをある議員さんがえらい頑張ってくれて、いや蟹江もこの弥富

のほうとの合併のほうで協議会に入ったらどうだということが協議会に提案をされて、それでそういう方向になったという経過もあるわけです。

だから、常に蟹江町はあっちからもこっちからでも外されておったということだけは理解せんといかんもんですから、積極的に今は打って出ると、そういうときではないかと思えますので、再度町長に申し上げますが、答えるつもりがなかったら聞きっぱなしでも結構です。わかったと言ってもらえりゃそれでいいです。

○町長 横江淳一君

大変ご心配をいただいております。

再度菊地さんに申し上げます。私は合併をする気がないというのは一言も言った覚えはありません。先ほど言いましたように、名古屋市との合併を近々に考えるつもりはありませんと言いました。といたしますのも、実はじゃいろんな要因が考えられるわけじゃありませんか。相手の考え方はどうか知りません、まだ今正式に私も市長さんとお話したことはございません。時間があれば当然河村市長さんとのお話をすることも辞さない構えであります。ただ、今私が申し上げましたのは、今の蟹江町に必要なのは、その話も当然あるはありますが、これからの海部郡を考えて、広域行政で今いろんな負担金出してやっております。この状況を重視したほうがいいのではないかと。その延長線の中に例えばあま市との合併、それから先ほど言いました津島市との合併、弥富市との合併、そういうのがあるかもわかりません。全体との合併があるかもわかりません。これは私にはわかりません。ただ名古屋市との合併ありきで物をしゃべるといのは、非常に私は危険だと思います、はっきり言いました。

これからの税制だとかいろんなことを考えて、例えば迷惑施設だとか、今現在ですよ。実際名古屋市のことを云々言うつもりは私はございません。しかしながら、今現在、蟹江町の置かれとる立場を首長として考えるならば、じゃ名古屋市とやりましょうというのは、私はこれは正確な判断ではないと思っております。ただし、考えていないとは言いません。当然これから名古屋市等に職員も知り合いもいっぱいおります。これから名古屋市の中でどういう考え方があるんだ。町がこういうことを言ったらどういうことになるんだということぐらひは、当然皆様方と議論する前までいろんな折衝はするつもりであります。これはあま市でも弥富市でもそれから愛西市でもいろんなことをやっております。合併しなくても広域行政圏、いわゆる定住自立圏構想というのも三河であるわけでありますので、これからの考え方として、合併せずしても、やっぱり広域で行政をやっていって効率のある行政地域をつくるというのは必要であります。ただし、その中に合併があれば当然それは合併でありますし、これを続けていくということです。どうして名古屋、名古屋なのか、私はよくわかりませんが、すべてがすべて名古屋のいいところもありましようけれども、そうでないところもやっぱりしっかりこれ精査をすべきだと私は、今の段階では思っております。

以上です。

○議長 大原龍彦君

以上で菊地久君の質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後 5時06分)